

区政概要

令和6年版

名古屋市

名古屋市き章



明治40年、市を表象するき章を定めようとして、各方面に意匠を求めるなど検討が行われましたが、同年10月の市会で㊤印を用いることに決議されました。

この㊤印は、尾張徳川家で合印（あいじるし）として使用されていた「丸に八の字」印といわれています。

以来、㊤マークは、名古屋市が将来に向かって限りなく発展する象徴として、市旗を始め市バス、地下鉄の車両などにも図案化して使用され、幅広く市民に親しまれています。

※合印 一般的には、他者と区別するための印。丸八印は尾張藩の略章（正式の家紋は葵巴紋）というべきもの。

名古屋市の木

クスノキ



昭和47年8月、7種類の候補木の中から市民による人気投票の結果、クスノキが「市の木」に選ばれました。

クスノキは名古屋の風土になじみ深い木で、熱田神宮、名古屋城などには樹齢数百年の巨木があります。また、鶴舞公園や中村公園でも主木となっており、古くから市民に親しまれてきました。

豪壮な姿、豊かな緑、つよい生長力は、まさに名古屋の都市景観にふさわしく、緑化推進の主役をになっています。

名古屋市の花

ユリ



昭和25年4月の「緑の週間」にちなんで、新聞社と共催で一般公募、選定したもの。

応募の花の種類は、ユリ、バラ、サクラ、キク、カーネーションなど100種類以上にのぼりましたが、1位は「ユリ」であったのでこれを市の花として選定しました。

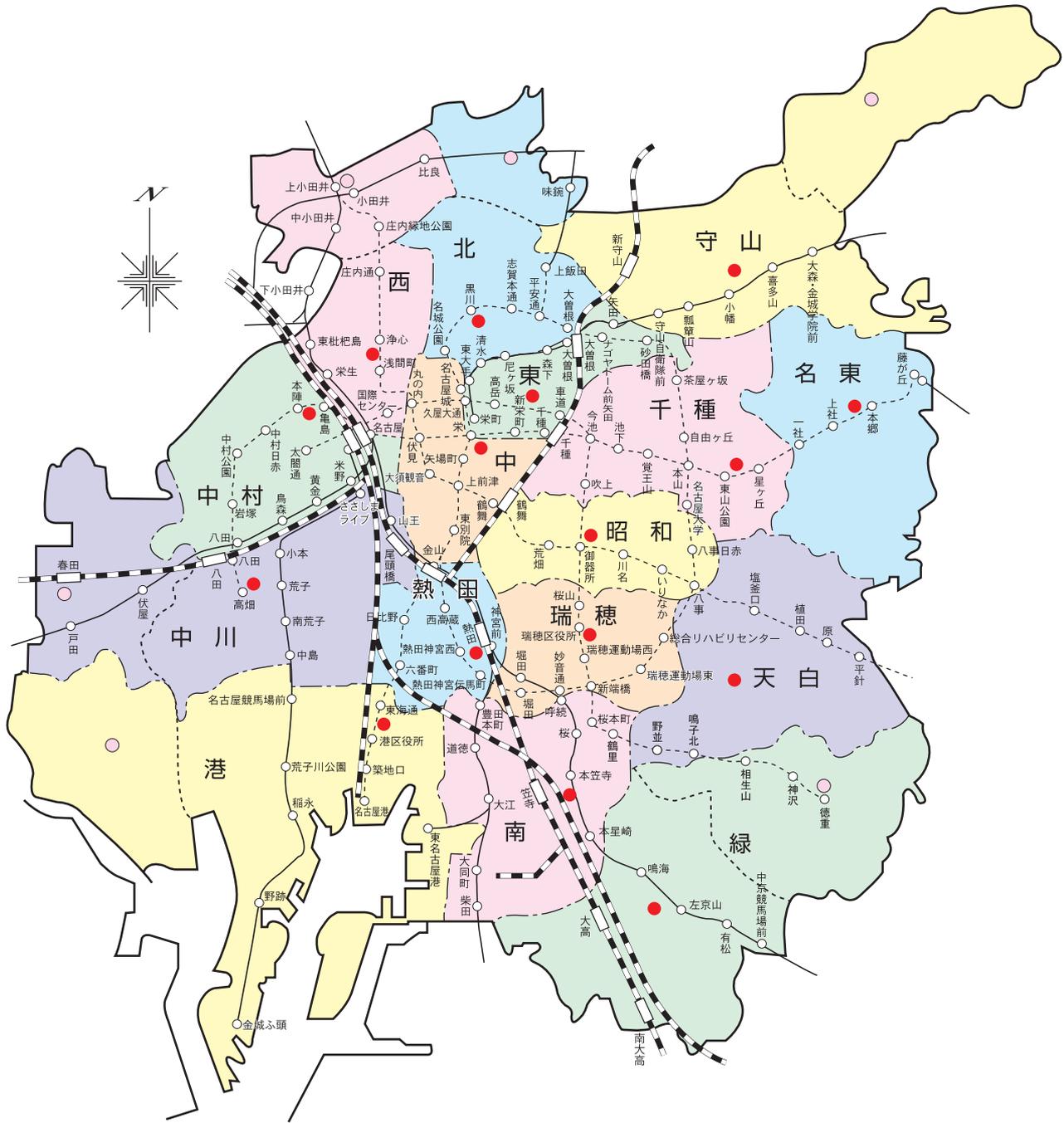
目 次

1	市勢概況	
(1)	16区の概要図	1
(2)	市域拡張の変遷図	2
(3)	市域拡張の変遷図（港区詳細図）	3
(4)	区域の移りかわり	4
(5)	区の面積・世帯・人口の推移	7
(6)	区の特徴	11
2	区役所庁舎等概況	
(1)	区役所及び支所の位置	27
(2)	区役所を中心とした区内の最長距離	32
(3)	区役所及び支所庁舎建物一覧	33
3	区役所行政機構等概況	
(1)	区役所の組織	34
(2)	区役所の事務分掌	37
(3)	区役所職員定員表	49
(4)	課係別職員現在員	50
(5)	支出費目別職員現在員	51
(6)	区長等名簿	53
(7)	区関係委員会及び各種団体代表者一覧	55
4	区関係諸統計	
(1)	各区の人口調	56
(2)	戸籍事務取扱状況	57
(3)	住民基本台帳事務取扱状況	58
(4)	印鑑登録事務取扱状況等	59
(5)	諸証明・閲覧件数	60
(6)	区役所文書の取扱と公示件数	61
(7)	法律相談事項別件数	62
(8)	国民健康保険実施状況	63
(9)	被保護世帯と人員	64
(10)	介護保険実施状況	65
(11)	小・中学校学年別児童・生徒数	66
(12)	土地利用状況	67

5	区関係諸規程	
(1)	区長以下代決規程	68
(2)	区長委任規則	115
(3)	名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則	118
(4)	社会福祉事務所長委任規則	119
(5)	名古屋市社会福祉事務所処務規程	122
(6)	区における総合行政及び区の特성에応じたまちづくりの推進に関する規則	123
(7)	区における総合行政及び区の特性に 応じたまちづくりの推進に関する 実施細目の制定について	126
(8)	区役所講堂及び区役所支所講堂使用規則	129
6	政令指定都市の概要	
(1)	区役所所在地等	137
(2)	政令指定都市区政担当課	143
7	各区のシンボルマーク	145
8	区の木・区の花・区之歌等	147

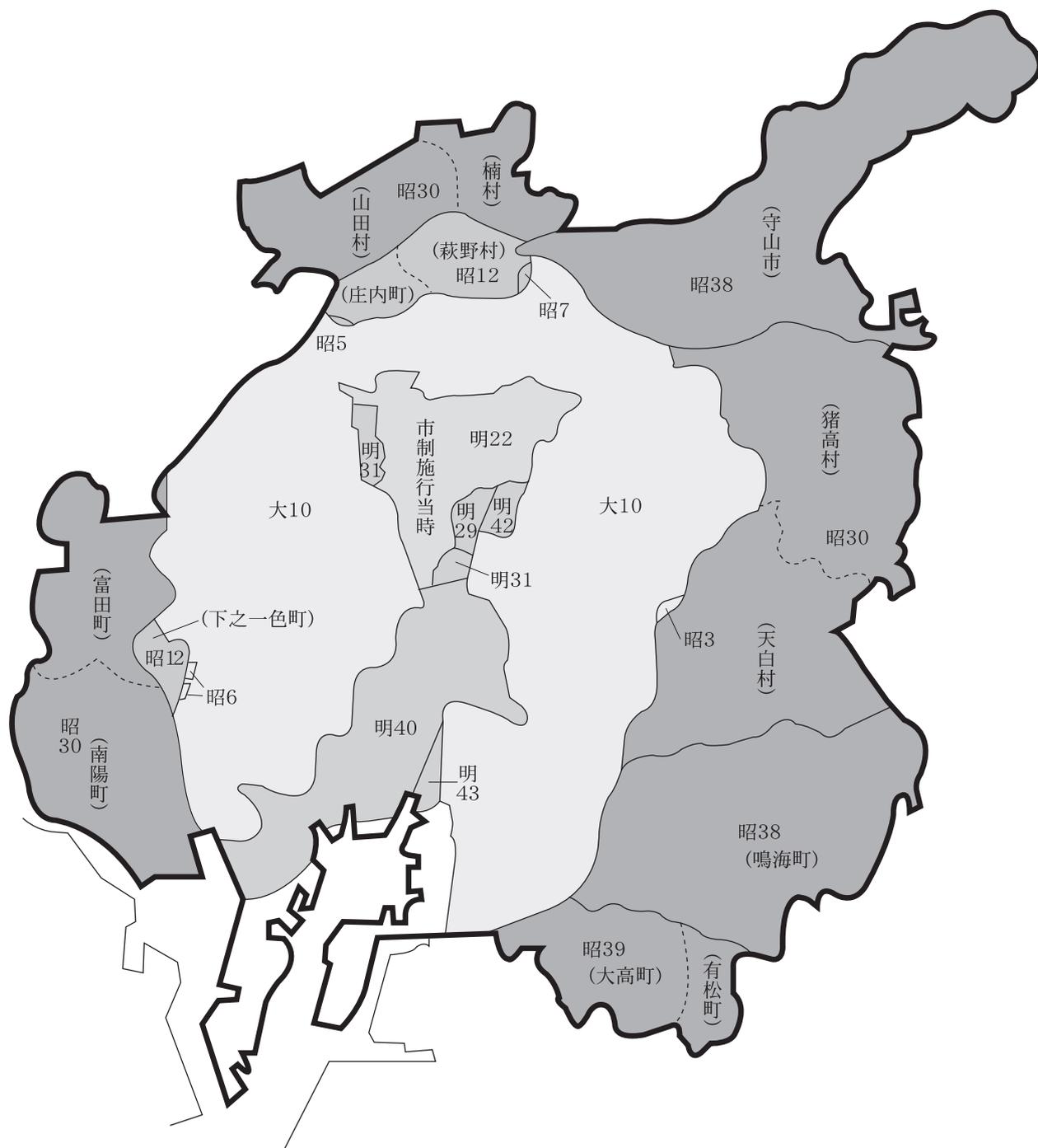
1 市 勢 概 況

(1) 16 区 の 概 要 図

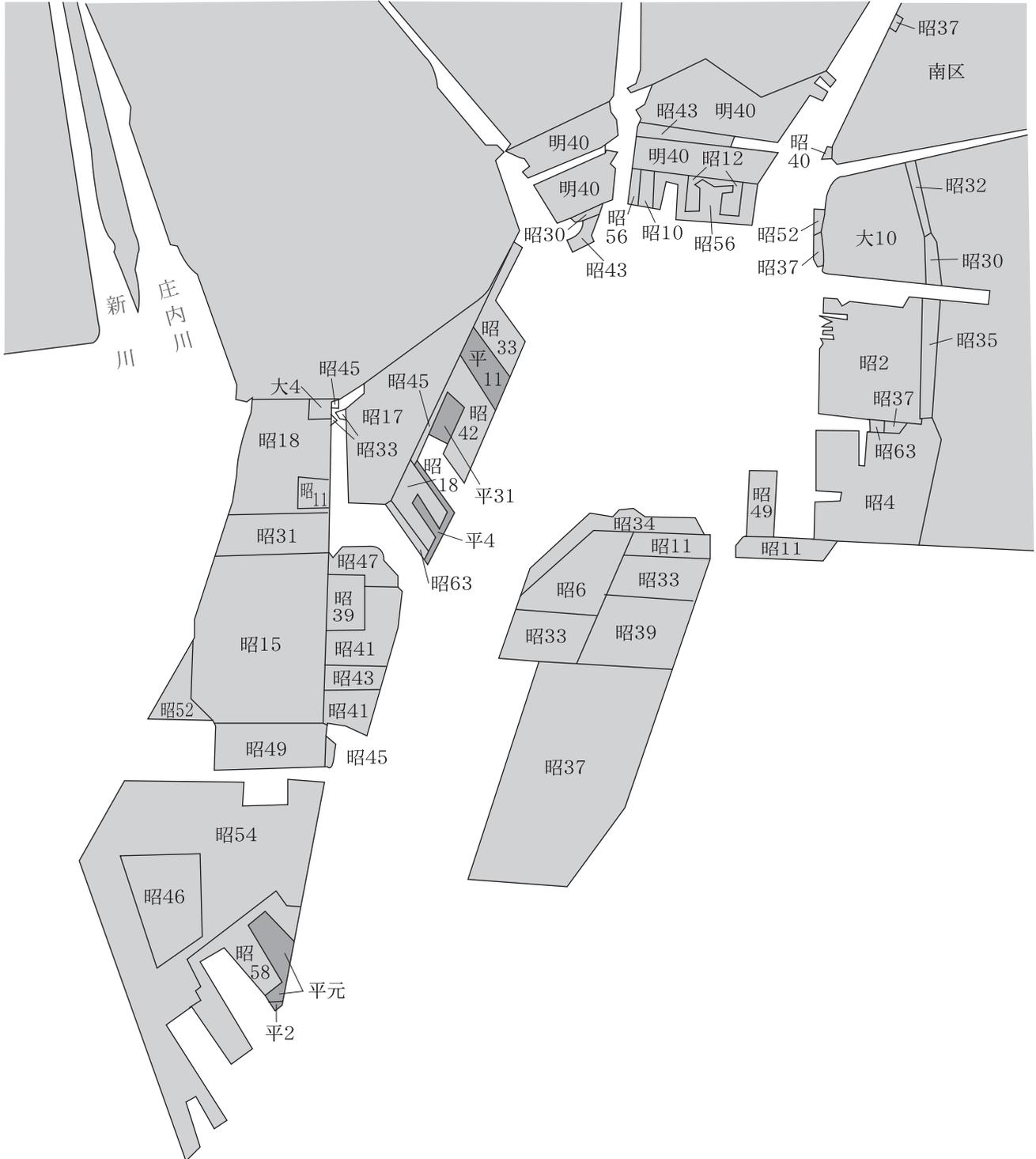


凡 例	 J R	 市 界
	 私 鉄	 区 界
	 地下鉄	 支所所管区域
	 区役所	 支 所

(2) 市域拡張の変遷図



(3) 市域拡張の変遷図(港区詳細図)



(4) 区域の移りかわり

明治22年10月1日市制施行後、明治40年熱田町の編入により一躍人口、面積が増加したので、市民の利便と事務処理の便宜を図るため、翌41年4月1日全市を東、西、中、南の4区に分けて区役所を設けた。

昭和12年3月隣接3カ町村の合併を機に本市の急激な発展に伴う近代都市としての能率化を図るため、同年10月市制施行記念日を期して、従来の4区に新しく6区を増し、全市の区域を千種、東、西、中村、中、昭和、熱田、中川、港、南の10区とした。昭和19年さらに北、栄、瑞穂の3区が増区され13区となったが、戦災により焦土と化した中区、栄区を戦後に合併、中区とし、全市を12区に減区した。昭和38年守山市および愛知郡鳴海町を編入し、それぞれ守山区および緑区とし、全市を14区とした。翌昭和39年12月緑区に隣接する知多郡有松町および大高町を編入し、これを緑区の一部に加えた。ついで昭和50年2月千種区、昭和区の区域を変更しあらたに名東区、天白区を設置し、全市を16区とした。

年 月 日	経 過
明治 11. 12. 20	名古屋区（郡区町村編制法）
22. 10. 1	市制施行
29. 3. 23	愛知郡御器所村大字前津小林を編入
31. 8. 22	愛知郡那古野村及び古沢村大字東古渡を編入
40. 6. 1	愛知郡熱田町を編入——熱田中瀬町121番戸に市役所出張所を置く
40. 7. 16	愛知郡小碓村大字熱田新田東組、千年、熱田前新田、稲永新田を編入
40. 11. 9	千年及び熱田前新田地先公有水面埋立地を編入（築地）
41. 4. 1	4区制の実施——東区、西区、中区、南区
42. 10. 1	愛知郡千種町の一部及び御器所村の一部を中区の区域に編入
43. 3. 5	南区千年地先公有水面埋立地を編入（東築地）
大正 4. 12. 1	南区稲永新田地先公有水面埋立地を編入（鴨浦）
10. 2. 20	愛知郡笠寺村大字笠寺及び本星崎地先公有水面埋立地を南区の区域に編入（大江）
10. 8. 22	隣接16カ町村の編入——愛知郡千種町、東山村、西春日井郡清水町、杉村、六郷郡を東区、愛知郡中村、西春日井郡枇杷島町、金城村を西区、愛知郡御器所村、愛知町、常盤村を中区、愛知郡呼続町、小碓村、荒子村、八幡村、笠寺村を南区の区域に編入——各町村役場を区役所分所として存置
昭和 2. 12. 1	南区本星崎地先公有水面埋立地を編入（昭和町）
3. 3. 15	愛知郡天白村大字八事を中区広路町、南区弥富町の区域に編入
4. 7. 15	南区鳴尾町字神徳地先公有水面埋立地を編入（船見町）
5. 6. 15	西春日井郡庄内町大字堀越を西区枇杷島町の区域に編入
6. 1. 1	名古屋港東突堤端公有水面埋立地を編入（潮見町）
6. 7. 15	愛知郡下之一色町の一部を南区東起町の区域に編入
7. 12. 1	西春日井郡萩野村大字辻村を東区上飯田町、下飯田町の区域に編入
7. 12. 10	東区千種町字車田を中区に変更
10. 6. 11	南区西倉町及び海岸通地先公有水面埋立地を編入（海岸通6丁目）
11. 4. 1	名古屋港内第十号埋立地西公有水面埋立地を編入（汐止町）
11. 12. 1	南区潮見町及び船見町地先公有水面埋立地を編入（潮見町、船見町）
12. 3. 1	隣接3カ町村の編入——愛知郡下之一色町を南区、西春日井郡庄内町、萩野村を西区の区域に編入
12. 6. 15	海岸通地先公有水面埋立地を編入（海岸通3丁目）
12. 10. 1	10区制の実施——千種区、東区、西区、中村区、中区、昭和区、熱田区、中川区、港区、南区
12. 11. 1	海岸通地先公有水面埋立地を編入（海岸通3丁目）
15. 2. 15	名古屋港内第十号埋立地西南公有水面埋立地を編入（空見町、潮風町、汐止町）
17. 3. 26	名古屋港内第十号公有水面埋立地を編入（潮風町）

年 月 日	経	過
昭和 18. 4. 10	名古屋港内第十号公有水面埋立地を編入（潮風町）	
18. 4. 10	名古屋港内庄内川左岸地先公有水面埋立地を編入（汐止町）	
19. 2. 11	13区制の実施——北区、栄区、瑞穂区の3区を増区	
20. 11. 3	12区制の実施——栄区を減区し、中区に編入	
21. 4. 15	千種区、東区、北区、西区、中村区、中区、昭和区、熱田区、中川区の一部区域変更	
22. 8. 1	中区南外堀町12、13丁目を東区に変更	
24. 6. 20	中村区野田町字経田、柳下、二反畑の一部を中川区に変更	
26. 1. 12	中区上名古屋町字北野を北区に変更（26. 5. 1より名城町、城北新町に町名変更）	
28. 10. 15	南区豊田町、元禄通、上通町、中通町、豊本通、蒲田町、太郎町の一部を瑞穂区に変更	
30. 4. 5	愛知郡猪高村を千種区、天白村を昭和区の区域に編入——旧村役場に区役所支所を新設	
30. 8. 1	港区大江町東側地先公有水面埋立地を編入（大江町）	
30. 8. 1	港区築地町地先公有水面埋立地を編入（築地町）	
30. 10. 1	西春日井郡楠村を北区、山田村を西区、海部郡富田町を中川区、南陽町を港区の区域に編入——旧町村役場に区役所支所を新設	
31. 7. 13	千種区、東区、北区、西区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、港区、南区、の一部区域変更	
31. 12. 15	港区汐止町及び空見町地先公有水面埋立地を編入（汐止町）	
32. 9. 14	港区大江町地先公有水面埋立地を編入（大江町）	
33. 1. 15	中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区の一部区域変更	
33. 8. 1	港区潮見町8番地先公有水面埋立地及び31番地先公有水面埋立地を編入（潮見町）	
33. 9. 20	港区一州町地先及び潮風町地先公有水面埋立地を編入（一州町及び潮風町）	
33. 12. 9	港区汐止町地先及び潮風町地先公有水面埋立地を編入（汐止町及び潮風町）	
34. 6. 1	港区潮見町地先公有水面埋立地を編入（潮見町）	
35. 6. 1	港区昭和町地先公有水面埋立地を編入（昭和町）	
36. 11. 1	千種区、昭和区の一部区域変更（植園町）	
37. 4. 17	港区大江町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（大江町）	
37. 4. 17	港区木場町と南区豊田町に囲まれた公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（豊田町）	
37. 4. 17	港区昭和町及び船見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（船見町）	
37. 4. 17	港区潮見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（潮見町）	
37. 11. 1	千種区、昭和区の一部区域変更（植田山）	
38. 2. 15	守山市の区域を編入——守山区設置、旧守山市役所を区役所、旧志段味出張所を区役所支所として新設 13区制	
38. 4. 1	愛知郡鳴海町の区域を編入——緑区設置、旧鳴海町役場を区役所として新設 14区制	
39. 2. 5	港区潮見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（潮見町）	
39. 2. 5	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）	
39. 5. 1	千種区、昭和区の一部区域変更（名大敷地）	
39. 12. 1	知多郡有松町、大高町を緑区の区域に編入——旧町役場に区役所支所を新設	
40. 6. 15	港区東築地町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（東築地町）	
41. 3. 30	東区、中区の一部区域変更（久屋町）	
41. 6. 9	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）	
42. 4. 1	港区潮風町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（潮風町）	
42. 12. 1	知多郡上野町と緑区との境界変更処分による一部区域変更	
43. 1. 6	港区西倉町、南倉町と北倉町にはさまれた公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（西倉町及び南倉町）	
43. 6. 13	中川区、港区の一部区域変更（富田町、南陽町）	
43. 10. 24	港区築地町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（築地町）	
43. 10. 24	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）	
45. 1. 20	港区潮風町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（潮風町）	
45. 1. 20	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認（空見町）	

年 月 日	経	過
昭和 45. 1. 20	港区汐止町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(汐止町)
46. 10. 29	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(金城ふ頭二丁目)
47. 2. 1	愛知郡東郷町と緑区、愛知郡豊明町と緑区との境界変更処分による一部区域変更	
47. 5. 6	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(空見町)
48. 4. 24	熱田区白鳥町、田中町及び木之免町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(田中町及び木之免町)
49. 1. 21	緑区有松支所及び大高支所を廃止	
49. 7. 3	港区船見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(船見町)
49. 11. 9	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(空見町)
50. 2. 1	16区制の実施——千種区、昭和区の区域を変更し、新たに名東区、天白区を設置、 新庁舎完成までの間旧猪高支所を名東区役所として、旧天白支所 を天白区役所として新設	
51. 2. 1	愛知郡日進町と天白区との境界変更処分による一部区域変更	
52. 1. 18	港区空見町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(空見町)
52. 1. 18	港区大江町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(大江町)
52. 1. 23	千種区、名東区の一部区域変更 (平和ヶ丘南部)	
53. 9. 23	緑区、天白区の一部区域変更 (野並東部)	
54. 3. 29	港区金城ふ頭二丁目地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(金城ふ頭一丁目、二丁目、三丁目)
54. 4. 10	守山区、名東区の一部区域変更 (藤森西部)	
54. 8. 1	南区大江川の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
55. 6. 15	緑区、天白区の一部区域変更 (相生南部)	
55. 9. 7	中村区、中川区の一部区域変更 (八田東部)	
55. 10. 26	千種区、名東区の一部区域変更 (大廻間)	
56. 7. 30	港区港町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(港町)
56. 9. 20	千種区、名東区の一部区域変更 (平和公園)	
56. 9. 20	東区、北区の一部区域変更 (北三工区)	
56. 10. 25	千種区、東区の一部区域変更 (千代田橋)	
57. 8. 29	名東区、天白区の一部区域変更 (植田山)	
57. 10. 9	中川区、港区の一部区域変更 (富永、中島新町西部)	
57. 10. 15	港区南郊運河の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
58. 3. 15	港区金城ふ頭三丁目地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	(金城ふ頭三丁目)
59. 1. 15	千種区、東区の一部区域変更 (大幸南)	
59. 1. 15	瑞穂区、南区の一部区域変更 (菊住)	
59. 10. 22	千種区、東区の一部区域変更 (砂田橋)	
61. 3. 25	港区港北運河の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
63. 3. 25	港区潮風町の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
63. 3. 25	港区船見町の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
63. 11. 20	千種区、東区の一部区域変更 (鍋屋上野)	
平成 元. 10. 27	港区金城ふ頭三丁目地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
2. 8. 1	港区金城ふ頭三丁目地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
4. 3. 24	港区潮風町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
7. 9. 1	日進市と天白区との境界変更処分による一部区域変更	
7. 12. 2	名東区、天白区の一部区域変更 (高針原)	
8. 12. 25	港区南郊運河の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
9. 1. 18	名東区、天白区の一部区域変更 (植田中央)	
9. 10. 23	港区及び中川区小碓運河の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
11. 3. 23	港区潮風町の公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	
13. 9. 15	千種区、名東区の一部区域変更 (猪子石原)	
15. 7. 29	尾張旭市と守山区との境界が判明でない地点の境界決定	
16. 10. 9	緑区、天白区の一部区域変更 (神ノ倉)	
23. 10. 15	名東区、天白区の一部区域変更 (高針荒田)	
平成 31. 3. 28	港区潮風町地先公有水面埋立地のあらたに生じた土地の確認	

(5) 区の面積・世帯・人口の推移

明治22年10月市制が施行されたときの本市の面積は13.34km²、世帯は48,000世帯余、人口は157,000人余にすぎなかった。その後市勢の発展にともない10数回におよぶ市域の拡張が行われたが、このうち大正10年の隣接16ヵ町村の編入、昭和30年の隣接6ヵ町村編入と昭和38年の守山市・鳴海町の編入は特筆すべきものである。この結果、現在本市の面積は、市制施行当時の24.5倍、世帯は23.6倍、人口は14.7倍になり、今日の本市をみるにいたった。この区別の推移は次のようである。

		M22. 10. 1	M40. 6. 1	M40. 7. 16	M41. 4. 1	T10. 8. 22	S12. 3. 1	S12. 10. 1
全市計	面積 (km ²)	13.34	17.54	31.98	37.28	149.56	160.09	160.11
	世帯数 (世帯)	48,049	79,284	80,438	81,788	129,638	240,200	245,200
	人口 (人)	157,496	343,468	350,046	359,680	622,781	1,165,000	1,186,900
千種区	面積 (km ²)							16.43
	世帯数 (世帯)							18,700
	人口 (人)							90,400
東 区	面積 (km ²)				6.35	27.35	29.46	13.10
	世帯数 (世帯)				18,074	28,605	57,100	39,400
	人口 (人)				79,145	135,625	274,700	190,700
西 区	面積 (km ²)				4.57	18.34	26.43	17.65
	世帯数 (世帯)				20,679	26,750	44,800	37,300
	人口 (人)				91,057	128,915	224,100	180,700
中村区	面積 (km ²)							12.52
	世帯数 (世帯)							22,400
	人口 (人)							108,500
中 区	面積 (km ²)				6.00	28.26	29.18	7.77
	世帯数 (世帯)				34,303	49,052	74,000	39,600
	人口 (人)				150,632	235,203	355,600	191,700
昭和区	面積 (km ²)							21.73
	世帯数 (世帯)							32,200
	人口 (人)							155,800
熱田区	面積 (km ²)							7.08
	世帯数 (世帯)							18,500
	人口 (人)							89,400
中川区	面積 (km ²)							21.15
	世帯数 (世帯)							15,100
	人口 (人)							73,000
港 区	面積 (km ²)							24.53
	世帯数 (世帯)							8,500
	人口 (人)							41,300
南 区	面積 (km ²)				20.36	75.61	75.02	18.15
	世帯数 (世帯)				8,732	25,231	64,300	13,500
	人口 (人)				38,846	123,038	310,600	65,400

- M22. 10. 1 市制施行 世帯、人口は「名古屋市史政治編第3巻」による。
M40. 6. 1 愛知郡熱田町を編入
M40. 7. 16 愛知郡小碓町の一部を編入
M41. 4. 1 4区制の実施 面積、世帯、人口は写真図説「明治の名古屋」による。
T10. 8. 22 隣接16ヵ町村の編入
S12. 3. 1 3ヵ町村の編入 世帯、人口は推計 昭和12. 3. 1市公報
S12. 10. 1 10区制の実施 世帯、人口(昭和12. 10. 1内閣統計局発表)は推計

	S19. 2. 11	S20. 11. 3	S25. 10. 1	S30. 10. 1	S35. 10. 1	S38. 4. 1	S40. 10. 1	
全市計	面積 (km ²)	161. 73	161. 73	164. 35	250. 07	250. 81	312. 32	325. 19
	世帯数 (世帯)	287, 106	153, 370	226, 597	284, 451	371, 347	451, 870	495, 200
	人口 (人)	1, 344, 100	597, 941	1, 030, 635	1, 336, 780	1, 591, 935	1, 832, 044	1, 935, 430
千種区	面積 (km ²)	14. 69	14. 69	16. 14	36. 02	36. 02	36. 47	36. 02
	世帯数 (世帯)	23, 699	10, 500	19, 183	27, 356	39, 909	49, 439	52, 587
	人口 (人)	106, 666	41, 383	86, 399	124, 054	158, 710	180, 176	189, 673
東 区	面積 (km ²)	8. 36	8. 36	7. 92	7. 68	7. 68	7. 68	7. 68
	世帯数 (世帯)	25, 219	15, 257	16, 456	18, 585	21, 940	24, 060	23, 564
	人口 (人)	113, 588	42, 079	72, 614	84, 273	92, 923	94, 552	90, 131
北 区	面積 (km ²)	10. 47	10. 47	11. 50	17. 57	17. 57	17. 57	17. 57
	世帯数 (世帯)	18, 295	10, 266	17, 131	24, 107	34, 188	40, 871	45, 306
	人口 (人)	85, 946	40, 102	78, 242	111, 711	146, 799	168, 673	176, 650
西 区	面積 (km ²)	8. 67	8. 67	8. 62	17. 57	17. 57	17. 57	17. 57
	世帯数 (世帯)	27, 726	16, 814	22, 168	25, 706	31, 479	36, 085	39, 528
	人口 (人)	125, 997	67, 207	103, 986	128, 049	144, 755	151, 364	162, 621
中村区	面積 (km ²)	16. 50	16. 50	16. 42	16. 19	16. 19	16. 19	16. 19
	世帯数 (世帯)	28, 215	22, 160	30, 898	35, 707	45, 142	50, 804	52, 439
	人口 (人)	122, 034	90, 211	140, 067	164, 846	189, 541	198, 459	199, 685
栄 区	面積 (km ²)	5. 82						
	世帯数 (世帯)	20, 525						
	人口 (人)	87, 912						
中 区	面積 (km ²)	4. 42	10. 24	9. 18	11. 22	11. 22	11. 22	11. 22
	世帯数 (世帯)	23, 673	9, 124	19, 613	21, 941	25, 210	25, 048	25, 123
	人口 (人)	107, 050	34, 263	87, 128	108, 955	113, 966	113, 169	103, 099
昭和区	面積 (km ²)	10. 95	10. 95	11. 10	34. 36	34. 36	33. 91	34. 36
	世帯数 (世帯)	22, 225	14, 015	19, 568	26, 028	35, 049	39, 085	44, 641
	人口 (人)	101, 614	56, 252	87, 936	121, 877	144, 166	153, 595	164, 486
瑞穂区	面積 (km ²)	11. 08	11. 08	11. 23	10. 01	10. 01	10. 01	11. 11
	世帯数 (世帯)	18, 590	13, 478	19, 927	23, 942	30, 484	33, 453	35, 356
	人口 (人)	89, 035	53, 403	89, 074	108, 545	127, 064	132, 317	135, 308
熱田区	面積 (km ²)	7. 94	7. 94	8. 10	9. 15	9. 15	9. 15	9. 15
	世帯数 (世帯)	22, 504	8, 327	13, 691	16, 169	20, 459	22, 726	22, 812
	人口 (人)	106, 223	32, 153	61, 592	74, 678	87, 065	90, 508	89, 574
中川区	面積 (km ²)	19. 66	19. 66	19. 61	32. 01	32. 01	32. 01	32. 00
	世帯数 (世帯)	22, 141	14, 947	17, 995	22, 517	28, 859	33, 577	41, 321
	人口 (人)	105, 377	63, 188	86, 154	111, 722	133, 875	152, 573	171, 287
港 区	面積 (km ²)	25. 50	25. 50	25. 78	39. 41	40. 15	41. 35	41. 74
	世帯数 (世帯)	11, 362	6, 456	11, 117	16, 211	21, 617	25, 442	27, 198
	人口 (人)	66, 824	27, 446	51, 419	77, 698	96, 830	110, 232	113, 575
南 区	面積 (km ²)	17. 67	17. 67	18. 75	18. 88	18. 88	18. 88	18. 88
	世帯数 (世帯)	22, 932	12, 026	18, 850	26, 182	37, 011	44, 924	47, 603
	人口 (人)	125, 834	50, 254	86, 024	120, 372	156, 241	176, 653	186, 755
守山区	面積 (km ²)						34. 01	34. 01
	世帯数 (世帯)						17, 326	19, 485
	人口 (人)						68, 272	79, 469
緑 区	面積 (km ²)						26. 30	37. 69
	世帯数 (世帯)						9, 030	18, 237
	人口 (人)						41, 501	73, 117

S19. 2. 11 13区制の実施 人口は昭和19.2.22内閣統計局の実施した人口調査による。

S20. 11. 3 12区制の実施 世帯、人口は昭和20.11.1の人口調査による。

S25. 10. 1 面積、世帯、人口は総理府統計局「昭和25年国勢調査報告第七巻」による。

S30. 10. 1 世帯、人口は昭和30.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和30年国勢調査報告第五巻」による。

S35. 10. 1 世帯、人口は昭和35.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和30年国勢調査報告第五巻」によるものにその後の編入分を加えたものである。

S38. 4. 1 昭和38.2.15守山市(=守山区)、昭和38.4.1鳴海町(=緑区)の編入 14区制の実施

S40. 10. 1 世帯、人口は昭和40.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和40年国勢調査報告第四巻」による。

		S45.10.1	S50.2.1	S50.10.1	S55.10.1	S60.10.1	H2.10.1	H7.10.1
全市計	面積 (km ²)	325.66	326.25	326.25	327.56	327.91	326.37	326.37
	世帯数 (世帯)	575,987	621,012	634,794	705,323	730,666	792,080	841,083
	人口 (人)	2,036,053	2,082,473	2,079,740	2,087,902	2,116,381	2,154,793	2,152,184
千種区	面積 (km ²)	36.02	18.47	18.51	18.59	18.55	18.24	18.24
	世帯数 (世帯)	65,494	57,186	57,593	63,722	63,667	64,829	65,546
	人口 (人)	213,362	173,598	168,861	166,837	163,762	156,478	148,847
東区	面積 (km ²)	7.68	7.68	7.68	7.68	7.70	7.72	7.72
	世帯数 (世帯)	24,041	23,838	24,275	25,417	26,888	27,498	28,225
	人口 (人)	82,693	75,560	74,376	70,046	71,506	69,032	66,096
北区	面積 (km ²)	17.57	17.57	17.57	17.61	17.62	17.55	17.56
	世帯数 (世帯)	51,717	55,700	57,017	59,848	60,674	63,267	66,983
	人口 (人)	179,803	182,767	182,610	179,266	175,827	172,559	171,582
西区	面積 (km ²)	17.57	17.57	17.57	18.00	18.00	17.90	17.90
	世帯数 (世帯)	46,379	47,403	48,069	49,736	48,841	51,631	54,158
	人口 (人)	172,677	167,665	165,179	151,348	144,032	141,384	139,106
中村区	面積 (km ²)	16.19	16.19	16.19	16.31	16.31	16.32	16.32
	世帯数 (世帯)	56,351	55,590	56,650	56,118	54,230	55,535	57,628
	人口 (人)	193,604	180,968	179,313	163,978	153,126	146,379	140,519
中区	面積 (km ²)	11.22	11.22	11.22	9.52	9.52	9.36	9.36
	世帯数 (世帯)	24,564	23,075	24,188	25,471	27,354	29,513	30,719
	人口 (人)	86,256	73,126	73,226	66,562	67,278	65,833	63,006
昭和区	面積 (km ²)	34.36	11.53	10.87	10.92	10.92	10.93	10.93
	世帯数 (世帯)	62,719	43,040	42,827	44,562	43,328	45,653	47,570
	人口 (人)	200,513	122,840	122,602	112,912	108,434	106,857	104,293
瑞穂区	面積 (km ²)	11.11	11.11	11.11	11.36	11.36	11.23	11.23
	世帯数 (世帯)	38,648	38,706	39,442	42,410	41,338	42,577	42,979
	人口 (人)	133,588	127,345	125,885	120,679	115,122	111,360	106,299
熱田区	面積 (km ²)	9.15	9.15	9.15	8.13	8.13	8.16	8.16
	世帯数 (世帯)	22,939	20,680	21,902	21,900	22,482	24,541	25,980
	人口 (人)	82,897	73,801	72,506	65,553	65,021	65,794	65,055
中川区	面積 (km ²)	32.00	32.00	32.00	32.40	32.40	32.01	32.01
	世帯数 (世帯)	47,290	52,279	51,974	58,110	60,104	66,690	72,937
	人口 (人)	181,342	188,509	187,396	191,450	193,004	200,111	206,678
港区	面積 (km ²)	42.21	42.80	42.80	45.37	45.72	45.57	45.57
	世帯数 (世帯)	32,580	32,963	36,254	41,012	44,190	48,971	52,706
	人口 (人)	125,392	129,926	130,740	132,148	140,956	148,185	150,538
南区	面積 (km ²)	18.88	18.88	18.88	18.56	18.56	18.47	18.47
	世帯数 (世帯)	52,343	50,666	52,775	54,368	55,301	57,576	58,795
	人口 (人)	190,413	181,864	179,311	163,768	162,968	159,709	154,275
守山区	面積 (km ²)	34.01	34.01	34.01	33.83	33.82	34.02	34.01
	世帯数 (世帯)	26,070	33,366	33,724	40,542	42,987	47,601	52,256
	人口 (人)	99,295	119,874	120,694	133,953	139,824	144,897	148,919
緑区	面積 (km ²)	37.69	37.69	37.69	37.94	37.92	37.86	37.86
	世帯数 (世帯)	24,852	32,176	33,324	44,253	48,704	57,553	65,257
	人口 (人)	94,218	115,471	119,126	145,872	159,555	178,919	190,936
名東区	面積 (km ²)		18.59	19.40	19.67	19.70	19.46	19.46
	世帯数 (世帯)		26,918	26,244	43,946	50,630	57,339	61,139
	人口 (人)		81,228	89,088	124,087	142,146	152,519	151,763
天白区	面積 (km ²)		21.79	21.60	21.67	21.68	21.57	21.57
	世帯数 (世帯)		27,426	28,536	33,908	39,948	51,306	58,205
	人口 (人)		87,931	88,827	99,443	113,820	134,777	144,272

S45.10.1 世帯、人口は昭和45.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和45年国勢調査報告第三巻」による。

S50.2.1 16区制の実施

S50.10.1 世帯、人口は昭和50.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和50年国勢調査報告第三巻」に港区の編入分を加えたものである。

S55.10.1 世帯、人口は昭和55.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は総理府統計局「昭和55年国勢調査報告第二巻」による。

S60.10.1 世帯、人口は昭和60.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は「昭和60年全国都道府県市区町村別面積調」による。

H2.10.1 世帯、人口は平成2.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成2年全国都道府県市区町村別面積調」による。

H7.10.1 世帯、人口は平成7.10.1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成6年全国都道府県市区町村別面積調」による。ただし、緑区・名東区に境界未定があるため、2区及び全市については、「平成3年同面積調」による。

		H12. 10. 1	H17. 10. 1	H22. 10. 1	H27. 10. 1	R2. 10. 1	R6. 4. 1
全市計	面積 (km ²)	326.45	326.45	326.43	326.45	326.50	326.50
	世帯数 (世帯)	897,932	955,851	1,021,227	1,058,497	1,122,103	1,162,340
	人口 (人)	2,171,557	2,215,062	2,263,894	2,295,638	2,332,176	2,322,143
千種区	面積 (km ²)	18.24	18.24	18.23	18.18	18.18	18.18
	世帯数 (世帯)	69,458	74,450	80,411	85,028	86,281	88,733
	人口 (人)	148,537	153,118	160,015	164,696	165,245	164,338
東区	面積 (km ²)	7.72	7.72	7.70	7.71	7.71	7.71
	世帯数 (世帯)	30,466	33,659	38,562	41,311	45,762	48,292
	人口 (人)	65,791	68,485	73,272	78,043	84,392	86,952
北区	面積 (km ²)	17.56	17.56	17.55	17.53	17.53	17.53
	世帯数 (世帯)	69,101	71,782	74,641	75,428	79,169	81,416
	人口 (人)	167,640	166,441	165,785	163,579	162,956	160,648
西区	面積 (km ²)	17.90	17.90	17.89	17.93	17.93	17.93
	世帯数 (世帯)	58,367	62,008	66,133	70,078	74,257	77,444
	人口 (人)	140,364	143,104	144,995	149,098	151,082	150,951
中村区	面積 (km ²)	16.32	16.32	16.31	16.30	16.30	16.30
	世帯数 (世帯)	60,253	63,659	68,877	66,039	74,793	78,726
	人口 (人)	134,955	134,576	136,164	133,206	138,599	140,404
中区	面積 (km ²)	9.36	9.36	9.38	9.38	9.38	9.38
	世帯数 (世帯)	34,428	41,558	50,000	53,533	63,159	71,329
	人口 (人)	64,669	70,738	78,353	83,203	93,100	100,525
昭和区	面積 (km ²)	10.93	10.93	10.94	10.94	10.94	10.94
	世帯数 (世帯)	50,211	51,538	53,782	55,108	55,059	56,199
	人口 (人)	105,289	105,001	105,536	107,170	107,599	107,977
瑞穂区	面積 (km ²)	11.23	11.23	11.23	11.22	11.22	11.22
	世帯数 (世帯)	44,484	46,490	47,826	48,629	51,641	52,492
	人口 (人)	104,410	105,358	105,061	105,357	108,332	107,448
熱田区	面積 (km ²)	8.16	8.16	8.13	8.20	8.20	8.20
	世帯数 (世帯)	26,444	28,211	30,098	31,884	33,791	35,262
	人口 (人)	62,625	63,608	64,719	65,895	66,957	67,103
中川区	面積 (km ²)	32.01	32.01	32.03	32.02	32.02	32.02
	世帯数 (世帯)	78,636	85,371	92,639	95,495	101,148	104,263
	人口 (人)	209,982	215,809	221,521	220,281	220,728	217,185
港区	面積 (km ²)	45.67	45.67	45.69	45.64	45.69	45.69
	世帯数 (世帯)	56,003	58,687	59,274	61,713	63,885	65,298
	人口 (人)	151,614	151,872	149,215	146,745	143,715	140,351
南区	面積 (km ²)	18.47	18.47	18.46	18.46	18.46	18.46
	世帯数 (世帯)	59,427	59,803	61,757	61,064	62,606	63,261
	人口 (人)	147,912	143,973	141,310	136,935	134,510	130,914
守山区	面積 (km ²)	33.99	33.99	33.99	34.01	34.01	34.01
	世帯数 (世帯)	57,232	61,978	67,087	69,687	74,939	77,470
	人口 (人)	154,460	161,345	168,551	172,845	176,587	176,145
緑区	面積 (km ²)	37.86	37.85	37.84	37.91	37.91	37.91
	世帯数 (世帯)	73,938	79,702	87,672	95,210	101,566	104,875
	人口 (人)	206,864	216,545	229,592	241,822	248,802	247,442
名東区	面積 (km ²)	19.42	19.42	19.44	19.45	19.45	19.45
	世帯数 (世帯)	65,032	68,219	71,894	73,922	75,958	77,559
	人口 (人)	153,103	157,125	161,012	164,080	164,755	161,519
天白区	面積 (km ²)	21.61	21.62	21.62	21.58	21.58	21.58
	世帯数 (世帯)	64,452	68,736	70,574	74,368	78,089	79,721
	人口 (人)	153,342	157,964	158,793	162,683	164,817	162,241

- H12. 10. 1 世帯、人口は平成12. 10. 1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成11年全国都道府県市区町村別面積調」による。ただし、緑区・名東区に境界未定があるため、2区及び全市については、「平成3年同面積調」による。
- H17. 10. 1 世帯、人口は平成17. 10. 1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成16年全国都道府県市区町村別面積調」による。
- H22. 10. 1 世帯、人口は平成22. 10. 1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」による。
- H27. 10. 1 世帯、人口は平成27. 10. 1の国勢調査による確定値であり、面積は「平成27年全国都道府県市区町村別面積調」による。
- R 2. 10. 1 世帯、人口は令和2. 10. 1の国勢調査による確定値であり、面積は「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」による。
- R 6. 4. 1 世帯、人口は令和2. 10. 1の国勢調査による確定値を基礎とし、毎月の住民基本台帳人口の異動数を加減して推計したものであり、面積は「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」による。

(6) 区 の 特 色

千 種 区 <創設 昭和 12 年 10 月 1 日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
面 積 (k㎡)	16.43	18.18
世 帯 数	18,700	88,733
人 口	90,400	164,338
人口密度(人/k㎡)	5,502	9,039
学 区 数		15



▲千種区役所仮設庁舎

千種区は、昭和 12 年、10 区制の施行により東区から分れて誕生した。その後、昭和 30 年に愛知郡猪高村を編入したが、同地域のほとんどが昭和 50 年 2 月、16 区制の実施に伴い名東区として独立分離し、現在の区域に至っている。

区の西部は、平坦な地形で、地下鉄の東山線と桜通線が結節する今池を中心に飲食店が多く、昼夜を問わず賑わっている。

中央部の池下、覚王山から東山にかけては緩やかな起伏の丘陵地であり、古くからの住宅地として閑静なたたずまいをみせている。また、タイ王国から寄贈された仏舎利を安置するために創建された日泰寺、大正から昭和初期にかけて建設された揚輝荘、寺院など多くの歴史的建造物が点在している。

東北部は、矢田川河川敷を利用した小原橋緑地、香流川自転車道、ふれあい橋、地域のふれあい交流の場としての香流橋地域センターなどが設置され、生活基盤の充実とともに人間味あふれたまちづくりがされている。

東部は、約 400 ヘクタールの自然豊かな「なごや東山の森」が広がり、「人と自然をつなぐ懸け橋へ」をテーマに再生をすすめている東山動植物園、墓地と公園の要素を調和させた平和公園、千種スポーツセンター、千種図書館がある。また、名古屋大学を始め多くの高校・大学などがあり、文教地区にふさわしい環境をつくりだしている。

区内には花の名所として、千種公園（ユリ）、茶屋ヶ坂公園（アジサイ）があるほか、区の木であるハナミズキが所々に植えられている。また、山崎川、すいどうみち緑道、天満緑道など憩いの散策路では四季を通して訪れる人がたえない。地域の交流の場、ふれあいの場としては、千種・田代・上野・見付・春岡・東山・大和・千石・星ヶ丘・高見・内山コミュニティセンター、富士見台会館、自由ヶ丘会館、香流橋地域センターがあり、広く区民に活用されている。

文化面においては、弥生時代の創建といわれる高牟神社、張振甫が創建し円空仏で知られる鉈薬師、眠り弁天で有名な桃巖寺、織田信秀が築城した末森城址の他、精神修養の場であった旧昭和塾堂など、貴重な文化資産が残されている。また、千種区史跡散策路も 5 コース設定され、それぞれに千種区の歴史を語るのに欠かせない史跡を見ることができる。

千種区将来ビジョン・あじさいプラン（千種区区政運営方針）の基本目標に“住みたいまち 住みやすいまち 千種区 ～暮らしやすさを実感できるまちをめざして～”を掲げ、「地域で支え合い、安心・安全に暮らせるまち」「安心して子育てができ、子どもや若者が健やかに成長できるまち」「誰もがいきいきと健康で安心して暮らせるまち」「魅力と活力にあふれ、誰もがまちの魅力を語れるまち」「快適な都市環境とを感じるまち」「信頼される区役所づくり」を推進するため、区民・事業者・行政が連携、協働した取り組みを進めている。

現在、新庁舎建設のため、令和 5 年 1 月より仮設庁舎にて業務を行っている。

東 区 <創設 明治 41 年 4 月 1 日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
面積 (k㎡)	6.35	7.71
世帯数	18,074	48,292
人口	79,145	86,952
人口密度(人/k㎡)	12,464	11,278
学区数		9



▲東区役所

東区は、明治 41 年 4 月、名古屋市に初めて区制が施された際、広小路通の北側のうち御幸本町から東側を区域とし、藩政時代の武家屋敷の町に、その空地を利用した軽工業地区、街道筋の商業・住宅地区を中心に誕生した。その後、大正 10 年 8 月の隣接 5 ヶ町村の合併により、人口は 13 万人余、面積は約 4 倍となった。この頃から、矢田・大幸地区には電機工場・製陶工場などが進出し、それまでの田園風景から一変して大工業地域に変貌した。その後の商工業の発展はめざましく、昭和 11 年には人口 27 万人台に達した。

こうした中で、昭和 12 年 10 月には、従来の東半分にあたる千種・東山地域が千種区として、同 19 年 2 月には、北部の杉村・六郷地域が北区として、それぞれ独立し、ほぼ現在の東区に近い形ができあがった。

東区は、桜通・国道 41 号・19 号等の主要幹線道路、地下鉄東山線・名城線・桜通線、JR 中央本線、名鉄瀬戸線、基幹バス等の交通機関を持ち、快適な居住性を誇っている。西南部は、錦通・桜通を中心として中区と共に商業ビジネス地域を形成し、経済活動の拠点としての役割を担っている。また、中心部はおおむね閑静な住宅地、東部には多数の教育施設があり、さらに矢田川に沿った地域は高層住宅が立ち並んでいる。

東区は、藩政時代の武家屋敷を中心として発展したことから、伝統ある学校、尾張藩にまつわる旧跡、尾張徳川家の菩提寺である建中寺を始め由緒ある神社・仏閣が多い地域である。徳川園は、尾張藩の江戸戸山屋敷跡から発掘された庭石や木曾川流域の山中から産出する巨石をダイナミックに操り平成の世の大名庭園として平成 16 年にリニューアルされ、園内にある尾張徳川家ゆかりの徳川美術館・蓬左文庫と一体で近世武家文化を世界に誇る歴史文化拠点として生まれかわった。

また、明治以降の近代的な洋風建築が集まり今も当時の面影を残す白壁・主税・榎木地区は、市の町並み保存地区に指定され、大正 11 年創建で荘厳な偉容を見せる旧名古屋高等裁判所庁舎も市政資料館として保存・公開され、都市の雑踏を忘れさせる情緒的な香りを漂わせている。この町並み保存地区に隣接する榎木町に「日本の女優第 1 号」として知られる川上貞奴の屋敷を「文化のみち二葉館」として創建時の姿に移築復元し公開している。さらに、平成 19 年には「文化のみち榎木館」（旧井元為三郎邸）も加わり、名古屋城から徳川園にいたる「文化のみち」の拠点施設となっている。

毎年初夏の筒井町・出来町天王祭には、市の民俗文化財になっている伝統の山車や祭囃子が街中で繰り広げられ、夜店などが軒を連ねての昔ながらの祭の風景が今も受け継がれている。

大幸南のバンテリンドームナゴヤではプロ野球や各種イベントが開催され、名古屋の名所になっている。

その他、区内ではガイドウェイバス「ゆとりーとライン」、文化小劇場・図書館・スポーツセンター等の複合施設「カルポート東」、栄公園「オアシス 21」などがあり、新しい息吹と伝統が調和する活気あるまちづくりに向けて一層の努力が続けられている。

東区将来ビジョンにおいて、「ひとが支え合い、災害に強く、安心・安全で快適に暮らせるまち」「誰もがいきいきと健康に暮らし、活躍できるまち」「歴史・文化などを生かした魅力にあふれるまち」の 3 つのまちの姿を掲げ、その実現に向けて、各事業に取り組んでいる。

北 区 <創設 昭和 19 年 2 月 11 日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
	面積 (k㎡)	10.47
世帯数	18,295	81,416
人口	85,946	160,648
人口密度(人/k㎡)	8,208	9,164
学区数		19



▲北区役所

名古屋市に市制が施行された明治 22 年 10 月当時、現在の北区の地域は西春日井郡に属し、金城村・杉村・清水町・六郷村・萩野村・川中村・如意村・味鋤村に分かれていた。明治 39 年には味鋤村・如意村が合併し、西春日井郡楠村となった。大正 10 年、金城村が西区に、杉村・清水町・六郷村が東区に編入された。昭和 8 年に萩野村・川中村が合併し萩野村となり、昭和 12 年に西区に編入された。

昭和 19 年 2 月、13 区制の施行により、東区と西区の各一部をあわせて北区が誕生した。

その後、東区と中区の一部を編入し、また昭和 30 年には西春日井郡楠村が名古屋市に合併、本区に編入され、現在の北区の区域が形づくられた。

本区域は庄内川・矢田川等河川に恵まれ、古くから人が住んでいた。尾張藩の時代になって、御用水沿岸に染色等が、多治見・瀬戸に近い地理的条件から大曾根地域で陶器の絵付等が起り、大正・昭和にかけて大規模な工場生産へと発展した。金属・機械器具等の製造業も盛んになり、市北部の工業地帯を形成するまでに至ったが、昭和 40 年代に入り、産業構造の大きな変化に伴って大規模工場が郊外に移転し、現在では北区の全事業所のうち、その大半を中小企業が占めている。産業の中心として発展してきた繊維業は衰微したが、その土壌から「名古屋型友禅」が生まれた。なお名古屋友禅は国の伝統的工芸品の指定を受けている。

昭和 30 年以降、楠地区に市営住宅が建設され、昭和 31 年には市内最大の公団住宅（現在の都市再生機構賃貸住宅。以下「UR 賃貸住宅」という。）として志賀・鳩岡団地が誕生した。昭和 40 年代に入り、工場移転跡地に市営・県営・UR 賃貸住宅の住宅団地が次々と建設された。現在、北区の公営・UR 賃貸住宅数は、市 16 区中最多である。

区内には、国道 41 号・19 号・302 号、名古屋高速道路・名古屋第二環状自動車道といった幹線道路の他に JR 中央線、名鉄瀬戸線・小牧線、地下鉄名城線・上飯田線等公共交通機関が通じ、交通結節点である大曾根・黒川などはその利用者でにぎわい、商業・サービス業が盛んである。

区の中央部を庄内川、矢田川が東西に流れており、これらの河川敷には、サイクリングロードなどが整備され、自然に触れあえる場として市民に親しまれている。その他、名城公園、志賀公園、楠公園などの公園や御用水跡街園、庄内用水緑道といった散策路も整備され、水と緑が豊かな憩いの場として活用されている。

さらに、志賀公園に隣接する地区には「クオリティライフ 21 城北」があり、保健・医療・福祉の総合エリアとして活用されている。

北区役所では、愛知学院大学と地域社会の発展に寄与することを目的とした包括連携協定を締結し、まちづくり、地域防災等幅広い分野において相互に協力している。UR 都市機構との包括連携協定では、町内会への加入促進、高齢者施策や子育て支援、地域防災対策など身近な地域課題への対応を図っている。さらに、国立大学法人名古屋大学、株式会社デンソーと包括連携協定を締結し、ICT ツールを活用した取組みをすすめている。また、令和 4 年 4 月に北区に移転した名古屋造形大学とも連携して取組みをすすめている。

令和 6 年度には、令和 10 年度までの中長期的な視点に立ってめざすべき区の姿と施策の方向性を示す「コスモスビジョン（北区将来ビジョン）」を策定し、「笑顔が満開！のまち」をキャッチフレーズに「魅力と誇りに満ち、笑顔いっぱい未来に！～Let's smile～」 「誰もがいきいきと健康で、いつも笑顔で暮らせるまちに！～Keep on smiling～」 「安心・安全・快適で、笑顔がいっぱいのまちに！～Protect your smile～」の 3 つの将来像を掲げ、区民のみなさまとともにさまざまな取組みをすすめている。また、「スマイル・スピーディ・セキュリティ」を心がけた窓口対応など、親しまれ信頼される区役所づくりに取り組んでいる。

西 区 <創設 明治41年4月1日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
面積 (k㎡)	4.57	17.93
世帯数	20,679	77,444
人口	91,057	150,951
人口密度(人/k㎡)	19,925	8,419
学区数		19



▲西区役所

西区は、名古屋市に初めて4区制が施行された明治41年4月に誕生した。その後、隣接町村の編入や増区による区域の変更などがあり、昭和30年10月の山田村合併により、現在の区域となった。

区の中央部を庄内川が流れ、その南部は、慶長の名古屋城築城とともに発展し、住民はもとより寺社、橋、さらには町名に至るまで名古屋の地に移した「清須(きよす)越(ごし)」は、西区の町づくりの基礎となった。築城とほぼ同時に堀川も開削され、川沿いには当時の町名も多くあったが、住居表示の実施等により消えていった。しかし、数多くの史跡や往時をしのぶ町並みは残されており、特に堀川西岸の「四間道(しけみち)」地区と庄内川右岸の「中小田井」地区は市の町並み保存地区に指定されている。西区の6つの史跡散策路のうち、美濃路散策コースにある八坂神社では長寿延命と豊作祈願の祭が行われ、胴回り10m高さ5mの大提灯と、高さ20mの山竿に提灯が揺れる様子は、まことに壮観である。また、城下町散策コースの円頓寺商店街では、各商店が手作りで趣向を凝らした「七夕まつり」が盛大に行われている。また、古い民家の屋根や軒下にあげられている小さな社、「屋根神さま」は全国的にも珍しいものである。伝統産業として、駄菓子・扇子・靴・友禅染め・和風などが発達してきたが、近年、住居区域の広がりや産業活動の変化等により、区外へ移転したり消えてゆくものもある。しかし、すぐれた職人技術は今もなお生きており、後世に伝えていく活動が進められている。

西区では、こうした伝統産業の職人や商店街、トヨタ産業技術記念館、ノリタケの森、四間道地区などを結ぶ『ものづくり文化の道』を展開し、地域の魅力を再発見するとともに人とモノのネットワークを再構築することにより、地域の活性化を図る取り組みを行っている。

文化・スポーツ面では、西生涯学習センターや山田地区会館において、様々な講座が開かれる他、19学区中18学区にコミュニティセンターが整備され、レクリエーション活動やサークル活動などに気軽に利用されている。枇杷島スポーツセンターは1年を通して利用され、区民のスポーツ交流の場となっている。また、市民の身近な文化活動の拠点施設として西図書館との複合施設である西文化小劇場があり、多くの市民に利用されている。

庄内川以北では、地下鉄3号線(鶴舞線)と名鉄犬山線が相互乗り入れしている上小田井駅を中心に、住宅や店舗の建設などが進められ、名古屋北西部の「交流拠点」としてめざましく発展している。

また、庄内川沿いの「水と緑と太陽」をテーマに整備された庄内緑地には、ボート池やサイクリングコース・大噴水などがあり、四季を通じて市民が訪れ、憩いの場として賑わっている。

平成17年5月には山田支所が改築され、山田図書館、講堂、ヘリコプター緊急離着陸場、防災倉庫を備えた、文化拠点・防災拠点としての役割を併せ持った施設として業務を開始している。また、平成22年1月に西図書館・西文化小劇場の南に完成した西区役所等複合施設には、西区役所、西保健センターに加え西区在宅サービスセンターが併設され、福祉・教育・文化の拠点として市民に利用されている。

平成21年度より、西区はみんなで持ち合う、分け合うという意味の名古屋ことば、「も〜やっこ」を合言葉として、区民の皆さまとともに、安心・安全で快適な魅力あるまちづくり、健康でいきいきと暮らし、支えあい、ふれあう地域づくりを進めている。

中 村 区 <創設 昭和 12 年 10 月 1 日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
面 積 (k m ²)	12.52	16.30
世 帯 数	22,400	78,726
人 口	108,500	140,404
人口密度(人/k m ²)	8,666	8,614
学 区 数		18



▲中村区役所

中村区は、昭和 12 年 10 月の 10 区制の実施に伴い、中区と西区の一部を分離して創設された。区名は、愛知郡に属していた当時の旧中村の地が、その区域の半分以上を占めていたことから命名された。

中村区は市の西部に位置しており、西は庄内川をはさんで海部郡大治町に接している。また、東は堀川を境に中区と、南は J R 関西線・近鉄線を境に中川区と、北は J R 東海道線・名鉄線を境に西区と、それぞれ接している。人口は昭和 40 年頃をピークに減少傾向にあり、平成に入ってもその傾向は続いたが、平成 17 年には 37 年ぶりに増加し、その後は増減を繰り返している。また、65 歳以上の高齢者の割合は市内で 5 番目に高い。

区内は、東部の都心地域、中・西部の商業・住宅地域の二つに大きく分けることができる。

東部は、名古屋駅を中心としたビジネス街・商店街・地下街や青果水産物の民間市場などからなり、名古屋の経済活動の中心的役割を担っている。また、国際交流施設「名古屋国際センター」もあり、国際都市名古屋のシンボルの一つとなっている。

近年、名古屋駅東側では J R ゲートタワー、J P タワー名古屋、大名古屋ビルディングなど高層ビル群が建設され、現在は名古屋駅西側も含め、将来のリニア中央新幹線の開業や駅整備を見据えた活気に満ちたまちづくりが進んでいる。また、名古屋駅南側に位置し、平成 29 年 10 月にまちびらきを行った「ささしまライブ」には、オフィス、ホテル、コンベンションホール及び商業施設からなるグローバルゲートはじめ、J I C A 中部国際センター、愛知大学名古屋キャンパス、中京テレビ放送など多種多様な施設が建ち並ぶ一方、中川運河堀止に面する水辺が広がり、緑豊かな街となっている。

中・西部は、幹線道路沿いを中心に商店やマンションが建ち並ぶ一方、昔ながらの木造家屋も多く見受けられる。この地域には歴史的・文化的資源も多く、特に中村公園一帯は、戦国時代に天下統一の偉業を成し遂げ、戦国一の出世頭と評される豊臣秀吉を祭った豊国神社、秀吉生誕にまつわる碑や竹林、その家臣で肥後熊本藩初代藩主となり、名古屋城の天守台石垣を担当した名将・加藤清正の出生地といわれる妙行寺など、二公にちなんだ史跡が残されている。

また、西の区界を流れる庄内川の堤防沿いには、枇杷島橋から横井大橋にかけての河川敷を利用した緑地が連なり、稲葉地公園や横井山緑地などの公園を加え、広範囲な緑地帯が見られる。

区内には神社・仏閣が多く、伝統的な祭も各地で開催される。代表的なものとして、豊国神社の「太閤まつり」、七所社の「きねこさ祭」、花車神明社の「名駅山車揃え」、素盞男神社の「西の市」などがあり、これらの祭が醸し出す情緒ある下町の香りは、人々の心の中にあるおいと安らぎを与えている。

このように、中村区は名古屋駅周辺の活気に満ちたまちづくりが進む一方、歴史・文化的なまちの側面もあわせ持った魅力的な区といえる。中村区では、こうした特性を活かしながら、中村区将来ビジョン（令和 6～10 年度）において「誰もがいきいきとすごせるまち 中村」を基本目標に掲げ、各種事業に取り組んでいる。

中 区 <創設 明治 41 年 4 月 1 日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
面 積 (k m ²)	6.00	9.38
世 帯 数	34,303	71,329
人 口	150,632	100,525
人口密度(人/k m ²)	25,105	10,717
学 区 数		11



◀ 中区役所

中区は、明治 41 年 4 月 1 日の東・西・中・南の 4 区制実施により誕生した。慶長年間のいわゆる“清須越し”による城下町のほとんどは、現在の中区内に所在しており、城と碁盤割を中心に発達した名古屋 400 年の歴史は、同時に中区の歴史であるといえる。

「尾張名古屋は城でもつ」とうたわれた名古屋城は、区の北境において変わらぬ偉容を誇っている。名古屋市では、金鯱を頂く天守閣とあいまって近世武家文化を体感できる屈指の名城として再生するため、市民の皆様と力を合わせながら、世界的な文化遺産であった本丸御殿の復元を進め、平成 30 年 6 月に全面公開した。また、名古屋城下町と同時に誕生した堀川は、かつては名古屋の経済や文化の大動脈であり、名古屋発展の歴史と共にあった。現在の堀川は、「うるおいと活気の都市軸・堀川」を再びよみがえらせることを目指した堀川まちづくりが行われており、整備された納屋橋地区では、うるおいと活気の満ちた空間を創出する取り組みが行われ、まちの賑わいが生み出されている。

区の北中部地域は、名古屋城の掘割内に大規模な官庁街があり、桜通、錦通、広小路通、大津通などの主要幹線道路の沿線は、金融機関や商社などが立ち並び、名古屋の政治・経済の中核機能が集積している。

区の中央部、栄地区から大須地区にかけては、商業娯楽施設や文化施設などが集中して名古屋きっての繁華街を形成し、国内外からの来訪客で絶えずにぎわっている。栄地区では、リニア中央新幹線の開業までのまちづくりの基本方針として策定された「栄地区グランドビジョンーさかえ魅力向上方針ー」に基づき整備が進められており、令和 2 年には、建設当時の外観のまま塔内を一新した名古屋テレビ塔や、公園と店舗が一体となった Hisaya-odori Park (ヒサヤオドリパーク) がオープンし、令和 6 年には中日ビルがリニューアルオープンするなど、魅力ある豊かな空間に人々が集い栄える交流都市を目指した取り組みが進められている。大須地区は、下町情緒と若者文化、懐かしさと新しさが溶け合った魅力あるまちとして、人通りが絶えないにぎわいをみせている。また、平成 30 年から「認知症にやさしいまち大須プロジェクト」として、多様な人々が協働し、認知症に関する普及啓発事業を継続して実施することにより、あたたかな配慮のできる福祉のまちづくりをすすめている。

区南部の金山地区も、「名古屋都市センター」などの複合施設である金山南ビルや「アスナル金山」があり、平成 29 年に策定された金山駅周辺まちづくり構想の中で市民会館の機能更新が予定されるなど、交通拠点だけでなく、にぎわいの創出の交流拠点として、今後ますますの発展が期待されている。

産業面では、丸の内、錦一帯の繊維雑貨卸売業、大須観音周辺の家具、既製服の卸・小売業、東別院から門前町一帯にかけての仏壇、仏具の卸・小売業、堀川、新堀川沿岸の木材商など、歴史的背景にささえられた中区の伝統産業が点在している。

また、区の大きな特徴として、外国人の人口が約 1 割を占め市内でも突出して高い状況にあり、多文化共生のまちづくりを進め、その特徴を活かした魅力と活力にあふれるエリアとしていくことが求められている。

このように中区は、名古屋大都市圏の中心地にふさわしい商業、経済、文化、行政などの都市機能の高度集積が図られ、名古屋城下町の歴史や文化が薫るまち、国際色ゆたかなまちとして発展を続けている。

令和 6 年 5 月には、令和 10 年度までの中長期の将来計画である「中区将来ビジョン 2028」を策定した。「いつまでも輝きつづける中区をめざして」、まちづくりの主体である、区民、地域団体、学校、企業・事業者、行政が、それぞれの立場で連携・協力しながら、よりよい地域づくりをめざす「多様な主体との連携」を意識し、中区将来ビジョンに掲げた「まちの姿」の実現に向けて取り組んでいる。

昭 和 区 <創設 昭和 12 年 10 月 1 日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
面 積 (k㎡)	21.73	10.94
世 帯 数	32,200	56,199
人 口	155,800	107,977
人口密度(人/k㎡)	7,169	9,870
学 区 数		11



▲昭和区役所

昭和区は、昭和 12 年の 10 区制の実施により、中区の区域であった御器所村を中心に、南区の一部区域を包含して誕生した。昭和区誕生以後の区域については、昭和 19 年の瑞穂区誕生の際の変更をはじめ、幾多の変遷があったが、特筆すべきことは、昭和 30 年に天白村を編入合併し、昭和 50 年の天白区の独立分離にともない現在の区域になっていることである。

昭和区は、市の中央部に位置し、地形は概ね平たんで、山崎川をはさみ、東部にかけてゆるやかな丘陵地帯となっている。区域は、全体的にみて良好な住宅地域で、人口密度は高く、建築物の住宅としての利用率は、全市的にみて高い数値を示している。とくに、東部の滝川、八事地区は、隣接する千種区東部、瑞穂区東部とも連なり、閑静な住宅地域を形成している。

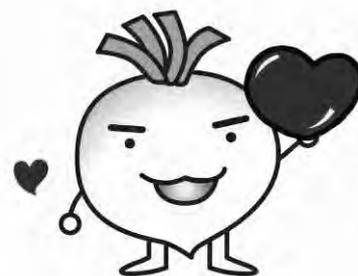
産業面では、西部の新堀川沿いが市南部臨海工業地帯に連なる工業地帯で、自動車関連の金属製品・機械器具製造業をはじめ木材・家具製造業が営まれているが、近年は工場数が減少傾向にあり、住宅・商業地としての利用も増えつつある。商業地としては、八事・桜山・滝子などに商店街がある。

区内には、名古屋大学医学部・名古屋工業大学・南山大学・中京大学・名古屋柳城女子大学・名古屋柳城短期大学のほか、高校が数多くあり、東部丘陵地帯は市内でも有数の文教地区になっている。特に八事を中心とする山手通界隈は、周辺の大学や高校に通う学生等も多く、若者の街として賑わいをみせている。また、児童福祉センター、軽費老人ホーム安田荘、高齢者就業支援センター、鶴舞中央図書館、公会堂、緑化センターなどの市民を対象とした施設が設置されている。

区民の憩いの場としては、鶴舞公園・川名公園・吹上公園・興正寺公園・隼人池公園などを有している。中でも区の北西部にある鶴舞公園には、公会堂・図書館・テラスが鶴舞（多目的グラウンド）などもあり、四季を通じて市民に親しまれている。また、東部の八事山興正寺には、昭和 57 年に国の重要文化財に指定された五重の塔があり、樹木の茂る興正寺公園には、「八事山を歩こう会」の散策コースが設定されている。川名公園においては、平成 28 年 12 月に芸術文化の拠点となる昭和文化小劇場が開館し、さらに平成 31 年 3 月には、防災公園としての整備を完了し、防災機能も兼ね備えた公園となっている。また、特色のある憩いの施設として、鶴舞・八事緑道があり、都会のオアシスとなっている。

区内の交通機関として、西部の区境に JR 中央線が走り、東郊通には市内初の基幹バスが通っている。また、区の中央部を東西に地下鉄鶴舞線、南北に地下鉄桜通線が貫き、さらに、東部の山手通には、全国で最初の環状運転を行う地下鉄名城線も走っており、区内と都心のみならず、郊外をも結ぶ大動脈としての役割を担っている。

このように、昭和区は、これまでに築かれてきたまちづくりを活かし、豊かな緑と住宅と文教施設が調和した区として、住み続けたくなるまちをめざし、躍進を続けている。



昭和区マスコット
「ショウちゃん」

瑞穂区 <創設 昭和19年2月11日>

	創設当時	令和6.4.1 現在
面積 (k㎡)	11.08	11.22
世帯数	18,590	52,492
人口	89,035	107,448
人口密度(人/k㎡)	8,036	9,576
学区数		11



▲瑞穂区役所

名古屋市に市制が施行された明治22年10月当時瑞穂区域は、愛知郡の瑞穂村・弥富村・古沢村の三村に分かれていた。その後、市町村合併などの過程を経て、昭和19年2月11日の13区制施行により、昭和区と熱田区の区域の一部を併せて瑞穂区が誕生し、その後着実な発展を遂げてきた。

当地区には、古くから人間が住み、どのような生活を展開していたかは、国の指定史跡の大曲輪遺跡をはじめ、区内で発見された先史時代の多くの遺跡や出土品が豊かにこれを物語っている。

瑞穂区は市の中央部に位置し、地形は、西部の新堀川沿いや南部の山崎川、天白川沿いは平坦で、中央部には瑞穂台地が広がり、東部は、丘陵地帯となっている。西は熱田区との区界を新堀川、中央は瑞穂台地の北東部から南西部に沿って山崎川が、南東は天白区との区界を天白川が流れる。

区内西部には古くからの工場や事業所が多く、新堀川沿いや名鉄線以南には精密工業・近代窯業・金属加工業等を中心とした日本の代表的な企業や堅実な中小企業が多く立地している。

堀田通と瑞穂通に囲まれた中間地帯は、古くからの住宅が多く、商店、中小工場の混在地帯となっている。瑞穂通以東の丘陵地帯は、緑豊かで閑静な住宅地が続いている。

区内の中央には、野球場、ラグビー場、テニス場、室内プール、体育館などを備えたパロマ瑞穂スポーツパークがあり、市のスポーツ振興の拠点として重要な役割を担っている。また、中心的施設である陸上競技場はJリーグ名古屋グランパスのホームスタジアムであり、2026年に開催される第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会のメイン会場にもなっている。

そして、パーク内にはさくら名所100選の地として名高い山崎川が流れ、その河畔には自然環境を生かした親水広場や四季の道が設けられ、市民の憩いの場となっている。

一方で区内には、1950年に設立された全国有数の公立総合大学である名古屋市立大学をはじめ多くの教育施設が所在している。歴史教育や文化遺産の保存・公開の場として重要な役割を担っている名古屋市博物館を有し、平成27年7月には芸術文化の拠点となる瑞穂文化小劇場が開館し、市内有数の文教区を誇っている。

さらに、高度先進医療機能・救急医療体制の充実した名古屋市立大学病院や、名古屋市総合リハビリテーションセンターなどの医療・福祉施設も充実している。

地下鉄桜通線や、地下鉄名城線により、市内中心部や周辺区への公共交通アクセスは利便性が高く、交通網の整備された住みやすくバランスのとれた区となっている。

令和6年5月に策定した「みずほっぺビジョン（第2期瑞穂区将来ビジョン）」では、「区民の笑顔があふれ、地域が輝くまちづくり」を基本理念に掲げるとともに、「区政運営方針」において、年度ごとの重点的な取り組みをまとめ、暮らしやすく魅力あふれるまちづくりを進めている。



瑞穂区マスコットキャラクター
みずほっぺ

熱 田 区 <創設 昭和 12 年 10 月 1 日>

	創設当時		令和 6.4.1
			現 在
面 積 (k㎡)	7.08		8.20
世 帯 数	18,500		35,262
人 口	89,400		67,103
人口密度(人/k㎡)	12,627		8,183
学 区 数			7



▲熱田区役所

熱田区は市の中央南部に位置し、昭和 12 年 10 月、10 区制の施行により誕生した。

「熱田」という地名の由来については諸説あるが、日本書紀に記述のある吾湯市（あゆち）村が語源になっている、との説が有力となっている。

熱田区は、中川、港、南区とともに、南部工業地帯に含まれており、ガス、自動車、精密機械、鉄道車両などの大規模事業所のほか、中小規模の事業所が数多く存在する。製造業では、堀川、新堀川沿いに製材工場や機械器具工場など、特色ある工場が建ち並んでいた。さらに、かつては魚市場があったことから食料品製造業者も多くあったが、近年、区内の工場や従業員数は減少している。一方、名古屋市工業研究所やファインセラミックスセンター、市民の台所をあずかる中央卸売市場本場など、工業・商業を支える大切な施設も存在する。

当区の象徴ともいえる熱田神宮は「あつたさん」と親しまれ、神話や伝説にあふれ、年間 700 万人を超える参拝客が訪れる。毎年 6 月 5 日に熱田神宮で行われる「熱田まつり（尚武祭）」は、「まきわら船」が取りやめになってからも、「献灯まきわら」が神宮の南・東・西の鳥居前に組み立てられ、夕刻からともる幻想的な明かりが祭りのムードを一層盛り上げている。

区内には熱田神宮のほか、断夫山古墳、白鳥古墳、高蔵貝塚などの遺跡や、江戸時代の面影を残す宮の渡し跡の常夜灯、中世の東西交通の要衝であったことをしのばせる道標、源頼朝の誕生の地といわれる誓願寺を始めとする由緒ある神社仏閣など、数多くの歴史的・文化的遺産が点在している。

区の中心部には、400 年程前に開削され城下町名古屋の発展を支えてきた堀川が流れる。平成元年のデザイン博覧会で、堀川沿いの貯木場を開発した白鳥会場はメイン会場となった。現在は、兩岸の遊歩道や親水施設の整備がなされ、名古屋国際会議場、白鳥公園、白鳥庭園と一体となった快適ゾーンを創りあげ、名古屋のコンベンションの中心、区民の憩いの場となっている。

平成 22 年 10 月には、名古屋国際会議場で生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）が開催され、平成 26 年 10 月には、持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が開催された。

区北部金山地区は、平成元年に金山総合駅の完成、平成 16 年 10 月の地下鉄名城線の環状化、平成 17 年 2 月の中部国際空港の開港等により、広域交通の結節点としての重要性がますます高まるとともに、「歴史と文化のまち」熱田区の玄関口として発展してきている。

平成 13 年 10 月に JR 熱田駅南に完成した熱田区役所等複合施設には、区役所、保健センター、図書館、在宅サービスセンター、文化小劇場が設置されており、暮らしと文化の拠点として多くの市民に利用されている。

日比野、白鳥地区においては、平成 19 年 4 月に名古屋学院大学が移転開学し、令和 2 年 10 月に熱田区役所と包括連携協定を締結して、熱田の魅力を一体的に配信する「熱田ブランド+（プラス）」を公開した。また、平成 25 年 11 月には名古屋高速道路（高速 4 号東海線六番北～木場間）が開通するなど、大きく変貌を遂げつつある。

平成 29 年 10 月には区制 80 周年を迎え、「熱田ブランド宣言」を行い、「あつた人（びと）」の誇りや想いを次世代へつなぎ、熱田の魅力を発信していく。

中 川 区 <創設 昭和 12 年 10 月 1 日>

	創設当時	令和 6. 4. 1 在
面積 (k㎡)	21. 15	32. 02
世帯数	15, 100	104, 263
人口	73, 000	217, 185
人口密度(人/ k㎡)	3, 451	6, 783
学区数		24



▲中川区役所

中川区は名古屋市西南部に位置し、昭和 12 年 10 月の 10 区制実施によって中区と南区の一部をあわせて誕生した。その後、昭和 30 年には富田町を編入して現在の区域となった。東西に長く、面積は市域の約 10% を占め、令和 6 年 4 月 1 日現在、世帯数及び人口は緑区に次いで市内第 2 位である。

区内には区名の由来である中川運河や庄内川、新川など多くの河川と庄内用水、宮田用水が流れ、地勢は平坦である。

中川区は、東部の商業・住宅地域および中川運河を中心とする工業地域と、中部・西部にかけての住宅・農業地域とに大別することができる。

区の東部は、早くから市街化がすすみ尾頭橋、西日置の商店街を中心に栄え、中川運河沿いには鉄鋼、機械器具、金属製品、木製品などの製造業が発展してきた。中部は、地下鉄などの公共交通機関の整備に伴い、区役所はじめ官公署も集中し、優良な住宅地、商業地として発展している。また、平成 16 年開業のあおなみ線が区の中央を縦断し、周辺地域の活況を呈している。

西部は、市内屈指の農業生産高を誇る豊かで広大な農地がひらけていたが、近年は区画整理事業による宅地化がすすみ、さらに高層住宅の建設も盛んになっている。その一方で、昔ながらの田園風景も残り、立地条件を十分に生かした野菜栽培などが行われている。

区内の史跡としては尾張四観音の一つ荒子観音寺があり、国の重要文化財で市内最古の木造建築物「多宝塔」のほか 1250 余体の円空仏が収蔵されている。近くには戦国武将前田利家公の居城跡（荒子城址）と言われる富士権現天満宮などがあり、利家公ゆかりの地を巡るウォーキングルート「犬千代ルート」の見どころとなっている。また富田町の正明寺には、今日の七宝焼の元祖といわれている梶常吉の碑があり、初期の作品（香炉、念珠）が収蔵されている。

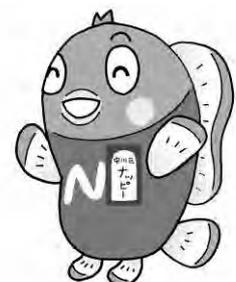
伝統あるまつりとしては、夏に下之一色町で「一色まつり（浅間社）」が行われる。以前は巻わら船 3 艘を新川に浮かべたが、現在は 300 個近くの提灯を飾り巻わら屋台 3 台を広場に設置して行っている。また、牛立町では牛頭天王車と呼ばれる山車が引かれる「天王まつり」が行われる。秋には戸田で郷土色豊かな「戸田まつり」が行われる。戸田は五つの割から成り立ち、まつりでは各割の神社が保存する山車が飾りつけられ、からくり人形の芸が披露される。一方、大規模な商業まつりとして夏に尾頭橋公園一帯で「金魚まつり」が長く行われている。

スポーツ施設としては、柔剣道場・温水プールなどを備えた露橋スポーツセンターのほか、卓球等が利用可能な体育室を備えた富田北プールなどがあり、市民のスポーツレクリエーション活動に大いに利用されている。

現在は、道路や橋などの整備、治水・浸水対策の強化などがすすめられる一方、中川運河では親水性の高い空間の形成につとめ、住みやすく・人にやさしい・魅力あふれるまちをめざしている。



▲富田支所



▲マスコットキャラクター「ナッピー」

港 区 <創設 昭和12年10月1日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
	面積 (k㎡)	24.53
世帯数	8,500	65,298
人口	41,300	140,351
人口密度(人/k㎡)	1,683	3,075
学区数		20



▲港区役所

港区は市の南西部に位置し、昭和12年10月の10区制の実施により、旧南区から分区独立し誕生した。

区名の由来について「名古屋南部史」によれば、「旧南区の中、臨港地帯と大正10年に編入せる旧小碓村の地域を以ってし、港に臨んでいるので港区と称す。」と記されている。

分区独立後、昭和30年10月に旧海部郡南陽町が編入されたこと、港湾開発等により公有水面の埋立てが推進されたことなどで、現在では本市において最大の面積を有する行政区となっている。

港区は、名古屋市で唯一伊勢湾に面しており、国際都市名古屋の海の玄関としての名古屋港を擁し、臨海部一帯は重化学工業を中心とする工業地帯を形成している。一方、区西部には、本市最大の米穀生産地帯である農業振興地域があり、大都市の中にもどかな田園風景を見ることができる。

名古屋港は、明治40年11月10日の開港以来中部圏を支える港として多くの国・地域と結ばれ、「ものづくり中部」の経済を支え、総取扱貨物量、貿易黒字額、自動車輸出台数は全国の港の中で第1位（平成30年）と世界有数の貿易港となっている。また、市民の憩いの広場として、子どもたちの夢をはぐくむ文化・情報溢れる明るい港として大きく発展している。

金城ふ頭には、国際展示場（ポートメッセなごや）があり、各種の催し物が開催されている。また、「モノづくり」や「産業技術」をテーマに海や港を活用し、にぎわいのある人々の交流拠点を創出する「モノづくり文化交流拠点」の整備も進められ、平成23年3月に開館したリニア・鉄道館は、子供から大人まで楽しめるテーマパークとして人気を集めている。そして、区制80周年を迎えた平成29年にはブロック玩具の世界的テーマパーク「レゴランド」が開園した。また、平成30年に港明地区においては「みなとアクルス（低炭素モデル地区）」が街びらきされた。

ガーデンふ頭は、海洋博物館を備えたポートビルや南極観測船ふじ、世界最大級のメインプールでイルカのダイナミックなパフォーマンスが楽しめる名古屋港水族館があり、海洋文化・レクリエーションの拠点となっている。

毎年7月には、名古屋港の発展を祈念して「名古屋みなと祭」が開催され、花火大会・区民総おどり・神楽揃え・パレードなどが行われ、毎年多くの人々でにぎわう夏の一大風物詩として広く市民に親しまれている。

港区には、名古屋市全体の農地面積の38%、386haの農地が広がり、そのうち水田の面積が80%と大部分を占め、米作りが盛んである。また、その水田の一部では、ブランド米「陽娘（ひなたむすめ）」として、あいちのかおりとコシヒカリが栽培されており、「陽娘」を利用した加工品づくりにも積極的に取り組んでいる。

また、市民・企業・行政の協働により豊かな森を育てる「なごや西の森づくり」が行われている戸田川緑地には、四季折々の花が楽しめる農業文化園や、親子で楽しめるとだがわこどもランドがあり、多くの市民に利用されている。また、庄内川・新川・日光川河口に位置する伊勢湾奥部で唯一残った藤前干潟は、日本有数の渡り鳥渡来地として国際的にも重要な湿地であり、そこに生息、生育する動植物の保全を目的とした「ラムサール条約」に登録されている。

港区は、国際色豊かな気風を備えながら、産業活動と住民生活との調和のとれた環境の中で、繁栄する希望に満ちあふれた街へと一層の発展を続けている。

南 区 <創設 明治 41 年 4 月 1 日>

	創設当時	令和 6. 4. 1 現 在
面積 (k m ²)	20. 36	18. 46
世 帯 数	8, 732	63, 261
人 口	38, 846	130, 914
人口密度(人/ k m ²)	1, 908	7, 092
学 区 数		18



▲南区役所

南区は、名古屋市に初めて区制が施行された明治 41 年 4 月に誕生した。呼続町・笠寺村などの編入や数次にわたる区域変更を経て現在に至っているが、その区域の大半は、その昔、年魚市潟や鳴海潟と呼ばれる干潟地であった。中世には製塩が盛んで、前浜塩と呼ばれる良質の塩を産し、遠く信州方面まで運ばれていたが、新田開発が進み、塩田は消滅した。当時の源兵衛・戸部下などの新田の名称は、現在、地名としてその名残をとどめている。

かつては農村としての色彩が強かったが、現在は J R 東海道本線、名鉄名古屋本線・常滑線、地下鉄桜通線、国道 1 号線・23 号線、名古屋環状線、名古屋都市高速道路などの交通網が区内を縦横に走り、区の中心部を縦断する国道 1 号線を境に、東側の丘陵地帯には閑静な住宅地域が広がり、西側は鉄鋼、金属、機械、化学を中心とする工業地域となり、港区とともに南部臨海工業地帯を形成している。商店街は区内各地に点在し、最近ではマンションなど高層住宅の建設も数多く進むなど住宅、工業、商店街の混在したまちとして、産業都市・名古屋の一翼を担い、「産業の区」として発展を遂げている。

産業の発展の一方で、尾張四観音の一つである笠寺観音や、見晴台遺跡、粕畑貝塚、下新町遺跡といった縄文・弥生時代の遺跡、市内に 9 か所あった一里塚のうち、唯一残存する笠寺の東海道一里塚があり、文化的・歴史的に由緒ある場所も多い。こうした文化や歴史の再発見、区民のふれあい・出会いの場として、南区史跡散策路が 5 コース設定されている。

南区には、呼続公園・道徳公園などの公園も多く、大江川緑地・中井用水緑道とともに区民の憩いの場となっている。スポーツ施設では、J R 笠寺駅西に、わが国有数の屋内スポーツ拠点となる日本ガイシスポーツプラザがあり、日本ガイシホール・日本ガイシアリーナなどの施設では、国際競技大会や市民のスポーツ大会、コンサートなど各種イベントが開催されており、スポーツ情報・資料を収集・提供するスポーツ振興会館と合わせ、市内屈指のスポーツ基地となっている。また、千竈通二丁目に文化活動の拠点となる文化小劇場と図書館があり、教育・文化・スポーツの振興に取り組んでいる。

この地域は、伊勢湾台風により大きな被害を受けたため、災害発生時に地域の人が助け合うことにより被害が軽減されるよう、日頃の地域防災活動を支援して、災害に強いまちづくりをすすめている。また、「南区民まつり」などの事業を通じて区民の「ふるさと意識」を高め、心の豊かさとぬくもりが感じられるまちづくりをすすめている。

福祉の面では、特別養護老人ホームを始め身体障害者や知的障害者の授産施設、在宅障害者や高齢者のデイサービス施設が整備されており、また、区役所には在宅サービスセンター・南部いきいき支援センターが併設され、福祉の拠点となっている。

南区では、これまで幾多の災害を乗り越える中で、地域が大切に育ててきた人情深い心のあたたかさを生かし、今後も区民と協働して「こころのかよう、あたたかいまち南区」をめざしていく

守 山 区 <創設 昭和 38 年 2 月 15 日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
面 積 (k㎡)	34.01	34.01
世 帯 数	17,227	77,470
人 口	67,786	176,145
人口密度(人/k㎡)	1,993	5,179
学 区 数		21



▲守山区役所

守山区は、昭和 38 年 2 月 15 日、守山市が名古屋市と合併し、本市 13 番目の区として誕生した。

名古屋市北東部に位置し、南に矢田川、北に庄内川を配する地形で、区の東北端の東谷山（標高 198.3m・名古屋市で一番標高が高い）から西南に向かって連なる洪積層台地の丘陵地域が区の相当部分を占めている。また、二つの河川に沿った地域には、数多くの遺跡が見られるように、肥よくな農地が育てられ、古くからこの地域の発展を促してきた。

このような地形・環境は、清新な空気と豊かな緑をはぐくみ、住宅地としての好条件となっている。市内第 3 位の人口を有し、名古屋市有数のベッドタウンとして目覚ましい発展をみせているとともに、社会福祉施設の立地条件に適し、また文教地区としても生かされている。

区の西北部一帯は、名古屋北部の内陸型工業地帯の一部を構成し、また、矢田川、庄内川に沿った準工業地帯には、軽工業を主とした工場などが点在している。

中心部は、近隣商業地帯を配して住宅地を形成している。小幡駅前地区においては、再開発ビル『アクロス小幡』に併設される在宅サービスセンターは「誰もが住みなれた家や地域でいつまでも安心して暮らす」ことができるよう、様々な地域福祉活動を始め、デイサービス事業・介護保険事業・訪問看護ステーション等を行う福祉の拠点となっており、また、守山文化小劇場は文化・芸術の発信地となっている。

北東部には、市民の憩いの場であるスポーツ・レクリエーション施設が集まっている。東谷山フルーツパークでは世界の珍しい熱帯果樹や千本のしだれ桜など様々な植物を見られることに加え、平成 30 年 12 月にレモン園も開設された。また、庄内川を見下ろす丘陵地には、尾張四観音の一つである龍泉寺があり、その仁王門は国の重要文化財に指定されている。この龍泉寺の麓には約 227 ヘクタールにおよぶ小幡緑地公園があり、園内にはたくさんの野鳥が息するなど豊かな自然を楽しむことができる。また、公園に隣接している守山スポーツセンターは、志段味スポーツランドと併せて区内のスポーツ拠点施設として多くの市民に利用され、活気を生み出している。

一方、21 世紀の都市基盤づくりとして、特定土地区画整理事業により良好な宅地開発を進めるとともに、志段味ヒューマン・サイエンス・タウン整備事業が進められている。特に、なごやサイエンスパークでは先端技術連携リサーチセンターなどの研究施設や独立行政法人産業技術総合研究所中部センターなどの公的研究機関が集積し、テクノヒル名古屋においては研究開発型企業の立地が進んでいる。さらに、循環型社会に向けたモデル住宅が建設され、環境に配慮した住宅の取り組みの普及を促している。

平成 13 年 3 月にゆとりーとラインが開通し、志段味地区住民の通勤通学や、東谷山フルーツパーク、志段味スポーツランド、なごやサイエンスパーク等への交通手段として、多くの市民の利用に供されている。そのほか、平成 30 年 3 月には東名高速道路の守山パーキングエリアにスマート I C が開通し、高速道路へのアクセス性の向上、北東部のまちづくりの推進・広域交流の活性化が期待されている。また、国史跡、志段味古墳群を保存活用しながら、区画整理によるまちづくりと融合した賑わいの創出を目指し、「歴史の里」の整備が進められ、平成 31 年 4 月に「体感！しだみ古墳群ミュージアム (SHIDAMU)」がフルオープンとなった。更に、令和 3 年 4 月には上志段味小学校が開校され、同年 7 月には中志段味に大型商業施設が開業されるなど、志段味地区は官民ともに注目されている。

守山区では、こうした区内各地域の特色や魅力を活かした発展を続け、令和 5 年 2 月 15 日に区制 60 周年を迎えた。

緑 区 <創設 昭和 38 年 4 月 1 日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
面積 (km ²)	26.30	37.91
世帯数	9,030	104,875
人口	41,501	247,442
人口密度(人/km ²)	1,578	6,537
学区数		28



▲緑区役所

緑区は、昭和 38 年に愛知郡鳴海町が本市と合併し、その区域をもって市内 14 番目の行政区として誕生し、翌年 12 月に、知多郡有松町と大高町を加え面積では本市 2 番目の区域を有する区となった。

その後、区画整理事業の進展により住宅地としての開発もめざましく、それに伴って人口も急速に増加し、平成 10 年 4 月には 20 万人を突破した。さらに、大高や有松地区の区画整理事業の進展、J R 南大高駅の開業、地下鉄桜通線の徳重延伸、名古屋環状 2 号線の開通など都市基盤の整備が進み、平成 27 年 7 月には、人口も 24 万人を超え、本市で最も人口の多い区となっている。

平成 22 年 5 月には、徳重支所のほか、保健センター分室、徳重図書館、徳重地区会館、区民プラザを併設する“ユメリア徳重”がオープンし、緑区東部の拠点となっている。

緑区は、古い時代の遺跡や史跡など歴史的文化資産にも恵まれている。松尾芭蕉が何度も訪れた東海道鳴海宿や白壁、格子造りの有松の町並みの他、若き織田信長が今川義元を打ち破った桶狭間の戦いのあった桶狭間などは有名である。桶狭間古戦場公園には、平成 22 年に戦いから 450 年を記念して、「近世の曙」と名付けられた信長、義元の銅像が建立され、また、有松の町並みは、平成 28 年 7 月に国の重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、区を代表する観光スポットとなっている。

緑区の伝統的産業「しぼり」は、東海道の宿場町であった鳴海と茶屋集落であった有松とに興り、国内はもとより広く海外にもその名を知られ、「しぼり」の資料を展示した有松・鳴海絞会館には絶えず観光客が訪れている。さらに令和元年 5 月には「江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～」が日本遺産として本市で初めて認定された。また、古くから良質の水に恵まれた大高では、酒造業が栄え現在も酒蔵としてこの地で酒造を続けている。このような伝統産業の他に、露地栽培の野菜が栽培され、地産地消をめざし市内各市場に供給している。

平成 22 年 5 月には、こうした貴重な歴史文化資産を発掘、活用し、緑区をおもてなしのこころにあふれ、魅力ある観光地域として発展させることを目的として、「緑区観光推進協議会」を発足させ、官民が一体となって広く PR に努めている。

緑区では、「緑区将来ビジョン」に「笑顔のあふれるまちをめざして」を基本目標として掲げ、区民の意見を取り入れて年度ごとに定める「みどりっちプラン（区政運営方針）」により、安心・安全で快適なまちづくりを推進している。

<区名の由来>

緑豊かな丘陵地帯であり住宅地として注目されているなどの理由で、「緑区」と命名された。

江戸時代に緑区を 4 度訪れた松尾芭蕉が詠んだ句“はつ秋や海も青田のひとみどり”にちなんだとも言われている。



▲マスコットキャラクター
「みどりっち」

名 東 区 <創設 昭和 50 年 2 月 1 日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
面 積 (k㎡)	18.59	19.45
世 帯 数	26,918	77,559
人 口	81,228	161,519
人口密度(人/ k㎡)	4,369	8,304
学 区 数		19



▲名東区役所

名東区は、昭和 50 年 2 月 1 日に千種区から分区独立して誕生した。市の東部に位置し、地形は南北に長く、整然と区画整理されたなだらかな丘陵地帯で、静かな環境に恵まれた市内屈指の良好な住宅地となっている。その区域の大部分は、昭和 30 年 4 月に本市と合併し、千種区に編入された旧愛知郡猪高村を母体としている。令和 7 年 2 月 1 日には区制 50 周年を迎える。

区の名称は、「名古屋市の東部に位置し、区内に東名高速道路名古屋インターチェンジを有し、名古屋の東玄関にふさわしい名称」ということから『名東区』と名付けられた。

かつては、緑豊かな丘陵地帯に数多くのかんがい用ため池が点在し、畑、稲作に加えて養蚕や葉煙草も栽培され、のどかな田園地帯であった。昭和 30 年代後半から宅地造成が区内各地で進み、現在では区域の 80% 余に及ぶ土地区画整理事業が終了した。開発に伴って自然が失われつつある中でも、昔のままの自然林を残す牧野ヶ池緑地、猪高緑地といった広大な緑地があるほか、区画整理事業により生み出された都市公園等が 100 ヶ所余設置され、緑に恵まれた魅力的な住環境をつくりだしている。

交通面では、区の中央部を東西に横断する地下鉄東山線が区内の重要な公共交通機関として利用されている。また、東名阪自動車道が平成 8 年 5 月には東名高速道路、平成 15 年 3 月には名古屋都市高速道路 2 号東山線とそれぞれ直結し、国道 302 号線などの幹線道路も整備され、平成 23 年 3 月には名古屋第二環状自動車道（名古屋南 JCT～高針 JCT 間）が開通するなど、さらに交通の利便性が高まっている。特に地下鉄東山線終点の地下鉄藤が丘駅周辺は、郊外の落ち着きとファッションブルな都心の機能をあわせ持ったまちづくりが進められ、平成 17 年には、本格的な実用路線としては、日本初の磁気浮上式リニアモーターカーを使用した東部丘陵線（愛称＝リニモ）が開通し、近隣の自治体との交通結節点として、商業施設が集積し、区内で最もにぎわいのある地域となっている。

市民利用施設は、名東スポーツセンター、上社レクリエーションルーム、テニスコート等のスポーツ施設や、文化小劇場、コミュニティセンターなどがあり、これらの施設では、若者から高齢者まで各層の区民により、さまざまなスポーツ・文化活動が活発に行われている。

また、古くから史跡・文化財も区内に点在しており、民族資料として豊年を祝う氏神祭礼「馬の塔（おまんこ）」に使われる「大鳥毛・馬標と馬具」、織田信長に仕えた戦国武将柴田勝家の誕生の地「明徳寺」に祀られる「十王像十四体」、猪子石地区には地名の由来となった猪の子に似た自然石「猪子石」などが保存されている。また、無形民俗文化財として東一社・高針地区の「鷹羽検藤流棒の手」「高針棒の手」が伝承されている。

平成 8 年 3 月には、名東区の文化活動の振興のため「名東区文化協会」が設立され、総合芸術・芸能祭や美術展の開催など区内の文化事業の推進を積極的に行っている。また、設立 10 周年を記念して公募により「名東のうた」の制作に取り組み、平成 19 年 5 月に「わがまち名東」が発表された。

さらに平成 8 年から 5 月（英語でメイ）10 日（数字でトオ）にちなんで、5 月 10 日を「名東の日」と定め、平成 11 年からは、5 月 7 日から 13 日の 1 週間を「名東ウィーク」として、区内各所で多彩なイベントが開催されている。

令和 6 年 5 月に策定したナデシコビジョン 2028（第 2 期名東区将来ビジョン）において、人と人の絆、地域の絆を重視した「つながるまち、ひろがるまち名東」を基本理念に、めざすまちの将来像を掲げ、魅力と活気あふれるまちづくりを進めている。

天 白 区 <創設 昭和 50 年 2 月 1 日>

	創設当時	令和 6.4.1 現 在
面 積 (k㎡)	21.79	21.58
世 帯 数	27,426	79,721
人 口	87,931	162,241
人口密度(人/ k㎡)	4,035	7,546
学 区 数		17



◀ 天白区役所

天白区は、昭和 50 年 2 月に昭和区から分区独立し、令和 7 年 2 月 1 日に区制 50 周年を迎える。その区域は、昭和 30 年 4 月に本市と合併し昭和区に編入された、愛知郡天白村のほぼ全域を母体としている。天白村は、明治 39 年 5 月に、島野・弥富・植田・平針の 4 村を廃し成立した。

区名の由来は、天白村内を北東から南西へ流れる天白川にちなんで名付けられたといわれ、天白川の名は、その下流に天白社が祀られていたことによるといわれている。

地域では現在も伝統芸能や史跡が伝承されており、名古屋市の無形民俗文化財に指定されている「平針木遣り音頭」もその一つである。遠く慶長の昔、徳川家康が名古屋城を築城するにあたって、平針の農民が木材や石材などの運搬に活躍し、その時に歌われた木遣り音頭が始まりと伝えられている。

天白区は、昭和 53 年 10 月の地下鉄鶴舞線、平成 6 年 3 月の地下鉄桜通線の開通に伴って中高層住宅が立ち並ぶとともに、平針・原・植田の地下鉄各駅のターミナルを拠点に店舗や企業が展開し、住宅地域・商業地域の両面で発展してきた。さらに平成 23 年 3 月には地下鉄桜通線が延伸されたことで、区南部の交通アクセスが大きく向上した。

区内には市内有数の農地があり、あいちの伝統野菜に指定されている八事五寸にんじんを始め、くりあじかぼちゃ・たまねぎ・ばれいしょ・梅などが出荷されている。

区東部にある名古屋市農業センターは、令和 6 年 3 月に名古屋市農業センター de la ファームとしてリニューアルオープンした。ここは「野菜と家畜」をテーマにした農業公園で、「市民と農の架け橋」としての機能を持ち、地産地消や名古屋コーチンの種鶏の飼育研究・消費宣伝などの事業を実施している。センター内にはふれあい動物園や BBQ 広場などの施設があり、市民に親しまれている。

区のほぼ中央には、区役所をはじめ、環境事業所・土木事務所などの行政機関があり、区行政の中心的役割を担っている。福祉会館・児童館・文化小劇場・生涯学習センター・図書館・スポーツセンターなどの施設では、さまざまな文化活動が活発に行われている。また、現在 17 学区中 15 学区に整備されているコミュニティセンターは、地域の活動やふれあいの拠点となっている。また、東南部には愛知県運転免許試験場があり、運転免許の取得・更新のため多くのドライバーが利用している。

このように都市型の景観が見られる一方で、区内には多くの緑が残されており、自然との調和のとれた生活環境が溢れている。天白川河川敷を利用した「天白川緑地」や、ヒメボタルを見られる相生山緑地の「オアシスの森」は自然の中を散策でき、「天白公園」は幅広い世代の憩いの場となっている。東南部には、農業センターを含む約 60 ヘクタールの豊かな自然が残る荒池緑地が広がり「荒池なごやかファーム構想」により、市民と協力して里山の風景を大切にしたい整備を進めている。

天白区は、恵まれた自然環境と地域の絆を活かし、区民とともに、ぬくもりとやすらぎ、そして魅力に満ちた、誰からも愛されるまちづくりを目指している。



▲天白区制 50 周年記念ロゴマーク

2 区役所庁舎等概況

(1) 区役所及び支所の位置

(令和6年4月1日現在)

<p>区役所・支所名</p> <p>所在地</p> <p>電話番号</p> <p>最寄りの交通機関</p>	<p>区役所・支所付近の略図</p>
<p>千種区役所 (令和5年1月移転)</p> <p>〒464-8644 千種区星が丘山手103番地</p> <p>TEL 762-3111</p> <p>地下鉄 東山公園駅下車 徒歩7分 市バス 新池町下車 徒歩2分</p> <p>平和公園口交差点 北200m</p>	
<p>東区役所</p> <p>〒461-8640 東区筒井一丁目7番74号</p> <p>TEL 935-2271</p> <p>市バス { 東区役所下車 徒歩1分 山口町下車 徒歩5分</p> <p>山口町交差点 南400m</p>	
<p>北区役所</p> <p>〒462-8511 北区清水四丁目17番1号</p> <p>TEL 911-3131</p> <p>地下鉄 黒川駅下車 徒歩5分</p> <p>市バス { 北区役所下車 徒歩すぐ 黒川下車 徒歩5分</p> <p>黒川交差点 南300m</p>	

楠 支 所

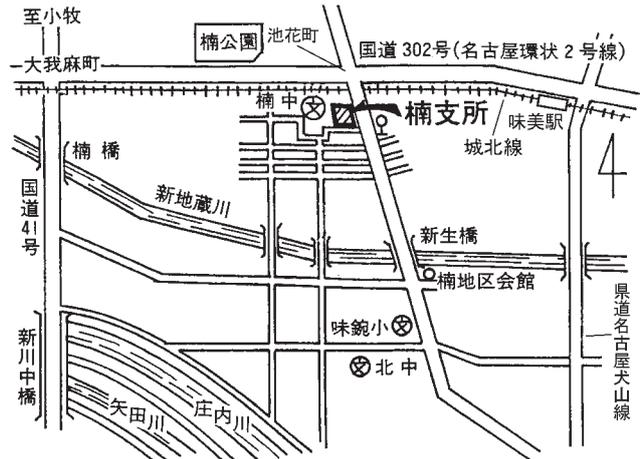
〒462-0012 北区楠二丁目 974 番地

TEL 901-2261

市バス 楠支所下車 徒歩すぐ

東海交通事業 城北線 味美駅
西へ徒歩 10 分

国道 302 号線池花町交差点 南 150m



西 区 役 所

〒451-8508 西区花の木二丁目 18 番 1 号

TEL 521-5311

市バス 西区役所下車 徒歩 2 分
浄心町下車 徒歩 6 分

地下鉄浄心駅 4 番出口 徒歩 5 分



山 田 支 所

〒452-0815 西区八筋町 358 番地の 2

TEL 501-1311

市バス 山田支所南下車 徒歩 5 分

地域巡回市バス 山田支所下車 徒歩 1 分

地下鉄 } 上小田井駅下車 徒歩 5 分
名鉄 }

城北線 小田井駅下車 徒歩 3 分

地下鉄・名鉄上小田井駅 南東 500m



中 村 区 役 所

〒453-8501 中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1

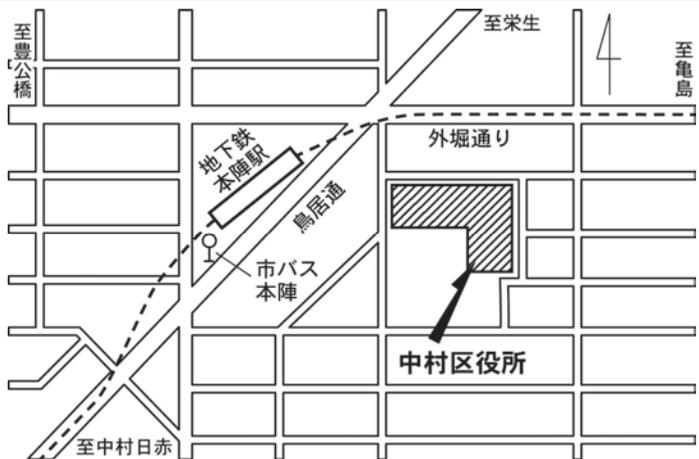
TEL 483-8161

地下鉄 本陣駅下車 3 番出口 徒歩 1 分
(注) 3 番出口は階段のみで段数も多いた
め、4 番出口付近の地上行きエレベーター
もご利用ください。

市バス 本陣下車 徒歩 4 分

地下鉄本陣駅 3 番出口南東 100m

市バス本陣 東 200m



中区役所

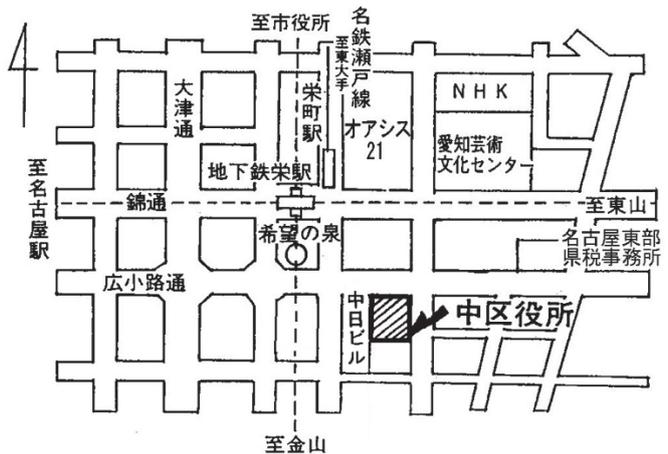
〒460-8447 中区栄四丁目1番8号

TEL 241-3601

市バス 栄下車 徒歩3分

地下鉄 栄駅下車 徒歩3分

地下鉄栄駅12番出口 東50m



昭和区役所

〒466-8585 昭和区阿由知通3丁目19番地

TEL 731-1511

地下鉄 御器所駅下車 徒歩すぐ

地下鉄連絡通路(8番出口)

市バス 御器所通下車 徒歩1分



瑞穂区役所

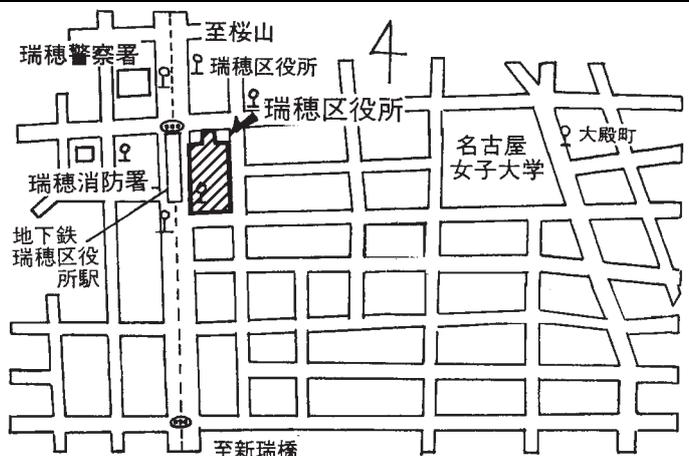
〒467-8531 瑞穂区瑞穂通3丁目32番地

TEL 841-1521

地下鉄 瑞穂区役所駅下車 徒歩すぐ

地下鉄連絡通路(2番出口)

市バス 瑞穂区役所下車 徒歩すぐ



熱田区役所

〒456-8501 熱田区神宮三丁目1番15号

TEL 681-1431

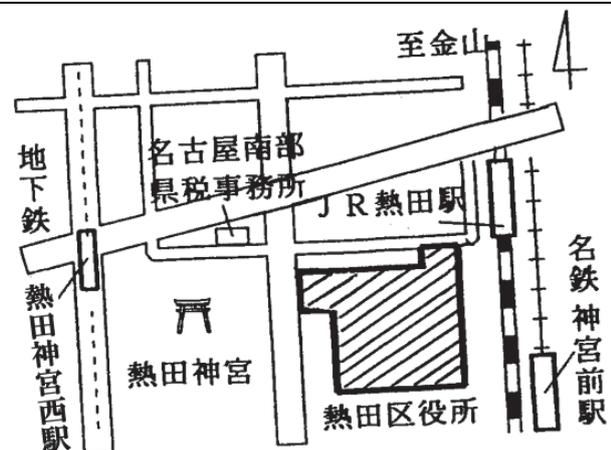
地下鉄 熱田神宮西駅下車 徒歩5分

地下鉄連絡通路2番出口 東300m

市バス 熱田区役所 徒歩2分

J R 熱田駅下車 徒歩2分

名鉄 神宮前駅下車 徒歩8分



中川区役所

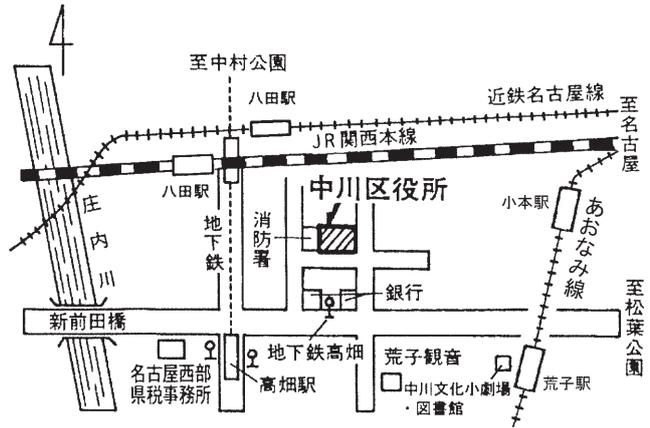
〒454-8501 中川区高畑一丁目 223 番地

TEL 362-1111

地下鉄 高畑駅下車 徒歩 3分

市バス 地下鉄高畑下車 徒歩 3分

地下鉄高畑駅 3 番出口 北東 200m



富田支所

〒454-0985 中川区春田三丁目 215 番地

TEL 301-8141

市バス 戸春橋下車 徒歩 5分

J R 春田駅下車 徒歩 5分

近鉄 戸田駅下車 徒歩 15分

J R 春田駅 南 300m

近鉄 戸田駅 北東 1000m



港区役所

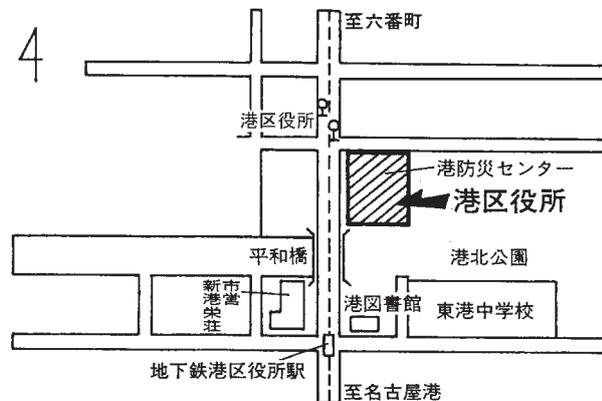
〒455-8520 港区港明一丁目 12 番 20 号

TEL 651-3251

地下鉄 港区役所下車 徒歩 2分

市バス 港区役所下車 徒歩 2分

地下鉄港区役所 1 番出口 北 100m



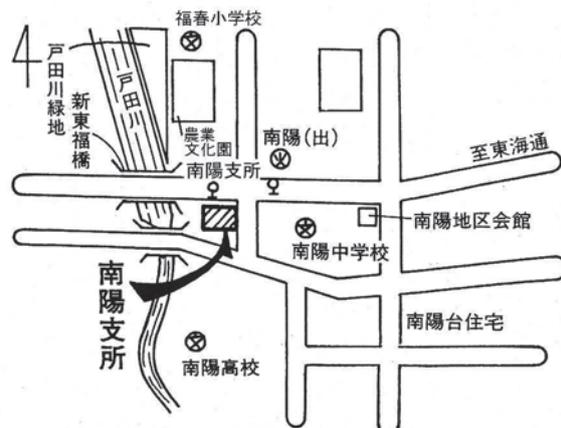
南陽支所

〒455-0873 港区春田野三丁目 1801 番地

TEL 301-8118

市バス 南陽支所下車 徒歩 1分

南陽中学校前交差点 西 500m



南区役所

〒457-8508 南区前浜通3丁目10番地

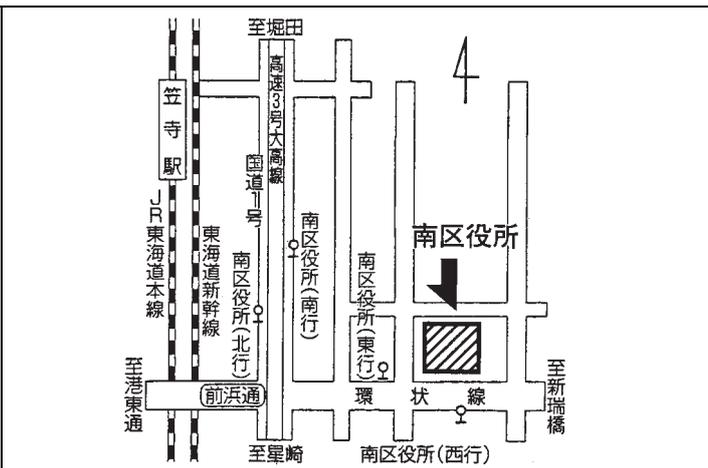
TEL 811-5161

市バス { 南区役所下車 徒歩すぐ
本城中学前下車 徒歩2分

JR 笠寺駅 南東 500m

名鉄本笠寺駅 南西 600m

前浜通交差点 東 150m



守山区役所

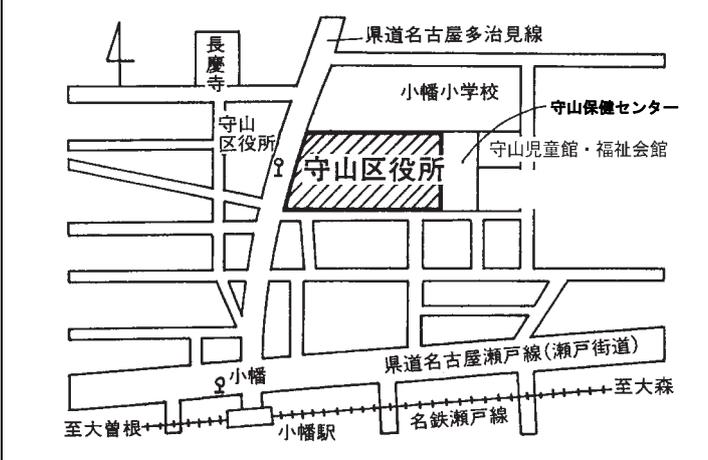
〒463-8510 守山区小幡一丁目3番1号

TEL 793-3434

市バス { 守山区役所下車 徒歩2分
守山区役所南下車 徒歩5分

名鉄 小幡駅下車 徒歩6分

名鉄小幡駅 北 200m



志段味支所

〒463-0003 守山区下志段味一丁目1401番地

TEL 736-2000

市バス 志段味支所下車 徒歩2分
雨池下車 徒歩5分

ガイドウェイバス「ゆとりーとライン」 } 志段味支所北下車 徒歩5分



緑区役所

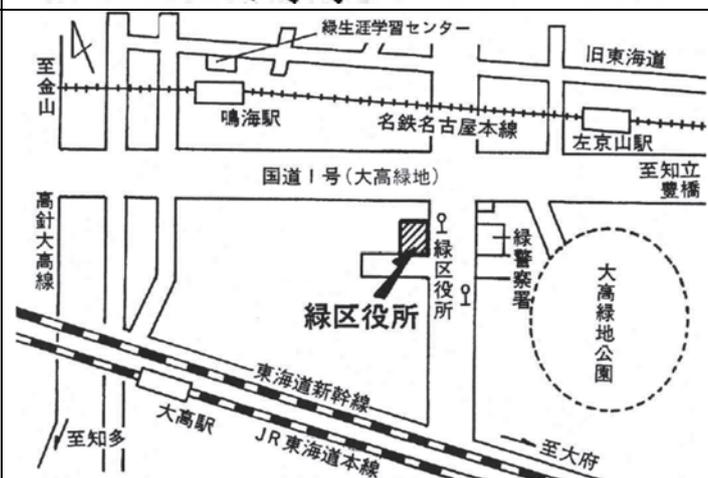
〒458-8585 緑区青山二丁目15番地

TEL 621-2111

名鉄 { 鳴海駅より市バス7分
左京山駅より市バス4分

JR { 大高駅より市バス8分
南大高駅より市バス10分

市バス 緑区役所下車 徒歩すぐ
名鉄バス



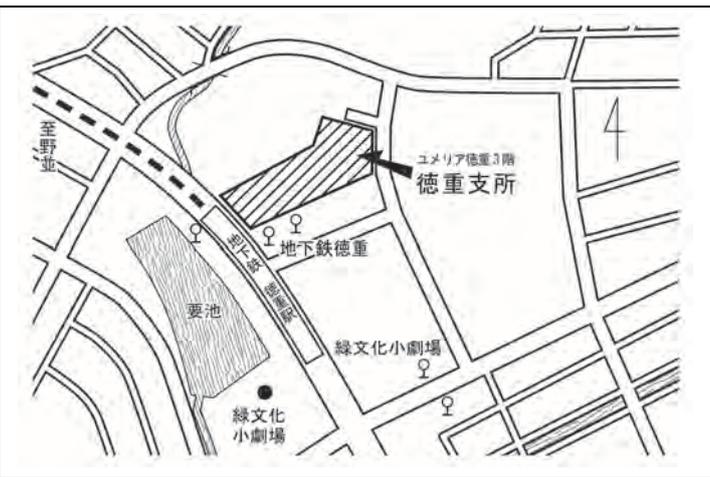
徳重支所

〒458-0852 緑区元徳重一丁目 401 番地

TEL 875-2202

地下鉄 徳重駅下車 徒歩1分
地下鉄徳重駅1番出口

市バス 地下鉄徳重 徒歩1分
名鉄バス 地下鉄徳重 徒歩1分

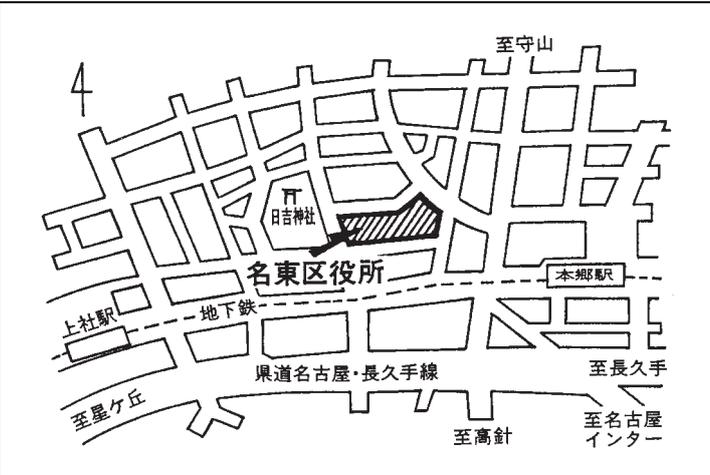


名東区役所

〒465-8508 名東区上社二丁目 50 番地

TEL 773-1111

地下鉄 本郷駅下車 徒歩3分
地下鉄本郷駅1番出口 西 300m



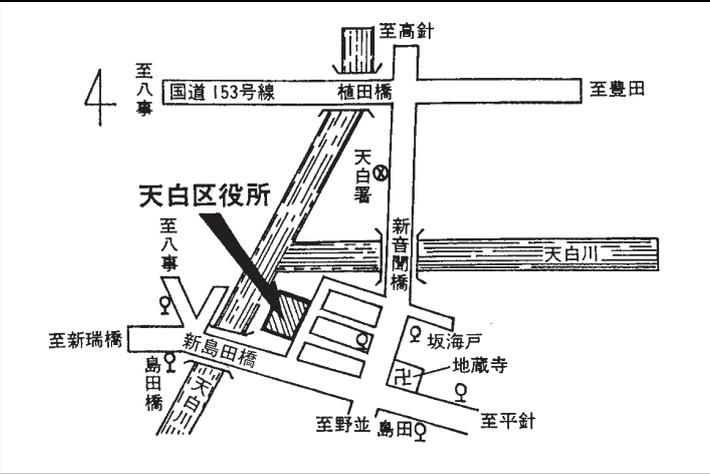
天白区役所

〒468-8510 天白区島田二丁目 201 番地

TEL 803-1111

市バス { 島田下車 徒歩5分
坂海戸下車 徒歩3分

島田交差点 北西 200m



(2) 区役所を中心とした区内の最長距離

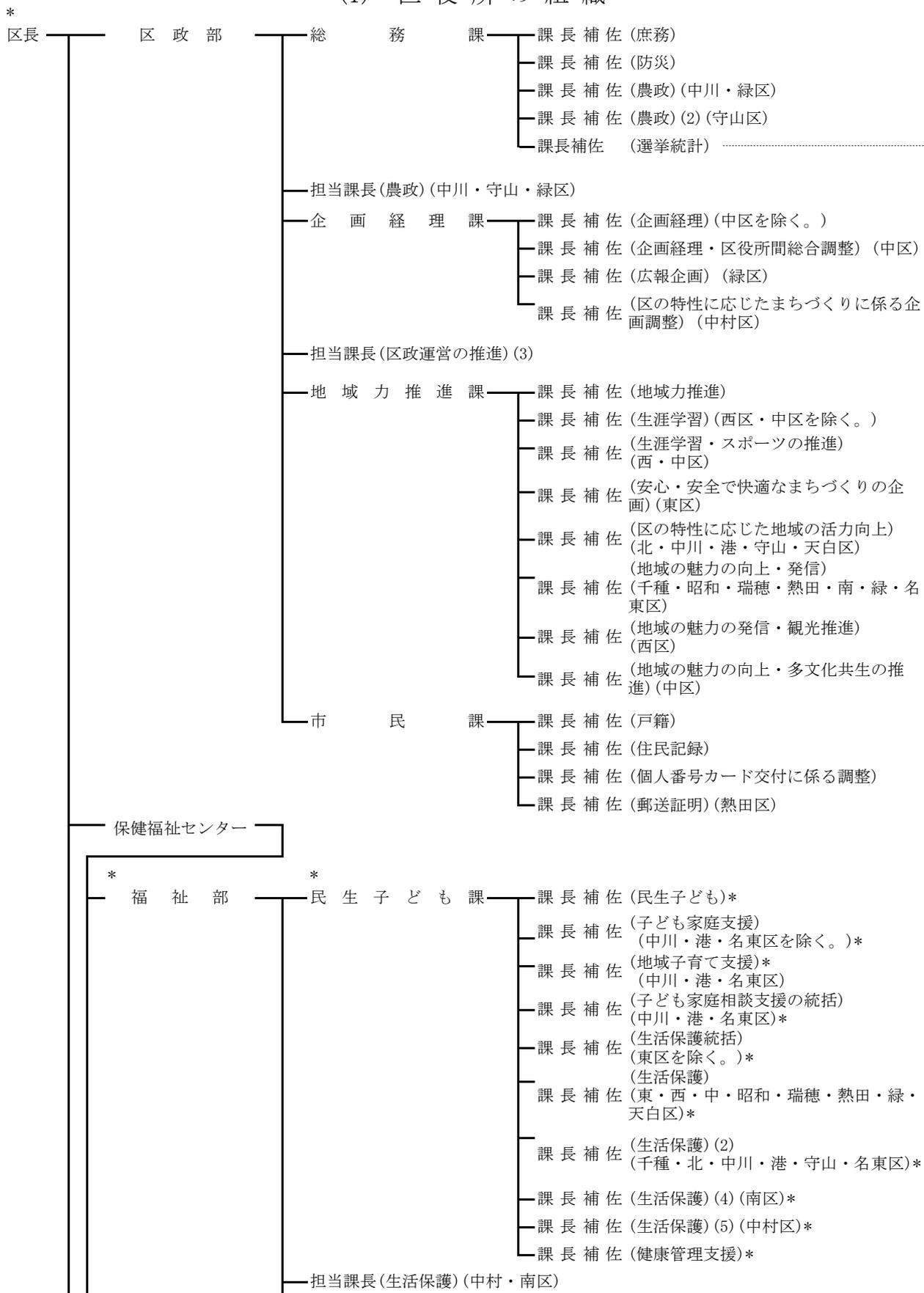
区別	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	港	南	守山	緑	名東	天白
区内の最長距離	5.1 km	4.3	5.5	5.7	4.8	3.3	3.7	3.0	2.7	5.5	8.9	4.9	9.3	7.6	4.3	4.2

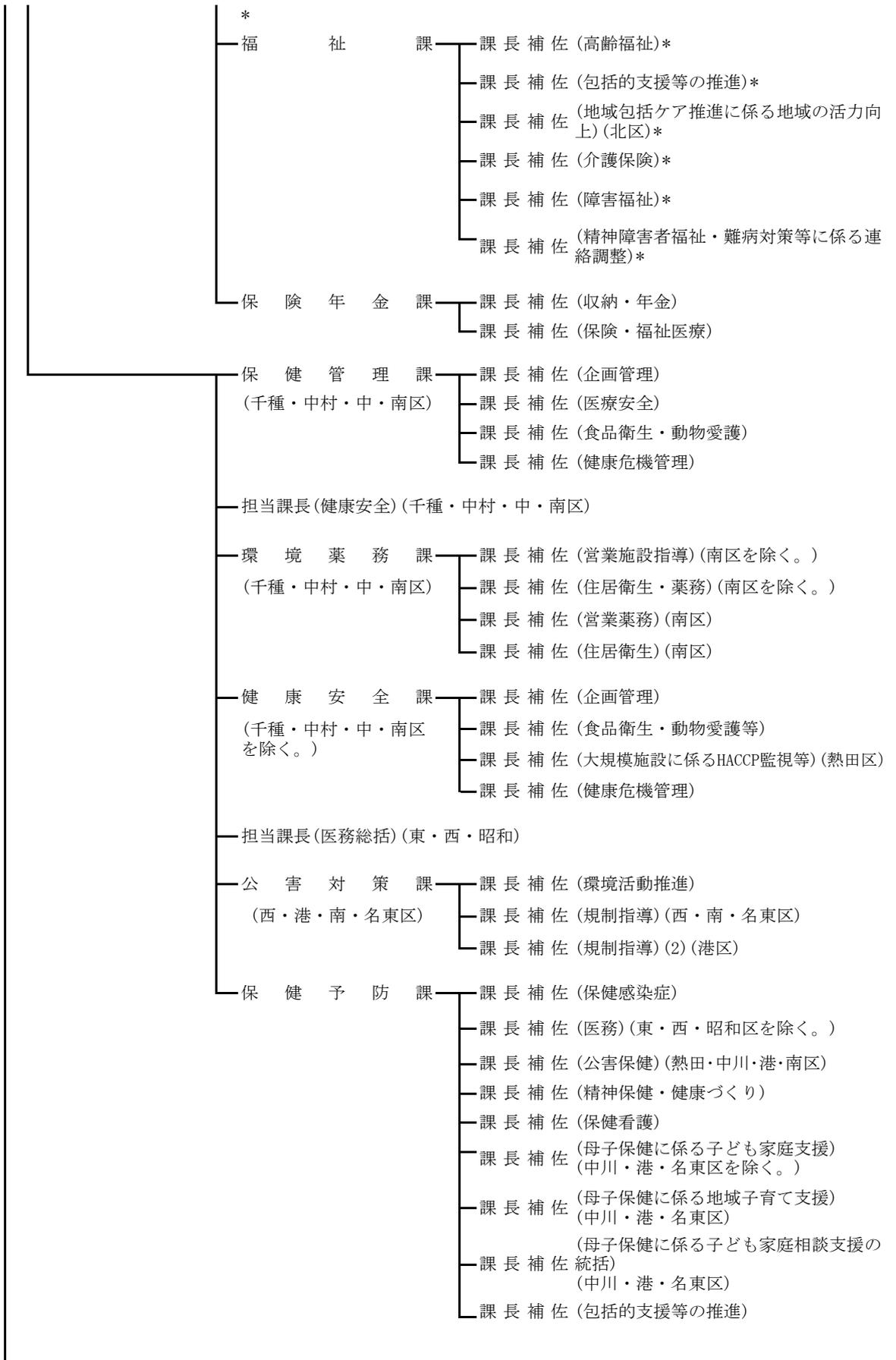
(3) 区役所及び支所庁舎建物一覧

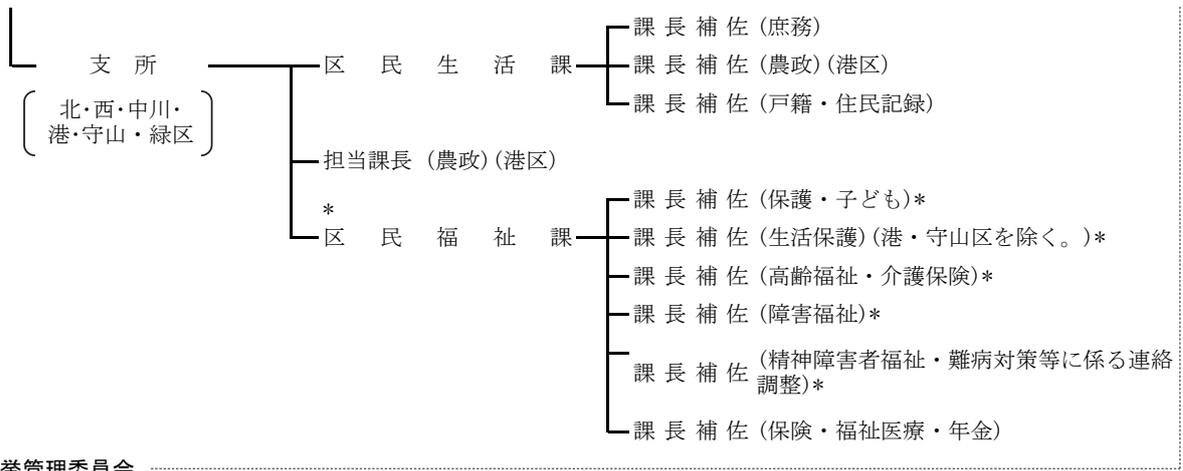
種別 区別	構 造 ・ 規 模	竣 工 年 月	敷地面積 m ²	建築面積 m ²	建 物 延 床 面 積 m ²	収 容 公 所			備 考
						区役所・支所 m ²	保健センター m ²	そ の 他 m ²	
千種区役所	鉄骨造、地上2階建	令和4年 12月	8,078.0	2,735.3	4,989.7	3,634.2	1,355.5	—	新庁舎建設中のため仮設庁舎
東区役所	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階一部3階建	昭和45年10月	3,303.2	1,514.6	7,451.3	6,075.8	1,364.3	11.2	自転車置き場
北区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上7階一部2階建	昭和57年10月	8,167.6	2,475.6	12,102.1	6,136.6	1,544.3	4,421.2	総合社会福祉会館 在宅サービスセンター
楠支所	鉄筋コンクリート造、2階建	昭和50年 3月	4,392.2	614.4	1,148.4	1,023.4	(別棟)	—	
西区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階	平成22年 1月	6,911.4	2,679.7	11,938.2	8,280.9	2,918.8	738.5	在宅サービスセンター
山田支所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、5階建	平成17年 5月	3,576.0	1,261.8	3,605.7	2,786.8	(別棟)	818.9	図書館
中村区役所	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上5階建	令和4年10月	10,599.4	4,084.3	17,743.2	8,487.8	3,681.8	5,573.6	土木事務所 本陣市税事務所
中区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下4階、地上18階建 (7階～18階民間施設)	平成 3年 8月	3,426.5	1,969.0	39,221.2	9,830.6	2,919.7	4,857.9	市民ギャラリー
昭和区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下2階、地上7階建	平成 5年 8月	3,643.8	2,244.4	13,327.7	9,101.6	3,428.1	798.0	名古屋市社会福祉研修センター
瑞穂区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下2階、地上5階建	平成 8年 1月	3,517.3	2,338.0	10,134.6	10,134.6	(別棟)	—	
熱田区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下2階、地上7階建	平成13年10月	8,500.0	3,933.1	19,131.7	9,330.2	3,282.9	6,518.6	文化小劇場、図書館 在宅サービスセンター
中川区役所	鉄筋コンクリート造、3階一部2階建	昭和50年 1月	9,983.8	3,670.9	8,391.5	6,631.4	1,760.1	—	
富田支所	鉄筋コンクリート造、2階建	平成 3年 1月	6,847.1	1,550.6	1,590.0	1,590.0	(別棟)	—	
港区役所	鉄筋コンクリート、地下1階、地上3階一部2階建	昭和56年12月	7,078.7	2,672.0	9,057.7	6,328.8	(別棟)	2,728.9	防災センター 土木事務所
南陽支所	鉄筋コンクリート造、2階建	昭和50年 3月	5,810.2	1,021.7	1,133.5	1,161.5	(別棟)	—	
南区役所	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下2階、地上5階建	平成12年 2月	4,664.4	3,168.9	12,956.2	11,008.8	(別棟)	1,947.4	在宅サービスセンター
守山区役所	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階一部3階建	昭和46年10月	8,639.4	1,752.0	7,209.6	5,329.2	1,880.4	—	
志段味支所	鉄筋コンクリート造、2階建	昭和60年 3月	8,723.5	1,646.5	2,025.6	1,054.7	(別棟)	970.9	地区会館
緑区役所	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階一部2階建	昭和49年 1月	9,110.5	2,142.0	5,990.7	5,990.7	(別棟)	—	
徳重支所	鉄骨造、4階建	平成22年 5月	10,045.3	5,802.5	9,873.7	2,996.2	741.1	6,136.4	地区会館 図書館
名東区役所	(本庁舎) 鉄筋コンクリート造、地下1階、地上4階一部3階建 (東庁舎) 鉄骨造、平屋建	昭和51年 1月	7,777.8	2,830.6	7,867.2	6,403.7	1,463.6	—	
天白区役所	鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階一部2階建	昭和51年 3月	8,436.8	2,853.6	7,230.6	5,740.1	1,490.5	—	

3 区役所行政機構等概況

(1) 区役所の組織







区選挙管理委員会

(注) *印は社会福祉事務所の組織を示す。

(2) 区役所の事務分掌

区役所

区政部

総務課

- (1) 公印（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印、出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印、社会福祉事務所長印、障害福祉事務専用区長印並びに公害対策事務専用市長印を除く。）の管守に関すること。
- (2) 職員の進退、服務、賞罰、給与その他身分に関すること。
- (3) 文書に関すること。
- (4) 庁舎（保健センターに係るものを除く。）の管理及び取締に関すること。
- (5) 区役所支所に関すること。
- (6) 道路運送車両法による自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (7) 住居表示に関すること。
- (8) 市営住宅入居申込みの相談に関すること。
- (9) 災害対策及び災害救助の連絡に関すること。
- (10) 地域の防災対策の推進に係る企画並びに区内各種機関及び団体との調整に関すること。
- (11) 防災行政用無線に関すること。
- (12) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関すること。
- (13) 区内各種機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (14) 通達員に関すること。
- (15) 現金及び有価証券並びに物品の出納保管並びに記録管理に関すること。
- (16) 支出負担行為の事前合議に関すること。
- (17) 支出命令の審査に関すること。
- (18) 還付命令の審査に関すること。
- (19) 指定金融機関の派出所に関すること。
- (20) 決算に係る出納の整理に関すること。
- (21) 会計事務の連絡調整に関すること。
- (22) 統計に関すること。
- (23) 選挙管理委員会に関すること
- (24) 選挙に関する学校施設の使用及び公営の実施に関すること。
- (25) 農業委員会に関すること。
- (26) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること。

- (27) 墓地、埋葬等に関する法律による引取者のない死体の埋葬又は火葬に関する事。
- (28) 保健福祉センター及び他課室係の主管に属しない事。

担当課長（農政）（中川区、守山区及び緑区に限る。）

- (1) 農業委員会に関する事。
- (2) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事。
- (3) 前2号に掲げる事項に係る経理に関する事。

企画経理課

- (1) 区政運営の企画及び総合調整に関する事。
- (2) 区民会議及び区政推進会議に関する事。
- (3) 予算の執行に関する事。
- (4) 物品の購入、委託等の総合調整に関する事。
- (5) 区所管財産の管理の調整に関する事。
- (6) 寄附金の募集及び受納に関する事。
- (7) 地域住民等と連携した主として区の特性に依じたまちづくりに係る企画及び調整に関する事。
- (8) 広報に関する事。
- (9) 区長の指定する区政運営に係る特命事項の処理に関する事。

担当課長（区政運営の推進）

- (1) 区政運営の推進に係る企画、調査及び連絡調整に関する事。

地域力推進課

- (1) 地域住民等と連携した地域の活力の向上に資する取組みの推進に関する事（中村区にあっては、企画経理課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域活動の振興並びに地域活動に係る地域組織の援助及び育成に関する事。
- (3) 安心・安全で快適なまちづくりに関する事。
- (4) 人権尊重のまちづくりに関する事。
- (5) 広報、広聴及び市民相談に関する事（中村区にあっては、広報に関する事を除く。）。
- (6) 空家等対策の推進に係る情報の収集及び連絡調整に関する事。
- (7) 空家等対策の推進に関する特別措置法による助言及び指導に関する事。
- (8) 住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る区対策会議の運営に関する事。
- (9) 犯罪被害者等の支援に係る情報の提供等及び連絡調整に関する事。
- (10) 市政情報の提供に関する事。
- (11) 地縁による団体の認可並びに印鑑の登録及び証明等に関する事。
- (12) 自衛官の募集に関する事。
- (13) 社会教育に関する事。
- (14) 市民文化及び体育の向上に関する事。
- (15) 青少年の保護育成の推進に関する事。

- (16) 社会教育関係諸団体及び文化体育団体に関すること。
- (17) コミュニティセンター等に関すること。
- (18) 生涯学習センターに関すること。

市 民 課

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの追記事務専用市長印、戸籍事務専用区長印、印鑑・住民基本台帳・就学・特別永住許可・特別永住者証明書交付関連事務専用区長印並びに出入国管理及び難民認定法に基づく在留カードの裏面追記事務及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に基づく特別永住者証明書の裏面追記事務専用区長印の管守に関すること。
- (2) 戸籍に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出又は申請のあつた支所の管轄区域内に本籍に有する者に係る戸籍に関することを含む。）
- (3) 住民基本台帳に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出又は申請のあつた支所の管轄区域内に住所を有する者に係る住民基本台帳に関すること（住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関することを除く。）を含む。）。
- (4) 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出又は申請のあつた支所の管轄区域内に本籍に有する者に係る個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関することを含む。）。
- (5) 電子証明書に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出又は申請のあつた支所の管轄区域内に住所を有する者に係る電子証明書に関することを含む。）。
- (6) 印鑑の登録及び証明に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出又は申請のあつた支所の管轄区域内に住所を有する者に係る印鑑の登録及び証明に関することを含む。）。
- (7) 死体（胎）埋火葬許可及び死産届に関すること。
- (8) 身分に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出又は申請のあつた支所の管轄区域内に本籍を有する者に係る身分に関することを含む。）。
- (9) 中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出又は申請のあつた支所の管轄区域内に住居地を有する者に係る住居地の届出に関することを含む。）。
- (10) 特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関すること（支所を置く区役所にあつては、当該市民課に届出又は申請のあつた支所の管轄区域内に住居地を有する者に係る特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関することを含む。）。
- (11) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (12) 郵送請求に係る証明書交付センターに関すること。
- (13) 栄サービスセンターに関すること（中区に限る。）。

保健福祉センター福祉部

民生子ども課

- (1) 社会福祉事務所長印の管守に関する事。
- (2) 統計及び諸報告に関する事。
- (3) 民生委員及び児童委員に関する事。
- (4) 災害援護資金の貸付け及び償還に関する事。
- (5) 児童及びひとり親家庭等の福祉に関する事（福祉課及び保険年金課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定に関する事。
- (7) 子ども・子育て支援法による利用者負担額等の決定に関する事。
- (8) 特定保育所における保育を行うことに係る利用者負担額等の決定及び徴収に関する事。
- (9) 児童福祉法による助産施設及び母子生活支援施設への入所の承諾又は解除に関する事。
- (10) 児童福祉法による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整等に関する事。
- (11) 子ども家庭相談及び児童虐待防止に関する事（児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属することを除く。）。
- (12) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助に関する事。
- (13) 地域の子育て支援ネットワークに関する事。
- (14) 児童手当の認定、改定、支給の制限及び支払の差止め並びに届出等の受理（名古屋市職員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。）に関する事。
- (15) 児童扶養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
- (16) 子ども会、留守家庭児童健全育成事業、児童遊園地等に関する事。
- (17) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事。
- (18) 名古屋市寡夫福祉資金の貸付及び償還に関する事。
- (19) ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
- (20) 生活保護法による費用の返還及び徴収に関する事。
- (21) 要保護者の更生指導に関する事。
- (22) 生活保護法の医療券及び介護券の交付に関する事。
- (23) 生活保護法による費用の返還及び徴収に関する事。
- (24) 地域福祉の推進に係る総合的企画及び連絡調整に関する事。
- (25) 地域福祉活動の促進に関する事。

(26) 区社会福祉協議会に関すること。

(27) 部内他課の主管に属しないこと。

担当課長（生活保護）（中村区及び南区に限る。）

(1) 区長の指定する区域（以下主幹（生活保護）の項において「指定区域」という。）内の生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関すること。

(2) 指定区域内の要保護者の更生指導に関すること。

(3) 指定区域内の生活保護法の医療券及び介護券の交付に関すること。

(4) 指定区域内の要保護者の更生指導に関すること。

(5) 指定区域内の生活保護法の医療券及び介護券の交付に関すること。

(6) 指定区域内の生活保護法による費用の返還及び徴収に関すること。

福 祉 課

(1) 障害福祉事務専用区長印の管守に関すること。

(2) 老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止に関すること。

(3) 敬老事業その他高齢者の福祉(後期高齢者医療の実施に係るものを除く。)に関する
こと。

(4) 地域包括ケアの推進に関すること。

(5) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。

(6) 介護認定審査会の審査部会に関すること。

(7) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。

(8) 介護保険被保険者資格及び被保険者証に関すること。

(9) 介護保険料の賦課徴収（特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知および過誤
納金の還付の事務を除く。）に関すること。

(10) 介護保険の保険給付、第1号事業支給費並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予
防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費（介護保険法により指定する事業者、介
護保険施設及び指定特別給付事業者への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支
払その他の給付事務に関すること。

(11) 住宅改修支援事業費の支給に関すること。

(12) その他介護保険実施のための事務（介護保険法により指定する事業者、特定福祉用具
の販売及び住宅改修を行うもの、介護保険施設並びに指定特別給付事業者に対する報告
の命令等並びに保険給付に係る損害賠償の請求を除く。）に関すること。

(13) 障害者及び障害児の福祉に関すること。

(14) 難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。

(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の
支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認
定に関すること。

(16) 障害支援区分認定等審査会の審査部会に関すること。

(17) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付

- (指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
- (18) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務(指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除く。)に関すること。
 - (19) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること(子ども青少年局の主管に属するものを除く。)
 - (20) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。
 - (21) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給(指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。)の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること。
 - (22) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条による福祉手当を含む。)の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
 - (23) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。
 - (24) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
 - (25) 引揚者、未帰還者留守家族等の援護に関すること。

保険年金課

- (1) 国民健康保険料の徴収に関すること。
- (2) 国民健康保険の金銭給付及び同保険の給付の資格審査に関すること。
- (3) 国民健康保険料の賦課徴収に関すること。
- (4) その他国民健康保険の実施のための事務(保険給付に係る損害賠償の請求、保健医療機関等若しくは特定承認保健医療機関又は指定訪問看護事業者への支払い及び柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術に係る療養費の支給の事務を除く。)に関すること。
- (5) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の申請、請求及び諸届出の受付及び審査に関すること。
- (6) その他国民年金実施のための事務に関すること
- (7) 後期高齢者医療保険料の徴収(特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知および過誤納金の還付の事務を除く。)に関すること。
- (8) 後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付並びに被保険者証の引き渡し及び返還の受付に関すること。
- (9) その他後期高齢者医療の実施のための事務に関すること。
- (10) 障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費(次号において「障害者医療

費等」という。)の助成対象者の資格及び医療証に関すること。
(11) 障害者医療費等の助成対象者への支払いに関すること。

保健福祉センター（福祉部を除く。）

保健管理課（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）

- (1) 保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。
- (2) 保健センターに係る庁舎の管理に関すること。
- (3) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。
- (4) 衛生諸団体に関すること。
- (5) 区長の指定する健康危機管理に関すること。
- (6) 区長の指定する医療の安全に関すること。
- (7) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
- (8) 動物の愛護に関すること。
- (9) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること（南区を除く。）。
- (10) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること（南区を除く。）。
- (11) 公害発生状況の巡回監視に関すること（南区を除く。）
- (12) 公害の苦情処理等に関すること（南区を除く。）。
- (13) 地域環境審議会の運営に関すること。（南区を除く。）。
- (14) 調査請求の処理に関すること（南区を除く。）。
- (15) 地域における環境教育の推進に関すること（南区を除く。）。
- (16) 保健福祉センター（福祉部を除く）内他課の主管に属しないこと。

担当課長（健康安全）（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）

- (1) 区長の指定する健康危機管理に関すること。
- (2) 動物の愛護に関すること。

環境業務課（千種区、中村区、中区及び南区に限る。）

- (1) 区長の指定する営業施設の指導に関すること。
- (2) 献血の推進に関すること。
- (3) 区長の指定する住居の衛生に関すること。

健康安全課（千種区、中村区、中区及び南区を除く。）

- (1) 保健福祉センター（福祉部を除く。）に係る文書及び公印（公害対策事務専用市長印を除く。）の管守並びに物品等の管理に関すること。
- (2) 保健センターに係る庁舎の管理に関すること。
- (3) 保健環境委員及び区保健環境委員会に関すること。

- (4) 衛生諸団体に関すること。
- (5) 区長の指定する健康危機管理に関すること。
- (6) 区長の指定する医療の安全に関すること。
- (7) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
- (8) 動物の愛護に関すること。
- (9) 区長の指定する食品衛生及び食品表示に関すること。
- (10) 献血の推進に関すること。
- (11) 区長の指定する住居の衛生に関すること。
- (12) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (13) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (14) 公害発生状況の巡回監視に関すること。（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (15) 保健福祉センター所長の指定する公害の苦情処理等に関すること。（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (16) 地域環境審議会の運営に関すること。（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (17) 調査請求の処理に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (18) 地域における環境教育の推進に関すること（西区、港区及び名東区を除く。）。
- (19) 保健福祉センター（福祉部を除く）内他課の主管に属しないこと。

担当課長（医務総括）（東区及び西区に限る。）

- (1) 区長の指定する医務の総括に関すること。

公害対策室（西区、港区、南区及び名東区に限る。）

- (1) 公害対策事務専用市長印の管守に関すること。
- (2) 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の防止（悪臭の防止に係る住居等の堆積物による不良な状態の解消に係る指導を含む。）に関すること。
- (3) 特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。
- (4) 公害発生状況の巡回監視に関すること。
- (5) 公害の苦情処理等に関すること。
- (6) 地域環境審議会の運営に関すること。
- (7) 調査請求の処理に関すること。
- (8) 地域における環境教育の推進に関すること。

保健予防課

- (1) 母子保健に関すること（健康福祉局の主管に属するものを除く。）。
- (2) 療育等の医療給付に関すること。
- (3) 予防接種（法令に定めるものを除く。）に関すること。

- (4) 公害保健に関すること。
- (5) 成人保健及び健康づくり事業に関すること。
- (6) 地域包括ケアの推進に関すること（福祉課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 介護予防に関すること（福祉課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 助産師及び看護師の業務に関すること。
- (9) 区内保健師、助産師及び看護師関係諸団体に関すること。
- (10) 子育て総合相談窓口に関すること。

支 所

区民生活課

- (1) 公印（社会福祉事務所長印並びに障害福祉事務専用区長印を除く。）の管守に関する
こと。
- (2) 職員の給与及び服務に関すること。
- (3) 文書の收受及び発送に関すること。
- (4) 経理に関すること。
- (5) 統計に関すること。
- (6) 庁舎の管理及び取締りに関すること。
- (7) 広報、広聴及び市民相談に関すること。
- (8) 地区会館に関すること。
- (9) 農業委員会に関すること（北区役所楠支所、西区役所山田支所及び港区役所南陽支所
に限る。）。
- (10) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関すること（北区役所楠支所、西区役所山田支所
及び港区役所南陽支所に限る。）。
- (11) 農政事務の連絡に関すること（中川区役所富田支所、守山区役所志段味支所及び緑区
役所徳重支所に限る。）。
- (12) 戸籍に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管
区域以外の区域内に本籍を有する者に係る戸籍に関することを含む。）。
- (13) 住民基本台帳に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支
所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る住民基本台帳に関すること（住民基
本台帳の一部の写しの閲覧に関することを除く。）を含む。）。
- (14) 個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関すること（支所に届出又は
申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者
に係る個人番号の指定及び通知並びに個人番号カードの交付に関することを含む。）。
- (15) 電子証明書に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所
の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る電子証明書に関することを含む。）。
- (16) 印鑑の登録及び証明に関すること（支所に届出又は申請のあった区役所の所管区域の
うち支所の所管区域以外の区域内に住所を有する者に係る印鑑の登録及び証明に関する
ことを含む。）。

- (17) 死体（胎）埋火葬許可及び死産届に関する事。
- (18) 身分に関する事（支所に通知又は申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に本籍を有する者に係る身分に関する事を含む。）。
- (19) 中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出に関する事（支所に届出のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に住居地を有する者に係る住居地の届出に関する事を含む。）。
- (20) 特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関する事（支所に申請のあった区役所の所管区域のうち支所の所管区域以外の区域内に居住地を有する者に係る特別永住許可及び特別永住者証明書の交付に関する事を含む。）。
- (21) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (22) 他課の主管に属しない事。
 - 担当課長（農政）（港区役所南陽支所に限る。）**
 - (1) 農業委員会に関する事。
 - (2) 国有農地売渡対価及び使用料徴収に関する事。
 - (3) 前各号に掲げる事項に係る経理に関する事。

区民福祉課

- (1) 社会福祉事務所長印及び障害福祉事務専用区長印の管守に関する事。
- (2) 統計及び諸報告に関する事。
- (3) 児童及びひとり親家庭等の福祉に関する事（他係の主管に属するものを除く。）。
- (4) 子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の申請等の受付に関する事。
- (5) 児童福祉法による助産施設及び母子生活支援施設への入所の承諾又は解除に関する事。
- (6) 児童福祉法による保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用についての調整に係る申込みの受付に関する事。
- (7) 子ども家庭相談及び児童虐待防止に関する事（児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所の主管に属するものを除く。）。
- (8) 配偶者等からの暴力の被害者その他の女性の自立支援に係る相談及び援助に関する事。
- (9) 児童手当の請求及び届出の受付（名古屋市職員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。）に関する事。
- (10) 児童扶養手当の認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
- (11) 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する事。
- (12) ひとり親家庭手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
- (13) 生活保護法による保護の開始、変更、停止又は廃止に関する事。

- (14) 要保護者の更生指導に関すること。
- (15) 生活保護法の医療券及び介護券の交付に関すること。
- (16) 生活保護法による費用の返還及び徴収に関すること。
- (17) 老人福祉法による措置の開始、変更、停止又は廃止に関すること。
- (18) 敬老事業その他高齢者の福祉（後期高齢者医療の実施に係るものを除く。）に関する
こと。
- (19) 地域包括ケアの推進に関すること。
- (20) 要介護認定等の申請の相談及び受付に関すること。
- (21) 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に関すること。
- (22) 介護保険第三者の行為による給付事由届の相談及び受付に関すること。
- (23) 介護保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査並びに受給資格証明書
に関すること。
- (24) 介護保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。
- (25) 高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高
額医療合算介護予防サービス費の申請（介護保険施設への支払に係るものを除く。）の
受付及び支払に関すること。
- (26) 介護保険の第1号事業支給費（介護保険法により指定する事業者への支払に係るもの
を除く。）の申請の受付及び支払に関すること。
- (27) 居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費及び介護予
防住宅改修費の申請の受付及び支払に関すること。
- (28) 介護保険の負担限度額並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共
同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び認定証の交付に関すること。
- (29) 介護保険料の減免の申請の受付及び決定に関すること。
- (30) その他介護保険事務のうち区長の指定する事項に関すること。
- (31) 障害者及び障害児の福祉に関すること。
- (32) 成年後見制度の利用支援に関すること（審判請求の実施に係るものに限る。）。
- (33) 難病対策に関すること（健康福祉局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係る
ものを除く。）。
- (34) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による介護給付費等の
支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び自立支援医療費の支給認
定（障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託及び保健福祉センターに係るものを除
く。）に関すること。
- (35) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付
（指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るもの
を除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健福祉センターに
係るものを除く。）。
- (36) その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務（指
定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払に係るものを除

- く。)に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (37) 小児慢性特定疾病医療の実施のための事務に関すること（子ども青少年局の主管に属するもの及び保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (38) 児童福祉法による障害児通所給付費等の通所給付決定（保健福祉センターに係るものを除く。）及び障害児入所給付費の入所給付決定に関すること。
- (39) 児童福祉法による障害児通所給付費等、障害児入所給付費及びこれらに関連する給付費等の支給（指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定発達支援医療機関への支払に係るものを除く。）の申請の受付及び支払その他の給付事務に関すること（保健福祉センターに係るものを除く。）。
- (40) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
- (41) 心身障害者扶養共済事業に係る掛金の徴収及び減免、年金、弔慰金及び地位の喪失に伴う返還金の支払、届出の受理その他書類の経由に関すること。
- (42) 精神障害者福祉及び難病対策等に係る連絡調整に関すること。
- (43) 国民健康保険被保険者資格の得喪その他に係る届出の受付及び審査に関すること。
- (44) 国民健康保険の被保険者証の交付及び回収に関すること。
- (45) 国民健康保険の療養費その他の金銭給付の申請の受付及び支払に関すること。
- (46) 国民健康保険料の減額賦課及び減免の申請の受付並びに決定に関すること。
- (47) 国民健康保険の一部負担金に係る減免に関すること。
- (48) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金の申請、請求及び届出の受付に関すること。
- (49) その他国民健康保険事務及び国民年金事務のうち区長の指定する事項に関すること。
- (50) 後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関すること。
- (51) 後期高齢者医療の被保険者証の引渡し及び返還の受付に関すること。
- (52) その他後期高齢者医療の実施のための事務のうち区長の指定する事項に関すること。
- (53) 障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費（以下「障害者医療費等」という。）の助成対象者の資格の取得その他に係る届出の受付、審査及び認定並びに資格の確認に関すること。
- (54) 障害者医療費等医療証の交付及び回収に関すること。
- (55) 障害者医療費等の支給申請の受付及び支払に関すること。

(3) 区役所職員定員表

(令和6年4月1日現在、単位：人)

区名 補職名		千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	合計	
事務職員	区長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1		14	
	部長	1	1	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	29
	支所長			1	1						1	1		1	1			6	
	保健福祉センター所長		1		1														2
	課長	8	7	10	9	9	8	7	8	8	9	10	8	9	10	7	7	7	134
	担当課長					1								1					2
	課長補佐	24	21	30	29	27	23	23	21	23	32	29	25	30	28	23	21	21	409
	主事	129	72	157	135	154	99	94	91	83	184	144	145	138	160	114	110	110	2,009
小計	163	103	201	177	194	133	127	123	117	229	187	182	180	202	147	140	140	2,605	
技術職員	区長													1			1	2	
	保健福祉センター所長	1		1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14
	部長	1																	1
	課長	2	2	1	3	1	2	2	1	1	2	2	3	2	1	3	2	2	30
	担当課長	1	1		1	1	1							1					6
	課長補佐	6	3	3	5	6	6	2	4	5	3	8	10	2	4	6	4	4	77
	技師	14	3	4	15	18	22	3	3	8	5	14	21	3	4	12	3	3	152
	保健師	14	8	16	15	14	9	10	10	8	20	18	16	16	21	14	13	13	222
	看護師					1	1						1		1	1			5
	管理栄養士	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	33
	診療放射線技師	2				2	2							2					8
	臨床検査技師	1				1	1					1	1		1	1	1	1	8
	歯科衛生士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	2	1	1	1	19
	交換士									1									1
運転士										1	1	1			1			4	
業務士	4	2	2	2	2	2	1	2	2	1	4	1	3	1	2			31	
技術主事		2	1	2	1		1	1	1			1	1		2			13	
小計	49	24	31	46	51	50	23	25	30	37	52	62	33	39	46	28	28	626	
合計	212	127	232	223	245	183	150	148	147	266	239	244	213	241	193	168	168	3,231	

注1) 農業委員会職員費及び選挙管理委員会職員費の定員を除く。

(4) 課別職員現在員

(令和6年4月1日現在、単位：人)

区 名		千	東	北	西	中	中	昭	瑞	熱	中	港	南	守	緑	名	天	合		
課 等		種	区	区	区	村	区	和	徳	田	川	区	区	山	区	東	白	計		
区	区 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16		
政 部	区 政 部 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16		
	総務課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
		課 長 補 佐 (防 災)	9	8	9	10	9	11	10	8	10	15	13	11	14	13	11	10	171	
		課 長 補 佐 (農 政)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	16	
		課 長 補 佐 (選 挙)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	4	
		統 計 選 挙	6	5	6	6	6	5	5	5	5	6	6	5	6	6	5	6	89	
	企 画 経 理 課	担 当 課 長 (農 政)													1	1			3	
		課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
		課 長 補 佐 (企 画 経 理 ・ 区 役 所 間 総 合 調 整)	3	3	4	3	6	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	53	
	地 域 力 推 進 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
		課 長 補 佐 (生 涯 学 習 の 推 進)	12	4	5	11	8	10	11	5	9	14	13	5	13	15	12	12	159	
		課 長 補 佐 (生 涯 学 習 ・ スポ ー ツ の 推 進)	1	3	4		1	1	1	4	1	1	1	4	1	1	1	1	26	
		課 長 補 佐 (安 心 ・ 安 全 で 快 適 な ま ち つ くり の 企 画 区 の 特 性 に 応 じ た 地 域 の 活 力 上 向)			5															5
		課 長 補 佐 (地 域 の 魅 力 の 向 上 ・ 発 信)	1												4		1			13
		課 長 補 佐 (地 域 の 魅 力 の 発 信 ・ 観 光 推 進)					1													1
市 民 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16		
	課 長 補 佐 (戸 籍 記 録)	6	6	7	5	8	8	5	5	5	8	6	7	5	4	5	5	95		
	課 長 補 佐 (住 民 記 録)	18	9	12	9	15	14	12	9	8	13	11	15	13	14	16	16	204		
	課 長 補 佐 (個 人 番 号 カ ー ド 交 付 に 係 る 調 整)	1	1	1	1	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1	1	1	18		
保 健 福 祉 セ ン タ ー	所 長									10								10		
保 健 福 祉 セ ン タ ー 福 祉 部	福 祉 部 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13		
	民 生 子 ども 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
		課 長 補 佐 (子 ども 家 庭 支 援)	10	6	9	8	12	6	6	8	6	12	11	8	12	12	12	11	149	
		課 長 補 佐 (子 ども 家 庭 支 援 の 統 括)	25	1	2		1	1	1	2	1			4	1	1			41	
		課 長 補 佐 (子 ども 家 庭 相 談 支 援 の 統 括)					1					1	1				1		3	
		課 長 補 佐 (生 活 保 護 統 括)	1		9	1	1	20	9	16	13	27	1	1	24	17	23	19	182	
	課 長 補 佐 (生 活 保 護)	2	11	17	16	56	1	9	1	1	2	27	46	2	1	2	1	195		
	福 祉 課	担 当 課 長 (生 活 保 護)					1							1					2	
		課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
		課 長 補 佐 (高 齢 福 祉 包 括 的 支 援 等 の 推 進)	17	8	7	12	13	8	12	6	5	15	11	8	11	14	11	11	169	
		課 長 補 佐 (介 護 保 險 障 害 福 祉)	1	1	4	1	1	1	1	6	5	1	8	7	1	1	1	1	23	
	保 險 年 金 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
		課 長 補 佐 (保 險 年 金)	12	7	12	10	11	10	7	8	7	14	11	11	9	11	9	9	158	
		課 長 補 佐 (保 險 ・ 福 祉 医 療)	12	7	15	12	13	8	10	10	7	15	13	13	13	13	13	10	184	
	保 健 福 祉 セ ン タ ー (福 祉 部 を 除 く)	保 健 管 理 課 ・ 健 康 安 全 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
課 長 補 佐 (医 療 安 全)			7	8	4	8	14	14	7	5	12	9	10	13	8	4	8	8	139	
課 長 補 佐 (食 品 衛 生 ・ 動 物 愛 護)			1				1	1						1					4	
環 境 薬 務 課		課 長					1												4	
		課 長 補 佐 (食 品 衛 生 ・ 動 物 愛 護 等 課 長 補 佐 (大 規 模 施 設 に 係 る H A C C P 監 視 等))	1		5	1			1	4	1	1	1		1	5	1	1	23	
公 害 対 策 課		担 当 課 長 (健 康 安 全)	1				1	1						1					4	
		担 当 課 長 (医 務 総 括)				1													3	
		課 長	1				1	1						1					4	
保 健 予 防 課		課 長 補 佐 (住 居 衛 生 ・ 薬 務)	11				14	17											42	
		課 長 補 佐 (営 業 薬 務 住 居 衛 生)	1				1	1						6					3	
	課 長				1							1	1				1	4		
	課 長 補 佐 (環 境 活 動 推 進 規 制 指 導)				6							11	5				6	28		
支 所	保 健 予 防 課	課 長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16		
		課 長 補 佐 (医 務)	5	17	6	23	26	19	20	21	16	33	29	7	26	37	24	23	332	
	支 所 長	課 長																	6	
		課 長 補 佐 (支 所 長)																	6	
区 民 福 祉 課	課 長			1	1						1	1		1	1			6		
	課 長 補 佐 (区 民 福 祉)			4	15	1					19	7		8	12			65		
	課 長 補 佐 (高 齢 福 祉 ・ 介 護 保 險 障 害 福 祉)			3	8						10	5		1	9			36		
	課 長 補 佐 (保 險 ・ 福 祉 医 療 ・ 年 金)			5	5						1	1		5	1			14		
	課 長 補 佐 (支 所 長)			5	5						7	4		4	7			32		
合 計	217	133	236	227	252	189	156	157	152	280	250	252	224	251	200	177	3,353			

注1) 総務課庶務及び支所庶務には農業委員会事務局主事を含む。
 2) 総務課統計選挙には選挙管理委員会事務局書記を含む。
 3) 担当課長(農政)は農業委員会事務局農政課長である。
 4) 課長補佐(農政)は農業委員会事務局農政課課長補佐である。

(5) 支出費目別職員現在員

(令和6年4月1日現在、単位：人)

支出費目	区名		千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	合計		
	補職名																				
区役所職員費	区長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	部長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	支所長				1	1						1	1		1	1				6	
	課長		4	4	5	5	4	4	4	4	4	5	5	4	5	5	4	4	4	70	
	課長補佐		10	10	12	12	10	11	10	10	11	12	12	10	12	12	10	10	10	174	
	主事		45	32	51	48	44	42	37	35	38	63	53	43	51	61	42	43	43	728	
	技師							1												1	
	交換士										1										1
	運転士											1	1	1				1			4
	業務士		1	1	2	2	1	2	1	1	2	2	3		2	1	1	1	1		23
技術主事																	1			1	
小計		62	49	73	70	61	62	54	52	58	86	77	60	73	82	61	60	60		1,040	
国民年金事務職員費	課担当課長		1	1	1	1	1								1					5	
	課長補佐				1	1						1	1		5	1				10	
	主事		5	3	7	6	5	4	3	4	3	8	6	5		8	5	5	5	77	
	小計		6	4	9	8	6	4	3	4	3	9	7	5	6	9	5	5	5	93	
国民健康保険費	課長							1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
	課長補佐		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32	
	主事		12	6	15	12	12	9	8	7	6	18	13	12	11	14	8	8	8	171	
小計		14	8	17	14	14	12	11	10	9	21	16	15	14	17	11	11	11	214		
社会福祉総務職員費	部長		1		1		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	13	
	課長		1	1	2	2	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1	1	1	22	
	担当課長						1							1						2	
	課長補佐		5	3	9	8	8	4	4	4	4	9	7	7	8	8	5	4	4	97	
	主事		43	20	55	45	71	30	29	29	24	66	50	60	50	45	41	35	35	693	
	技術主事			1		1								1				1		4	
小計		50	25	67	56	82	36	34	35	30	78	60	71	61	56	48	42	42	831		
子ども青少年総務職員費	課長補佐		2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	3	2	2	35	
	主事		6	3	9	8	6	3	4	5	3	12	9	7	10	13	8	7	7	113	
	技術主事																			0	
小計		8	5	11	10	8	5	6	7	5	15	12	9	12	15	11	9	9	148		
介保費	課長		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16	
	課長補佐		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	33	
	主事		11	5	15	12	10	5	9	8	5	15	9	11	9	14	7	8	8	153	
	技術主事						1										1			2	
小計		14	8	18	15	14	8	12	11	8	18	13	14	12	17	11	11	11	204		

(令和6年4月1日現在、単位：人)

支出 費目	区名	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	合計
	補職名																	
保健 所費	保健福祉センター所長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
	部長																	0
	課長	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	32
	担当課長	1	1		1	1	1	1					1					7
	課長補佐	5	4	4	4	6	5	4	4	5	4	4	6	5	4	4	4	72
	主事	9	6	7	6	9	7	6	7	6	7	6	11	6	7	6	6	112
	技師	2				2	6		1			1	2		3	1	1	19
	医師	1										1			1		1	4
	保健師	15	10	17	16	16	10	11	10	7	19	17	16	17	21	15	14	231
	保健師補										2				2			4
	看護師	1				1	1		1	1			1		1	1		8
	管理栄養士	2	2	2	2	2	2	3	3	2	2	2	1	2	3	2	2	34
	診療放射線技師	2				2	2						2					8
	臨床検査技師	1				1	1					1	1		1	1	1	8
	歯科衛生士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	1	2	2	1	1	20
業務士	1	1			1			1			1	1	1		1		8	
技術主事														1			1	
小計	44	28	34	33	45	39	29	31	25	40	37	46	37	48	35	33	584	
環境衛生 総務職員費	課長	1				1	1						1					4
	課長補佐	2				2	2						2					8
	技師	5				4	3						2					14
	小計	8	0	0	0	7	6	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	26
監視検査 職員費	課長補佐	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	17
	技師	6	2	3	3	11	13	3	2	7	4	4	8	2	1	2	3	74
	小計	7	3	4	4	12	14	4	3	9	5	5	9	3	2	3	4	91
動物指導職員費	技師	1	1	1	1	1				1	1			1				8
環境保全 総務職員費	課長				1							1	1			1		4
	課長補佐				2					1	1	4	3			2		13
	主事						1	1			1	1	1		1			6
	技師				11							10	9			9		39
	保健師								1	1	1	2	2					7
小計	0	0	0	14	0	1	1	1	2	3	18	16	0	1	12	0	69	
生活保護施設 職員費	医師																	0
老人福祉施設 職員費	業務士																	0
一般管理 職員費	課長補佐							1										1
	主事	2	1	1	1	1	1		2	1	1	1	1	1		2	1	17
	小計	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	0	2	1	18
農業委員会 職員費	課長										1	1		1	1			4
	課長補佐										1	1		2	1			5
	主事										1	1			1			3
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	3	3	0	0	12
学管理委員 会費	書記	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	15
合計		217	133	236	227	252	189	156	157	152	280	250	252	224	251	200	177	3,353

(6) 区 長 等 名 簿

区 役 所

(令和6年6月1日現在)

職名 区名	区 長	区 政 部 長	保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	福 祉 部 長	総 務 課 長	担 当 課 長 (農 政)	企 画 経 理 課 長	担 当 課 長 (区 政 運 進 の 推 進)	地 域 力 推 進 課 長	市 民 課 長	民 生 子 ども 課 長	担 当 課 長 (生 活 保 護 担 当)	福 祉 課 長	保 険 年 金 課 長
千種区	渥美 靖秀	村井 隆之	葛島 清隆	河内 英男	野村 雄洋		石井 健一	1)村井 史朗 2)近藤 守 3)川村 浩二	鶴田 恵子	緒方 哲也	井戸 千鶴		玉井 重行	鬼頭 稔
東 区	杉浦 康嗣	堀江 弘和	村形 由美子	村形 由美子 (保健福祉センター 所長が兼務)	山本 亨		成瀬 陽子	1)岡部 克矢 2)保田 佳彦 3)横田 和明	逸見 和矢	河野 多加志	坂手 重樹		笠本 友作	瀬見井 隆
北 区	飯田 真由美	青木 常敏	前野 健	伊神 雅彦	稲垣 基晴		早川 真史	1)中村 正 2)北川 直哉 3)渡邊 泰輔	数井 宏充	鎌田 幸樹	日比野 恵美		坂井 勝弘	古田 哲之
西 区	高岡 豊彦	小池 高德	横森 秀人	横森 秀人 (保健福祉センター 所長が兼務)	鈴木 涉		栗原 慎治	1)菅原 英剛 2)森下 直樹 3)伊藤 公一	佐藤 竹里	鈴木 昌泰	高田 政典		清水 晃	稲木 千尋
中 村 区	津田 典幸	苗村 悟	神谷 美歩	吉井 一浩	三世 時久		春日 雅史	1)谷川 浩之 2)鳥原正太郎 3)林 雅雄	柏田 紀子	浦山 恵一	熊谷 進	古山 健太郎	伊藤 千秋	安藤 宏
中 区	五味澤 陽平	谷澤 茂俊	安福 小由里	青島 史枝	近藤 芳徳		古田 あゆみ	1)瀧川 潤 2)鈴木 昌哉 3)乾 高章	只井 誠	松本 美樹	坂田 美香		可児 成基	島田 洋寿
昭 和 区	長屋 信明	福留 浩二	宮澤 信夫	宮澤 信夫 (保健福祉センター所 長が兼務)	田宮 由美		長坂 聡子	1)南谷 岳志 2)原田 隆巧 3)近藤 巧	林 弘一	松山 徳仁	高木 優行		米田 善洋	足立 充
瑞 穂 区	加藤 和彦	安原 正明	夏田 洋幹	杉原 秀樹	古畑 史郎		奥村 善	1)須藤 浩一 2)山田 薫夫 3)青樹 淳	高木 聡	山口 暁久	川口 秀保		黒田 雄二	内藤 良成
熱 田 区	宮澤 百代	辻 耕司	大重 頼三郎	三和 晋	武田 直樹		中野 毅	1)服部 豊 2)中村 直嗣 3)魚住 達也	安藤 美香	石塚 直樹	上野 健		菱田 正実	筒井 亜希子
中 川 区	久松 克典	横山 大	伊藤 恭典	岡本 理恵	早川 直厚	中村 ユリ	長谷川 広樹	1)小池 春樹 2)清水 浩二 3)笠原 哲哉	鈴木 まどか	堀 淳	藤井 良和		富安 孝典	近藤 真司
港 区	芦刈 康宏	長谷川 博久	片山 幸	天野 隆功	三品 優子		小河内 雅行	1)宮部 淳 2)大澤 健一 3)森 一宏	吉田 尚司	杉原 昭人	大野 宏之		杉藤 由巳子	水野 清隆
南 区	小杉 政巳	林 政隆	五島 明	森下 千恵美	森田 邦彦		澤木 敏恵	1)山下 俊二 2)中野 勝之宏 3)毛利 宏	柴田 朋宏	佐竹 未央	磯野 聡	舟橋 宰	金子 慶一	中村 憲博
守 山 区	小島 康裕	鈴木 竜也	柏木 雅宣	水谷 修	河合 勝人	山田 隆	坂本 綾子	1)中川 淳 2)佐橋 友裕 3)安井 元啓	二村 俊介	谷口 正芳	佐藤 彰		尾村 政昭	河合 大樹
緑 区	瀬音 秀幸	田畑 信也	金田 誠一	高久 和彦	小川 勉	佐藤 勇	夫馬 良太	1)三輪 琢也 2)菊川 資浩 3)山本 孝	花田 彰紀	野村 直美	片岡 拓也		八木 紀光	加藤 友一
名 東 区	杉浦 橘	新美 君栄	細野 晃弘	清水 勇次	倉 豊		吉田 典弘	1)堀内 則正 2)鈴木 裕治 3)塚本 廣宣	間下 武司	伊藤 友理	小川 知克		堀 隆之	鈴木 康司
天 白 区	水野 一裕	飯沼 直幸	長谷部 哲也	加藤 嘉一	柳川 克己		間定 里枝	1)大塚 一郎 2)平野 徹 3)井坂 浩明	伊藤 清美	白木 一朗	木全 重之		町田 賢吾	北村 仁志

1) 環境事業所長兼務
2) 土木事務所長兼務
3) 消防署副署長併任

区役所

保健センター

支所

職名 区名	4) 保健管理課長 (健康安全)	5) 担当課長 (健康安全)	6) 環境業務課長	7) 健康安全課長 (医務総括)	8) 担当課長 (医務総括)	9) 公害対策課長	10) 保健予防課長	保健センター 所長
千種区	伊藤 尚夫	内藤 仁美	加藤 雅也				江崎 道代	葛島 清隆
東区				鶴飼 真弓	野呂 優樹		佐藤 かおり	野呂 優樹
北区				柘植 洋茂			加藤 孝幸	前野 健
西区				水谷 俊介	田邊 裕	菱井 麻矢	伊藤 千恵子	田邊 裕
中村区	中村 誠一郎	木村 泰介	太田 淳児				蜂矢 裕之	神谷 美歩
中区	小林 勝哉	森 弥生	嶋貫 徹				藤原 啓子	安福 小由里
昭和区				林 圭子	早川 明子		岡部 敬子	早川 明子
瑞穂区				木田 桃子			畑中 恵巳子	夏田 洋幹
熱田区				横井 友香理			吉田 初	大重 頼三郎
中川区				遠島 春菜			石田 恒雄	伊藤 恭典
港区				久野 江里子		吉開 真紀	安原 貴子	片山 幸
南区	土田 太郎	岡崎 淳子	上田 早穂			中村 晃	明石 吉正	五島 明
守山区				林 昌徳			藤井 宏明	柏木 雅宣
緑区				坂野 英男			榊原 康人	金田 誠一
名東区				伊藤 範彦		竹本 和弘	浅井 慶太	細野 晃弘
天白区				和出 幸江			降矢 雅昭	長谷部 哲也

職名 支所名	支所長	区民生活課長	区民福祉課長	担当課長 (農政)
楠	榊原 美徳	加藤 隆重	舟橋 敏子	
山田	村松 直樹	千賀 博通	坂本 学	
富田	山田 博文	原 篤嗣	坂野 徹	
南陽	加藤 実	奥野 真美	宇野 恵子	平手 利彦
志段味	斉藤 守弘	青木 直人	大藪 祐輔	
徳重	山崎 眞悟	尾関 仁紫	牧野 真由美	

4)～10)保健センターにおいて同一の名称の職に充てる。

(7) 区関係委員会及び各種団体代表者一覧

(令和6年6月1日現在)

区別 団体名	千種区	東区	北区	西区	中村区	中区	昭和区	瑞穂区	熱田区	中川区	港区	南区	守山区	緑区	名東区	天白区	計
区政協力委員 協議会 (区政協力 委員数)	山田育大 (403)	藤井輝昭 (185)	大島鉦義 (391)	山本秀雄 (456)	小出輝哉 (317)	白瀧正人 (297)	新美三枝 (254)	伊藤昭夫 (254)	中田俊夫 (149)	布目幸二 (466)	加藤和政 (301)	成田治人 (350)	梅本孝也 (395)	高山光直 (564)	櫻井千速 (298)	山田敬一 (306)	(5,386)
社会福祉 協議会	杉浦尚久	中野幸夫	大島鉦義	堀場光二	小出輝哉	玉腰博	大畑領治	浅井慶式	中田俊夫	早瀬房紀	下地 ミサ子	喜多村隆	加藤章一	杉野友昭	小崎豊	山田敬一	
共同募金 委員会	—	中野幸夫	大島鉦義	山本秀雄	小出輝哉	白瀧正人	新美三枝	伊藤昭夫	中田俊夫	布目幸二	加藤和政	喜多村隆	加藤章一	杉野友昭	櫻井千速	山田敬一	
民生委員 児童委員 連盟支部 (民生委員・ 児童委員数)	金谷恵子 (292)	勅使忍 (159)	長瀬由子 (322)	工藤恵子 (273)	野村昭生 (297)	玉腰博 (131)	大畑領治 (202)	田沢節子 (237)	石田 ゆり子 (121)	伊藤 緋奈子 (393)	下地 ミサ子 (285)	小島正孝 (276)	村松千里 (270)	福島康高 (371)	小崎豊 (285)	佐久間 俊成 (301)	(4,215)
区保健環境 委員会 (保健環境 委員数)	草川 稔 (590)	周防仁海 (272)	安藤嘉隆 (592)	星野益毅 (511)	浅井秀子 (557)	桑山欣士 (315)	大野和子 (437)	亀垣 伊都子 (423)	伊藤正人 (221)	西川邦夫 (639)	伊藤 美代子 (561)	大森 セツ子 (539)	柏田英一 (364)	伊藤桂子 (560)	大平 みさ江 (374)	垣内孝雄 (351)	(7,306)
女性会 (女性会数)	村瀬慶美 (6)	加知 利枝子 (2)	広瀬 多恵子 (3)	山田 肥名子 (3)	伊藤和子 (13)	林 洋子 (3)	橋本 りゑ子 (10)	杉本 久美子 (5)	水野 真佐子 (3)	前田 美智子 (2)	伊藤 加代子 (5)	池上幸美 (4)	田澤悦子 (1)		柴田 美佐子 (2)	横地道代 (2)	(65)
消防団連合会 (消防団数)	足立一郎 (15)	瀬野尾 衛 (9)	橋岡教司 (19)	山口孝夫 (19)	角田祐三 (18)	宇佐見 保也 (11)	石川克彦 (11)	村上尚彦 (11)	水谷富一 (7)	永井宏明 (24)	小塚基樹 (21)	早川典夫 (18)	川端 誠一郎 (20)	山口 仁 (28)	吉田有志 (19)	竹居義彦 (17)	(267)

(1) 各区の人口調

(令和6年3月31日現在)

種別 區別	戸籍人口		住民基本台帳人口							選挙人名簿登録者数 (令和6年6月3日現在)			在外選挙人名簿登録者数 (令和6年6月3日現在)		
	本籍数	本籍人口	世帯数				男 人	女 人	計 人	男 人	女 人	計 人	男 人	女 人	計 人
			総数	日本人	外国人住民	複数国籍									
千種区	戸籍 56,091	人 128,404	世帯 84,498	世帯 79,430	世帯 4,070	世帯 998	人 76,497 (3,155)	人 82,905 (3,661)	人 159,402 (6,816)	人 62,450	人 68,887	人 131,337	人 85	人 121	人 206
東区	31,940	70,839	46,253	43,450	2,107	696	39,924 (1,635)	43,981 (2,180)	83,905 (3,815)	32,447	36,197	68,644	41	45	86
北区	64,831	147,135	65,075	61,831	2,325	919	57,884 (2,233)	61,455 (2,661)	119,339 (4,894)	65,631	69,703	135,334	38	61	99
楠支所			20,282	19,102	796	384	20,579 (758)	21,298 (910)	41,877 (1,668)						
西区	59,327	137,518	47,904	45,679	1,778	447	43,568 (1,362)	44,616 (1,462)	88,184 (2,824)	61,156	62,392	123,548	32	51	83
山田支所			28,832	27,565	960	307	29,607 (822)	29,493 (796)	59,100 (1,618)						
中村区	59,376	133,056	79,096	73,814	4,544	738	69,000 (3,491)	67,430 (3,406)	136,430 (6,897)	57,785	56,603	114,388	35	55	90
中区	44,724	96,188	67,397	59,592	6,490	1,315	48,518 (4,200)	48,171 (5,557)	96,689 (9,757)	40,605	39,027	79,632	47	33	80
昭和区	40,441	93,761	55,224	51,595	3,113	516	51,576 (2,287)	54,461 (2,208)	106,037 (4,495)	41,490	44,612	86,102	49	79	128
瑞穂区	44,316	102,888	52,962	51,382	1,093	487	51,766 (999)	55,587 (1,291)	107,353 (2,290)	42,819	46,502	89,321	45	54	99
熱田区	28,731	64,425	34,948	32,970	1,581	397	32,624 (1,279)	32,927 (1,347)	65,551 (2,626)	27,227	27,765	54,992	14	14	28
中川区	81,930	193,735	75,706	71,471	3,345	890	73,671 (2,848)	72,820 (2,893)	146,491 (5,741)	88,933	90,002	178,935	37	49	86
富田支所			32,688	30,932	1,240	516	34,279 (1,344)	35,475 (1,426)	69,754 (2,770)						
港区	56,235	130,759	56,961	51,487	4,444	1,030	56,408 (4,405)	54,833 (4,093)	111,241 (8,498)	57,432	56,638	114,070	20	32	52
南陽支所			13,921	12,616	1,091	214	15,282 (1,109)	15,241 (1,017)	30,523 (2,126)						
南区	57,035	130,726	68,818	64,065	3,843	910	67,447 (3,620)	64,918 (3,554)	132,365 (7,174)	55,801	53,579	109,380	31	37	68
守山区	57,398	142,203	66,485	63,762	1,985	738	67,581 (1,967)	69,638 (2,037)	137,219 (4,004)	69,731	72,724	142,455	26	43	69
志段味支所			15,585	14,903	481	201	19,205 (459)	19,600 (479)	38,805 (938)						
緑区	79,706	203,853	61,187	58,477	2,097	613	67,427 (2,121)	67,573 (2,099)	135,000 (4,220)	98,423	102,419	200,842	65	75	140
徳重支所			48,524	47,274	793	457	55,680 (858)	58,388 (933)	114,068 (1,791)						
名東区	45,180	110,554	76,301	73,518	1,975	808	76,622 (2,051)	82,727 (2,132)	159,349 (4,183)	61,732	68,332	130,064	76	85	161
天白区	46,830	115,796	76,932	74,070	2,107	755	77,437 (1,886)	79,097 (1,937)	156,534 (3,823)	63,842	66,038	129,880	56	50	106
計	854,091	2,001,840	1,175,579	1,108,985	52,258	14,336	1,132,582 (44,889)	1,162,634 (48,079)	2,295,216 (92,968)	927,504	961,420	1,888,924	697	884	1,581

(備考) 住民基本台帳人口中、()内は内数としての外国人住民人口。

(2) 戸籍事務取扱状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

種別 區別	戸籍に関する届出件数					戸籍関係証明交付等通数				火(埋)葬 許可件数
	総 数	届 出			他市区町村 からの送付	総 数	戸籍謄抄本 交付通数	除(原)籍謄 抄本交付通数	そ の 他	
		計	本籍人届出	非本籍人届出						
	件	件	件	件	件	通	通	通	通	件
千種区	7,167	4,274	2,586	1,688	2,893	26,647	18,284	7,450	913	1,563
東区	4,543	2,688	1,569	1,119	1,855	22,943	13,855	8,531	557	750
北区	6,318	4,454	2,838	1,616	1,864	28,840	18,107	9,841	892	2,103
楠支所	1,833	929	704	225	904	11,239	6,870	4,200	169	274
西区	5,173	3,355	2,206	1,149	1,818	25,779	15,561	9,563	655	1,263
山田支所	2,191	1,282	911	371	909	14,186	8,919	5,078	189	353
中村区	7,780	4,892	3,175	1,717	2,888	32,876	20,533	11,099	1,244	1,708
中区	7,553	4,513	2,061	2,452	3,040	39,576	24,624	13,367	1,585	1,707
昭和区	5,559	3,494	2,090	1,404	2,065	25,723	17,067	8,050	606	1,110
瑞穂区	5,524	3,334	2,210	1,124	2,190	24,624	16,171	8,000	453	1,212
熱田区	3,574	2,083	1,364	719	1,491	231,945	94,144	137,380	421	760
中川区	8,425	5,862	3,962	1,900	2,563	30,941	20,207	9,352	1,382	2,637
富田支所	2,541	1,566	1,137	429	975	14,305	9,559	4,425	321	340
港区	5,640	3,678	2,616	1,062	1,962	21,731	14,516	6,217	998	1,828
南陽支所	1,381	965	735	230	416	9,106	5,781	3,081	244	290
南区	6,688	4,271	2,967	1,304	2,417	29,061	18,698	9,295	1,068	1,646
守山区	6,923	4,667	3,031	1,636	2,256	26,935	18,317	7,937	681	1,828
志段味支所	1,022	920	622	298	102	9,366	5,736	3,548	82	149
緑区	6,438	4,856	3,334	1,522	1,582	29,556	19,975	8,733	848	2,404
徳重支所	4,212	2,706	1,926	780	1,506	20,872	15,663	4,994	215	684
名東区	6,637	4,418	2,605	1,813	2,219	31,357	21,965	8,755	637	1,452
天白区	6,829	4,596	2,841	1,755	2,233	27,870	19,868	7,260	742	1,521
計	113,951	73,803	47,490	26,313	40,148	735,478	424,420	296,156	14,902	27,582

(3) 住民基本台帳事務取扱状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

種別 区別	住民基本台帳届出件数					住民基本台帳関係証明交付等件数				
	総数	転入届	転居届	転出届	その他	総数	住民票の写し	附票の写し	住民票閲覧	その他
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
千種区	21,292	10,027	2,600	6,210	2,455	62,413	58,677	1,516	216	2,004
東区	12,179	6,195	1,155	3,178	1,651	47,019	43,049	2,731	117	1,122
北区	14,312	6,845	2,011	3,703	1,753	54,644	50,509	2,592	78	1,465
楠支所	3,254	976	570	1,058	650	17,871	16,413	962	29	467
西区	12,527	6,343	1,489	3,247	1,448	44,718	41,031	2,448	69	1,170
山田支所	4,736	1,800	753	1,609	574	22,413	20,467	1,239	26	681
中村区	24,018	10,834	2,947	6,684	3,553	64,420	60,289	2,031	139	1,961
中区	27,023	13,430	3,164	6,915	3,514	129,716	123,650	4,224	342	1,500
昭和区	13,261	6,054	1,342	3,518	2,347	48,562	45,173	1,491	198	1,700
瑞穂区	9,710	4,843	1,143	2,607	1,117	42,728	39,345	1,500	312	1,571
熱田区	8,834	4,709	705	2,061	1,359	283,168	215,777	66,328	70	993
中川区	18,979	8,556	2,557	4,903	2,963	65,829	61,372	2,407	128	1,922
富田支所	4,441	1,408	940	1,371	722	26,431	24,672	882	41	836
港区	11,578	5,154	1,768	2,713	1,943	48,230	45,021	1,535	189	1,485
南陽支所	3,092	1,154	574	741	623	17,883	16,782	616	34	451
南区	20,443	8,630	2,047	5,377	4,389	52,186	48,116	2,135	372	1,563
守山区	12,749	5,412	2,091	3,562	1,684	52,127	48,963	1,455	81	1,628
志段味支所	2,479	953	414	759	353	16,536	15,245	864	11	416
緑区	13,676	5,208	1,798	4,020	2,650	57,216	53,349	2,263	55	1,549
徳重支所	6,556	2,371	1,042	2,143	1,000	40,418	37,965	884	83	1,486
名東区	17,606	7,816	2,220	5,361	2,209	66,677	61,808	2,130	528	2,211
天白区	15,316	6,831	2,285	4,215	1,985	60,129	56,568	1,515	119	1,927
計	278,061	125,549	35,615	75,955	40,942	1,321,334	1,184,241	103,748	3,237	30,108

(4) 印鑑登録事務取扱状況等

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 別	種 別	印鑑登録関係件数				自動車臨時運行 許可件数	
		印鑑登録数 (3月末)	印鑑登録申請件数	廃止申請件数	亡失届件数		印鑑登録証明件数
		件	件	件	件	件	
千	種 区	96,348 (2,090)	6,068	123	1,580	38,709	165
東	区	50,222 (1,435)	3,374	46	911	27,288	221
北	区	75,720 (1,998)	4,507	109	1,265	30,411	371
	楠 支 所	27,323 (687)	1,221	31	406	11,619	
西	区	54,212 (820)	3,665	90	924	26,008	345
	山 田 支 所	36,149 (488)	1,906	69	528	15,567	
中	村 区	81,941 (1,959)	5,668	114	1,393	33,283	323
中	区	51,041 (2,549)	5,170	90	1,129	59,032	175
昭	和 区	63,094 (1,080)	3,675	103	883	31,964	221
瑞	穂 区	68,028 (936)	3,517	96	1,040	30,426	286
熱	田 区	40,650 (809)	2,289	62	633	18,848	105
中	川 区	92,272 (1,929)	5,810	140	1,700	38,748	1,043
	富 田 支 所	43,870 (1,160)	2,019	55	678	17,404	
港	区	73,439 (3,435)	3,579	93	1,193	26,419	809
	南 陽 支 所	19,435 (781)	1,260	28	436	12,325	
南	区	85,939 (2,672)	4,363	118	1,416	31,753	490
守	山 区	87,423 (1,644)	4,581	132	1,341	34,607	701
	志 段 味 支 所	21,533 (333)	1,161	35	325	12,716	
緑	区	84,493 (1,586)	4,968	128	1,383	36,360	630
	徳 重 支 所	71,594 (704)	3,158	101	939	30,441	
名	東 区	94,730 (1,492)	5,973	149	1,566	45,820	444
天	白 区	97,495 (1,312)	5,395	131	1,445	41,544	639
	計	1,416,951 (31,899)	83,327	2,043	23,114	651,292	6,968

(備考) 印鑑登録関係件数中、()内は内数としての外国人住民に係る該当印鑑件数。

(5) 諸 証 明 ・ 閲 覧 件 数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区 別	種 別	税 務 関 係						民生関係	農政関係	そ の 他	合 計	
		土地証明	家屋証明	納税証明	所得証明	その他証明	閲 覧					計
		件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	
千 種 区		2,653	1,526	2,763	15,027	20	36	22,025	1,702	0	104	23,831
東 区		3,126	1,949	2,362	8,915	349	20	16,721	1,467	0	205	18,393
北 区		2,217	1,391	3,112	14,413	55	20	21,208	3,223	0	242	24,673
	楠 支 所	729	462	1,346	4,998	94	15	7,644	1,409	0	45	9,098
西 区		2,894	1,832	2,529	8,415	304	31	16,005	1,807	0	164	17,976
	山 田 支 所	938	617	1,465	5,127	52	17	8,216	906	0	28	9,150
中 村 区		3,405	2,002	4,330	13,343	105	23	23,208	4,192	0	1,108	28,508
中 区		4,899	3,319	6,082	16,565	160	79	31,104	3,760	0	64	34,928
昭 和 区		2,496	1,637	1,951	10,194	81	67	16,426	1,377	0	117	17,920
瑞 穂 区		2,187	1,320	1,829	8,806	95	30	14,267	2,351	0	286	16,904
熱 田 区		1,492	862	2,406	6,470	232	15	11,477	1,000	0	135	12,612
中 川 区		2,005	1,086	4,118	15,003	161	67	22,440	2,943	29	169	25,581
	富 田 支 所	735	366	1,575	8,171	107	20	10,974	667	0	100	11,741
港 区		841	554	4,446	15,638	87	12	21,578	3,402	0	359	25,339
	南 陽 支 所	732	316	1,681	4,634	124	59	7,546	523	64	76	8,209
南 守 区		1,488	846	3,582	14,082	122	45	20,165	4,641	0	178	24,984
	山 区	1,936	1,042	2,516	13,009	38	42	18,583	4,147	27	1,849	24,606
	志 段 味 支 所	1,048	385	834	3,923	25	5	6,220	519	0	1,473	8,212
緑 区		2,496	1,061	3,631	13,651	158	231	21,228	1,516	46	2,598	25,388
	徳 重 支 所	1,954	1,156	1,441	10,100	34	31	14,716	550	0	302	15,568
名 東 区		4,030	2,428	3,016	15,263	650	31	25,418	3,373	0	217	29,008
天 白 区		2,399	1,569	2,752	13,228	92	26	20,066	1,916	0	3,621	25,603
栄 市 税 事 務 所		11,337	8,553	6,572	8,415	7,049	47	41,973	-	-	-	41,973
本 陣 市 税 事 務 所		2,434	2,522	2,568	4,403	807	55	12,789	-	-	-	12,789
金 山 市 税 事 務 所		6,288	4,446	3,390	4,856	4,152	49	23,181	-	-	-	23,181
	計	66,759	43,247	72,297	256,649	15,153	1,073	455,178	47,391	166	13,440	516,175

(6) 区役所文書の取扱と公示件数

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

種別 區別	文書取り扱い件数				公示件数			
	通達員配布	書留	金券	電報	公示件数 (区長告示を含む)	公示件数		
						区長告示	その他公示	市公示
件	件	件	件	件	件	件	件	
千種区	2,952,074	3,557	849	0	1,360	217	15	1,128
東区	1,487,454	1,490	647	0	1,287	155	4	1,128
北区	2,438,898	4,592	669	0	1,448	320	0	1,128
楠支所	711,189	659	44	0	1,448	320	0	1,128
西区	1,723,178	5,452	366	7	1,337	204	5	1,128
山田支所	963,030	905	156	0	1,337	204	5	1,128
中村区	2,494,927	4,030	670	0	1,552	417	7	1,128
中区	2,028,406	2,710	1,325	0	1,510	362	20	1,128
昭和区	1,904,560	3,144	725	0	1,225	93	4	1,128
瑞穂区	1,778,769	2,304	533	0	1,238	100	10	1,128
熱田区	1,383,639	12,257	125,088	0	1,215	81	6	1,128
中川区	2,524,624	907	449	0	1,410	282	0	1,128
富田支所	1,093,260	538	136	0	1,410	282	0	1,128
港区	1,880,561	8,077	306	0	1,332	204	0	1,128
南陽支所	450,481	611	169	0	1,332	204	0	1,128
南区	2,365,982	3,906	580	0	1,330	202	0	1,128
守山区	2,238,161	4,574	286	0	1,349	199	22	1,128
志段味支所	500,202	408	15	0	1,349	199	22	1,128
緑区	2,084,577	4,533	422	0	1,321	156	37	1,128
徳重支所	1,562,020	922	118	0	1,321	156	37	1,128
名東区	2,464,854	4,594	202	0	1,261	132	1	1,128
天白区	2,518,062	3,929	647	0	1,311	171	12	1,128
計	39,548,908	74,099	134,402	7	29,683	4,660	207	24,816

(7) 法律相談事項別件数

(令和5年4月～令和6年3月)

区別	事項別												計
	不動産 売買	不動産 貸借	相隣 関係	建築 請負	親族 関係	相続 関係	金銭 貸借	商事 関係	交通 事故	損害 賠償	労働 関係	その他	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
千種区	8	30	22	9	52	109	22	3	6	29	14	37	341
東区	11	30	26	6	36	97	20	9	6	25	9	40	315
北区	10	28	17	4	49	124	25	2	6	33	12	44	354
西区	7	42	16	3	47	126	23	4	9	21	17	33	348
中村区	4	40	20	0	46	111	21	6	4	19	17	34	322
中区	10	28	23	3	45	109	26	6	3	30	14	54	351
昭和区	7	32	22	5	45	143	16	1	12	28	8	40	359
瑞穂区	18	23	28	3	52	125	20	7	5	20	13	43	357
熱田区	15	26	22	4	51	100	21	0	4	24	11	46	324
中川区	9	22	17	1	63	137	27	2	11	14	15	35	353
港区	12	27	13	2	48	104	33	5	18	27	9	35	333
南区	9	25	18	3	52	128	28	5	7	17	9	37	338
守山区	7	24	25	4	44	112	19	6	16	23	5	33	318
緑区	8	21	20	7	68	130	18	2	12	13	5	47	351
名東区	8	32	15	6	49	139	27	3	8	20	13	38	358
天白区	9	23	21	5	56	122	17	5	8	29	7	58	360
計	152	453	325	65	803	1,916	363	66	135	372	178	654	5,482

(8) 国民健康保険実施状況

(令和6年3月31日現在)

区別	種別	国民健康保険被保険者	
		世帯	人員
		世帯	人員
千	種 区	20,321	27,869
東	区	11,516	15,709
北	区	21,547	30,589
西	区	17,447	24,309
中	村 区	18,448	24,583
中	区	18,752	23,178
昭 和	区	13,266	17,938
瑞 穂	区	11,845	16,498
熱 田	区	7,946	10,845
中 川	区	26,664	38,451
港	区	18,536	27,212
南	区	16,596	23,403
守 山	区	18,740	27,231
緑	区	24,539	36,120
名 東	区	17,367	24,671
天 白	区	17,855	25,100
	計	281,385	393,706

(9) 被保護世帯と人員

種別 年度(月)	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		その他の扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成25年度平均	37,872	49,312	33,057	43,751	33,363	44,035	2,065	3,088	5,725	5,943	29,119	34,495	846	926
平成26年度平均	38,149	49,280	33,343	43,698	33,706	44,094	2,013	3,029	6,206	6,421	29,532	34,837	881	961
平成27年度平均	38,439	49,341	33,284	43,325	33,972	44,085	1,990	3,013	6,605	6,847	30,013	35,358	851	946
平成28年度平均	38,562	49,183	33,376	43,151	34,175	43,975	1,943	2,950	7,005	7,257	30,240	35,547	862	955
平成29年度平均	38,551	48,663	33,334	42,629	34,240	43,574	1,808	2,738	7,352	7,617	30,442	35,622	848	940
平成30年度平均	38,326	47,878	32,899	41,672	34,098	42,972	1,701	2,546	7,577	7,842	30,578	35,569	841	939
令和元年度平均	38,281	47,439	32,521	40,842	33,950	42,384	1,584	2,371	7,913	8,171	30,722	35,554	833	925
令和2年度平均	38,546	47,396	32,643	40,730	34,162	42,319	1,508	2,246	8,136	8,406	30,675	35,152	800	897
令和3年度平均	38,557	47,030	32,591	40,316	34,292	42,120	1,403	2,115	8,298	8,565	30,872	35,279	782	868
令和4年度平均	38,332	46,444	32,510	39,886	34,231	41,724	1,315	1,960	8,401	8,681	30,888	35,267	760	837
令和5年度平均	38,638	46,504	32,616	39,760	34,458	41,674	1,256	1,849	8,684	8,965	31,390	35,768	740	811
令和6年3月	38,718	46,571	32,462	39,530	34,403	41,566	1,184	1,837	8,827	9,112	31,512	35,943	856	957
千種区	2,422	2,832	2,047	2,419	2,166	2,528	66	93	458	478	1,927	2,170	45	48
東区	861	996	706	818	743	860	25	35	142	145	689	756	17	17
北区	3,288	4,069	2,742	3,440	2,898	3,604	109	177	806	842	2,681	3,125	77	87
西区	2,328	2,794	1,977	2,394	2,091	2,508	68	99	485	498	1,841	2,104	50	57
中村区	4,186	4,658	3,494	3,925	3,674	4,110	41	61	888	920	3,370	3,685	48	51
中区	1,687	1,946	1,355	1,588	1,390	1,612	58	79	224	226	1,337	1,482	31	35
昭和区	1,261	1,410	1,067	1,204	1,152	1,282	23	29	197	204	1,003	1,090	17	19
瑞穂区	1,408	1,628	1,152	1,349	1,243	1,440	34	56	301	308	1,156	1,304	25	26
熱田区	1,011	1,121	834	933	888	991	13	25	179	183	783	835	6	6
中川区	3,967	5,116	3,331	4,354	3,549	4,614	169	266	914	942	3,319	3,953	132	148
港区	3,126	4,268	2,629	3,669	2,757	3,814	186	307	813	850	2,662	3,256	112	125
南区	4,229	5,089	3,572	4,354	3,805	4,597	138	210	937	963	3,400	3,893	97	113
守山区	2,672	3,136	2,201	2,627	2,372	2,791	61	92	957	976	2,264	2,515	58	64
緑区	2,032	2,478	1,719	2,111	1,791	2,190	71	108	548	571	1,650	1,884	58	66
名東区	2,267	2,733	1,953	2,380	2,098	2,540	64	106	554	575	1,826	2,094	57	67
天白区	1,973	2,297	1,683	1,965	1,786	2,085	58	94	424	431	1,604	1,797	26	28

(備考) 区分欄は令和6年3月中の取扱数で、「その他の扶助」は出産・生業及び葬祭扶助の各世帯・人員の和である。

(10) 介護保険実施状況

(令和6年3月31日現在)

区	第1号被保険者	要介護・要支援者									合計
		要介護						要支援			
		1	2	3	4	5	小計	1	2	小計	
千種区	40,473	1,145	1,559	1,211	996	664	5,575	980	1,682	2,662	8,237
東区	18,540	533	608	506	458	278	2,383	568	696	1,264	3,647
北区	46,413	1,531	1,911	1,464	1,320	872	7,098	1,358	1,926	3,284	10,382
西区	35,501	1,012	1,382	1,151	927	553	5,025	958	1,465	2,423	7,448
中村区	34,869	1,061	1,485	1,244	926	546	5,262	1,103	1,706	2,809	8,071
中区	17,457	407	622	522	474	278	2,303	492	847	1,339	3,642
昭和区	25,801	765	998	746	622	465	3,596	713	1,133	1,846	5,442
瑞穂区	28,360	783	1,107	888	742	446	3,966	822	1,342	2,164	6,130
熱田区	17,402	438	665	571	402	259	2,335	413	748	1,161	3,496
中川区	53,994	1,392	2,077	1,756	1,347	845	7,417	1,377	2,404	3,781	11,198
港区	39,729	1,041	1,652	1,313	974	568	5,548	1,149	1,812	2,961	8,509
南区	39,552	1,223	1,604	1,245	1,010	664	5,746	1,252	1,803	3,055	8,801
守山区	43,406	1,256	1,697	1,500	1,440	929	6,822	900	1,786	2,686	9,508
緑区	58,239	1,570	2,104	1,612	1,328	887	7,501	1,513	2,249	3,762	11,263
名東区	36,975	1,018	1,382	1,079	912	701	5,092	950	1,569	2,519	7,611
天白区	37,627	1,047	1,349	1,133	946	611	5,086	917	1,482	2,399	7,485
合計	574,338	16,222	22,202	17,941	14,824	9,566	80,755	15,465	24,650	40,115	120,870

*要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計

(11) 小・中学校学年別児童・生徒数

(令和6年5月1日現在)

区 別	種 別		小 学 校							中 学 校			
	小学校	中学校	総 数	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	総 数	1 年	2 年	3 年
千 種 区	15	7	7,322	1,143	1,196	1,231	1,231	1,242	1,279	2,901	931	996	974
東 区	9	4	3,967	683	663	648	636	676	661	1,416	474	474	468
北 区	19	7	6,521	1,070	1,111	1,051	1,071	1,158	1,060	3,220	1,055	1,071	1,094
西 区	17	7	6,541	1,040	1,058	1,122	1,108	1,093	1,120	3,036	1,013	1,012	1,011
中 村 区	15	7	4,894	800	780	814	865	792	843	2,307	748	806	753
中 区	10	4	2,216	375	385	365	345	371	375	808	281	273	254
昭 和 区	12	6	5,307	911	909	899	871	835	882	1,988	658	707	623
瑞 穂 区	11	5	5,685	981	951	958	965	927	903	2,244	740	758	746
熱 田 区	7	4	2,742	439	454	445	468	469	467	1,251	392	424	435
中 川 区	24	11	9,655	1,522	1,578	1,616	1,647	1,601	1,691	5,027	1,645	1,742	1,640
港 区	20	8	5,901	908	986	992	961	1,011	1,043	3,318	1,054	1,141	1,123
南 区	18	7	5,611	984	889	926	879	991	942	2,700	912	909	879
守 山 区	21	8	9,868	1,579	1,627	1,647	1,660	1,667	1,688	4,900	1,563	1,641	1,696
緑 区	28	12	15,091	2,471	2,489	2,550	2,517	2,477	2,587	7,245	2,384	2,463	2,398
名 東 区	19	8	9,074	1,427	1,542	1,512	1,536	1,576	1,481	4,114	1,409	1,311	1,394
天 白 区	16	7	7,993	1,325	1,288	1,381	1,339	1,305	1,355	3,571	1,154	1,197	1,220
計	261	112	108,388	17,658	17,906	18,157	18,099	18,191	18,377	50,046	16,413	16,925	16,708
内	訳	(男)	55,871	9,105	9,189	9,319	9,330	9,436	9,492	25,780	8,376	8,705	8,699
		(女)	52,517	8,553	8,717	8,838	8,769	8,755	8,885	24,266	8,037	8,220	8,009

(12) 土地利用状況(地目別課税地面積)

(令和6年1月1日現在、単位：千㎡)

種別 区名	田	畑	宅地					池沼	山林	原野	雑種地	合計
			商業地	工業地	住宅地	その他	計					
千種区	0	11	752	0	7,700	0	8,452	0	22	0	238	8,723
東区	0	2	1,129	309	2,763	0	4,201	0	0	0	102	4,305
北区	91	125	543	459	7,692	1	8,695	0	0	0	671	9,582
西区	13	136	1,018	1,010	7,358	3	9,389	0	0	0	808	10,346
中村区	35	260	1,301	435	6,775	0	8,511	0	0	0	1,169	9,975
中区	0	0	2,810	105	1,326	0	4,241	0	0	0	79	4,320
昭和区	0	4	474	227	5,833	0	6,534	0	21	0	190	6,749
瑞穂区	0	31	350	625	5,827	0	6,802	0	17	0	378	7,228
熱田区	0	1	574	637	2,701	0	3,912	0	0	0	529	4,442
中川区	1,219	807	370	1,493	12,713	41	14,617	0	0	0	2,372	19,015
港区	3,088	740	741	8,716	8,032	307	17,796	0	0	0	2,270	23,894
南区	0	72	270	2,256	7,388	0	9,914	24	1	0	1,407	11,418
守山区	634	689	320	803	10,912	1,153	13,188	0	1,209	163	2,404	18,287
緑区	30	1,003	302	1,896	15,653	751	18,602	2	348	47	3,056	23,088
名東区	0	177	341	0	8,848	94	9,283	30	52	1	982	10,525
天白区	1	608	168	219	8,973	159	9,519	0	259	1	1,207	11,595
計	5,111	4,666	11,463	19,190	120,494	2,509	153,656	56	1,929	212	17,862	183,492

5 区 関 係 諸 規 程

(1) 区 長 以 下 代 決 規 程 (平成12年3月31日達第41号)

区長以下代決規程 (昭和39年名古屋市達第52号) の全部を改正する。

(この規程の趣旨)

第1条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、区長、区役所に属する部長 (保健福祉センター所長及び区役所支所長並びに保健センター所長を含む。以下「部長」という。)、区役所に属する課長 (区役所に属する担当課長、区役所支所に属する課長及び担当課長並びに保健センターに属する課長及び担当課長を含む。以下「課長」という。) 並びに区役所及び区役所支所並びに保健センターに属する課長補佐の責任及び代決権限を定めるものとする。

(令6達1・一部改正)

(区長等の責任)

第2条 前条の職員は、この規程の定めるところによりその権限に属せしめられた事項を法令、条例、規則その他の規程並びに予算の定めに従い、誠実に管理し、及び執行する責任を有する。

(区長等の代決権限事項)

第3条 区長、部長及び課長の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第1のとおりとする。

2 課長補佐の市長の事務の補助執行に関する共通代決権限事項は、別表第1の2のとおりとする。

3 区長、部長及び課長の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、別表第2のとおりとする。

4 部長及び課長は、区長 (他区の区長を含む。) 及び社会福祉事務所長の権限に属する事務の補助執行に関し別表第3に規定する事項について代決することができるものとする。

5 部長及び課長のうち別表第4に指定する者は、保健所長の権限に属する事務の補助執行に関し同表に規定する事項について代決することができる。

(令6達1・一部改正)

(臨時代決)

第4条 区長に事故があるときは、別表第1中区長の代決権限事項について、主管の部長が代決することができる。区長の権限に属する事項についても同様とするものとする。

2 前項の場合において、部長が欠けたとき又は部長に事故があるときは、主管の課長が代決することができる。

3 部長が欠けたとき又は部長に事故があるときは、部長の代決権限事項について、主管の課長が代決することができる。

4 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、区長が代決し、又は決裁することができる。

5 課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、課長の代決権限事項について、主管の部長が代決することができる。ただし、別に定めるところによりあらかじめ区長が課長補佐の職にある者を指名したときは、課長の代決権限事項について当該者が代決することができる。

6 課長補佐が欠けたとき又は課長補佐に事故があるときは、課長補佐の代決権限事項について、主管の部長又は課長が代決することができる。

7 第1項から第3項まで及び第5項ただし書の規定によって、本来の代決権限を有する者（以下「代決権者」という。）に事故がある場合に臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに代決権者に報告しなければならない。

（令4達20・令6達1一部改正）

（異例又は特に重要な事項の処理）

第5条 この規程に定められている事項であっても異例若しくは特に重要な事項又は解釈上疑義のある事項については、上司の決裁を経なければならない。

附 則（略）

別表第1（区役所共通代決権限事項）

人事・服務関係

	区長	部長	課長
1	所属の労務職の職員の任免及び給与に関すること。 ただし、人事課長に合議し		職員（臨時的任用職員及び会計年度任用職員に限る。）の任免及び給与に関

	なければならない。		すること。ただし、臨時的任用職員の任用については、人事課長に合議しなければならない。(総務課長)
2	非常勤の特別職の職員の任免に関する事。		
3		特別の職名を付する職に係る職員の任免に関する事。ただし、総務課長に合議しなければならない。	
4	会計年度任用職員の就業に関する定めに関する事。		
5	所属員(部長及び課長を除く。)の秘密事項発表の許可に関する事。		
6			名古屋市職員の倫理の保持に関する条例第7条第1項の規定による贈与等報告書の受理に関する事。(総務課長)
7	区長及び所属員の名古屋市職員倫理規則第5条第1項第8号ただし書の規定による許可に関する事。ただし、区長の許可については、総務局長へ報告しなければならない。		
8	部長の往復3日以上の旅	所属員の往復3日以上の旅	命令(海外旅行に係るも

	のを除く。)に関する事	ものを除く。)に関する事	
9	区長の往復2日の旅行命令(海外旅行に係るものを除く。)に関する事	部長及び所属員の往復2日の旅行命令(海外旅行に係るものを除く。)に関する事	
10	区長の日帰りの旅行命令並びに区長の在勤地及び付近地の出張命令に関する事	部長及び所属員(課長に限る。)の日帰りの旅行命令並びに部長及び所属員(課長に限る。)の在勤地及び付近地の出張命令に関する事	所属員の日帰りの旅行命令並びに課長補佐(課長補佐のない場合は所属員)の在勤地及び付近地の出張命令に関する事
11		所属員(課長以上を除く。)の海外旅行に係る旅行命令に関する事	
12		名古屋市旅費条例第23条の規定による相当職の決定に関する事	
13	区長の週休日の振替命令に関する事	部長及び所属の課長の週休日の振替命令に関する事	所属員の週休日の振替命令に関する事
14	区長の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関する事	部長及び所属の課長の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決	所属員の職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条又は職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則第1条第3項若しくは第4項の規定によって勤務時間等の特例が設けられた場合における勤務時間、週休日又は休憩時間の割振りの決定に関する事

		定に関すること。	と。
15	区長の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	部長及び所属の課長の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。	所属員の正規の勤務時間外の勤務命令に関すること。
16	区長の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	部長及び所属の課長の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。	所属員の休暇（介護休暇を除く。）及び職務に専念する義務の免除承認に関すること。
17	所属員（会計年度任用職員を除く。）の自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業及び介護休暇並びに区長の部分休業の承認に関すること。	部長及び所属の課長の部分休業の承認に関すること。	所属員の部分休業の承認に関すること。
18			会計年度任用職員の育児休業及び介護休暇の承認に関すること。（総務課長）
19	所属員（課長補佐以上を除く。）の配置決定に関すること。ただし、総務局長へ報告しなければならない。		
20			職員に関する身分証明に関すること。（総務課長）
21			扶養親族の認定、住居手当の支給決定、通勤手当（これに相当する費用弁償を含む。）の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに児童手当及び子

			ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に関すること。（総務課長）
22			所属の労務職の職員（退職者を含む。）、臨時的任用職員（退職者を含む。）及び会計年度任用職員（退職者を含む。）に関する各種証明（次号に掲げるものを除く。）に関すること。（総務課長）
23			区役所に属する職員（退職者を含む。）の名古屋市職員共済組合提出用の履歴証明に関すること。（総務課長）

財務関係

	区長	部長	課長
1	1件2億円以上の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	1件2億円未満の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。	1件1,600万円以下の工事及び製造の施行決定（施行に伴う請負の決定を含む。）に関すること。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
2	1件7,200万円を超える公有財産の買入れの決定に関すること。	1件7,200万円以下の公有財産の買入れの決定に関すること。	1件600万円以下の公有財産の買入れの決定に関すること。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。

3	1件720万円を超える公有財産の売払いの決定に関する事。	1件720万円以下の公有財産の売払いの決定に関する事。	1件60万円以下の公有財産の売払いの決定に関する事。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
4	1件2,200万円を超える物品の買入れの決定に関する事。	1件2,200万円以下の物品の買入れの決定に関する事。	1件180万円以下の物品の買入れの決定に関する事。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあっては、企画経理課長に合議しなければならない。
5	1件1,400万円を超える物品の売払いの決定に関する事。	1件1,400万円以下の物品の売払いの決定に関する事。	1件120万円以下の物品の売払いの決定に関する事。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
6	高価なものの評価額が1,400万円を超える財産の交換の決定に関する事。	高価なものの評価額が1,400万円以下の財産の交換の決定に関する事。	高価なものの評価額が120万円以下の財産の交換の決定に関する事。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
7	1件の評価額が360万円を超える財産の無償又は減額による譲渡し及び貸与の決定に関する事。	1件の評価額が360万円以下の財産の無償又は減額による譲渡し及び貸与の決定に関する事。	
8		財産の無償の借入れの決定に関する事。	
9	寄附の受納の決定に関する事。ただし、区政課長（負担付きの寄附にあっては、スポーツ市民局長）に	1件360万円以下の寄附の受納（負担付きの寄附を除く。）の決定に関する事。ただし、重要物品にあ	

	合議しなければならない。	っては、区政課長に合議しなければならない。	
10	賃借料の年額又は総額が1,400万円を超える財産の借入れの決定に関する事 と。	賃借料の年額又は総額が1,400万円以下の財産の借入れの決定に関する事 と。	賃借料の年額又は総額が120万円以下の財産の借入れの決定に関する事。 ただし、予定価格が10万円以上の場合にあつては、企画経理課長に合議しなければならない。
11	賃貸料の年額又は総額が720万円を超える財産の貸与の決定に関する事。ただし、区政課長に合議しなければならない。	賃貸料の年額又は総額が720万円以下の財産の貸与の決定に関する事。ただし、区政課長に合議しなければならない。	
12	1件2,200万円を超える印刷及び修繕等の請負の決定に関する事。	1件2,200万円以下の印刷及び修繕等の請負の決定に関する事。	1件180万円以下の印刷及び修繕等の請負の決定に関する事。ただし、予定価格が10万円以上の場合にあつては、企画経理課長に合議しなければならない。
13	1件2,200万円を超える委託及び受託の決定に関する事。	1件2,200万円以下の委託及び受託の決定に関する事。	1件180万円以下の委託及び受託の決定に関する事。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
14	1件1億1,000万円を超える補償の決定に関する事。	1件1億1,000万円以下の補償の決定に関する事。	1件900万円以下の補償の決定に関する事。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
15	1件900万円を超える補助	1件900万円以下の補助	1件80万円以下の補助金

	金及び負担金の支出決定に関すること。	金及び負担金の支出決定に関すること。	及び負担金の支出決定に関すること。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
16		1件100万円未満の損害賠償の額の決定に関すること。ただし、地域振興部長に合議しなければならない。	
17			臨時的任用職員及び非常勤の職員の給与その他の給付（旅費を除く。）の支出決定に関すること。 (総務課長)
18			旅費の支出決定に関すること。
19			電気、ガス、水道及び電話の料金、保険料等の定例的経費の支出決定に関すること。
20	1件360万円を超える経費の支出決定に関すること。	1件360万円以下の経費の支出決定に関すること。	1件30万円以下の経費の支出決定に関すること。ただし、企画経理課長に合議しなければならない。
21		契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。ただし、執行の決定について企画経理課長

			の合議を要するものについては、企画経理課長に合議しなければならない。
22		契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること（金額の増額を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。）。ただし、執行の決定について企画経理課長の合議を要するものについては、企画経理課長に合議しなければならない。
23		契約代金の前金払及び部分払に関すること。	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約に係る契約代金の前金払及び部分払に関すること。ただし、執行の決定について企画経理課長の合議を要するものについては、企画経理課長に合議しなければならない。
24			契約の履行上における意思決定に関すること。
25			契約に係る監督員の指定及び監督の委託に関すること。
26		契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。	契約に係る検査員の指定及び検査の委託に関すること。

		ること。	ること。ただし、執行の決定についての代決権限が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。
27			名古屋市予算規則第11条の2の規定による歳出予算流用の決定に関する事。 (企画経理課長)
28	前渡金受領者の指定に関する事。	前渡金受領者の指定に関する事。ただし、課長又は課長補佐を指定する場合に限る。	
29	会計監督に関する事。		
30		歳入歳出外現金等に係る納付の証明に関する事。	
31		不納欠損処分の決定に関する事。	不納欠損処分の決定通知に関する事。
32			調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関する事。
33			支出命令、振替命令及び更正命令 (収入の更正命令を除く。) 並びに戻入通知に関する事。 (企画経理課長)
34			資金前渡、概算払及び前金払に係る監督 (前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。) に関する事。 (企画経理課長)

35			資金前渡及び概算払の精算に関する事。
36			歳入歳出外現金等の受払通知に関する事。(企画経理課長)

事業執行関係

	区長	部長	課長
1	重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関する事。	比較的重要な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関する事。	定例又は軽易な文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答等に関する事。
2			保存文書の廃棄及び保存期間の延長の決定に関する事。
3		重要な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関する事。	軽易な行政文書の公開並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定に関する事。
4			定例又は軽易な事項に係る証明に関する事。
5		聴聞の実施に関する事。	聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関する事。
6	事務事業の中長期の計画の決定に関する事。	事務事業の実施計画の決定に関する事。	事務事業の実施細目に係る決定に関する事。
7	公有財産に係る用途決定、用途変更及び用途廃止並びに管理換えに関する事。		

	と。ただし、スポーツ市民局長及び財政局長に合議しなければならない。		
8	所管施設の自家用電気工作物についての保安規程の制定改廃に関する事		
9		公有財産、物品その他の資産への広告の掲出又は表示の決定に関する事	公有財産、物品その他の資産への定例的な広告の掲出又は表示の決定に関する事
10			既発行証書類の再交付又は書換交付に関する事
11			市外電話の使用承認に関する事。ただし、総務課長へ通知しなければならない。
12			公有財産その他に係る損害賠償及び原状回復の請求に関する事
13			市民呼び出しに関する事
14	前各号に準ずる重要な事項に係る意思決定に関する事	前各号に準ずる比較的重要な事項に係る意思決定に関する事	前各号に準ずる定例又は軽易な事項に係る意思決定に関する事

別表第1の2（課長補佐の共通代決権限事項）

（令6達1・一部改正）

課長補佐	所属員の在勤地及び付近地の出張命令に関する事
------	------------------------

別表第2（個別代決権限事項）

（令2達26・令2達49・令3達25・令3達40・令4達20・令5達35・令6達

1・一部改正)

区長	1	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支出決定に関すること。
保健福祉センター所長	1	大気汚染防止法第15条第1項、第15条の2第1項及び第18条の34第1項による勧告に関すること。
	2	水質汚濁防止法第13条の4による勧告に関すること。
	3	騒音規制法第9条、第12条第1項及び第15条第1項による勧告並びに同条第2項による命令に関すること。
	4	振動規制法第9条、第12条第1項及び第15条第1項による勧告並びに同条第2項による命令に関すること。
	5	悪臭防止法第8条第1項による勧告に関すること。
	6	公害健康被害の補償等に関する法律による申請、請求及び届出の受理に関すること。
	7	公害健康被害の補償等に関する法律による公害医療手帳の交付決定に関すること。
	8	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第33条、第35条第1項、第36条第2項、第38条第1項、第44条第1項、第76条、第84条及び第125条による勧告並びに第38条第2項による命令に関すること。
	9	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第126条第1項（第33条、第36条第2項、第76条、第84条及び第125条による勧告に従わない場合に限る。）及び第2項（第38条第2項による命令を行う場合に限る。）による氏名等の公表に関すること。
	10	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例第5条第2項による助成期間の延長に関すること。
	11	旧名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例による医療手帳の交付決定に関すること。
保健センター所長	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条（結核に係るものに限る。）及び第37条の2（第42条において準用する場合を含む。）による医療費負担の決定に関すること。
	2	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31

		条第1項、第36条及び第50条の規定による水の使用若しくは給水の制限又は禁止に係る事務に関すること。
	3	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35条及び第50条（第31条第1項による措置に係るものに限る。）の規定による質問又は調査に関すること。
	4	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条による費用の徴収に関すること。
総務課長	1	掲示の決定に関すること。
地域力推進課長	1	空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項による指導に関すること。
	2	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第1項による助言及び指導に関すること。
市民課長	1	個人番号カードの交付に関すること。
	2	電子証明書の提供に関すること。
民生子ども課長	1	民生委員及び児童委員に対する費用弁償の支出決定に関すること。
	2	名古屋市地域改善対策大学奨学金貸与条例による奨学金の貸与（給付を含む。）、返還、返還債務の免除、返還の猶予及び支出に係る決定に関すること。
	3	名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出に係る決定に関すること。
	4	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6及び第32条（附則第6条において例による場合を含む。）による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出（支出にあつては、児童の入学その他の理由により急を要するものに限る。）に係る決定に関すること。
	5	名古屋市寡夫福祉資金条例第3条による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出（支出にあつては、子の入学その他の理由により急を要するものに限る。）に係る決定に関すること。
	6	名古屋市児童福祉施設条例第1条第2項による入所資格の認定に

		関すること。
	7	児童手当及び子ども手当の認定、改定、支給の制限及び支払の差止め並びに届出等の受理に関する事（所管に係るものに限る。）。
	8	名古屋市子育て支援手当条例を廃止する等の条例（平成22年名古屋市条例第35号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる名古屋市子育て支援手当条例（平成16年名古屋市条例第36号）による子育て支援手当の支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事。
	9	生活保護法による保護費（保護施設事務費及び委託事務費を含む。）の支出決定に関する事。ただし、同法第53条による診療報酬の額を決定して支払うものを除く。
福祉課長	1	重度障害者（児）給付金の支出決定に関する事。
	2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関する事。
	3	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第7条による掛金の減免の決定に関する事。
	4	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第11条による年金の支払の差止めに関する事。
	5	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第18条第1項から第4項までによる届出の受理に関する事。
保険年金課長	1	障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、子ども医療費及び福祉給付金（医療担当者等へ支払うものを除く。）の支出決定に関する事。
	2	障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の助成対象者の資格の確認並びに医療証の交付決定に関する事。
	3	福祉給付金の支給対象者の資格の確認及び福祉給付金資格者証の交付決定に関する事。
保健管理課長	1	保健環境委員に対する費用弁償の支出決定に関する事。

及び健康安全課長		
環境薬務課長	1	住宅宿泊事業法第17条及び第45条による報告の請求、立入検査及び質問に関すること。
	2	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項、第7条第4項ただし書、第12条第1項、第13条第1項、第24条第1項、第28条第4項ただし書、第39条第1項及び第39条の2第2項ただし書による許可に関すること。
	3	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第4項、第12条第4項、第13条第4項、第24条第2項及び第39条第6項による許可の更新に関すること。
	4	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第10条（第38条第1項並びに第40条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）、第14条第16項、第14条の9第1項及び第2項、第19条並びに第39条の3第1項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の13による届出の受理に関すること。
	5	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第1項による承認に関すること。
	6	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項による変更の承認に関すること。
	7	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第68条の11による報告の受理に関すること。
	8	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第1項、第2項、第4項及び第6項による報告の請求、立入検査及び収去に関すること。
	9	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第79条第1項による許可又は承認についての条件等の付与及び変更に関すること。
	10	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の2、第4条第1項、第11条第1項及び第44条によ

	る許可証の交付に関すること。
11	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の3第1項、第5条第1項、第12条第1項及び第45条第1項による書換え交付に関すること。
12	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第1項、第6条第1項、第13条第1項及び第46条第1項による再交付に関すること。
13	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の4第3項、第2条の5、第6条第4項、第7条第1項、第13条第4項、第14条第1項、第46条第3項及び第47条による返納の受理に関すること。
14	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第2条の6、第8条第1項、第15条第1項及び第48条による許可台帳への記載に関すること。
15	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第19条第1項による承認台帳への記載に関すること。
16	薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年厚生労働省令第10号）による改正前の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第159条による品目の変更又は追加の申請の受理に関すること。
17	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第6 18の項第1号から第6号までに掲げる法及び令に基づく事務に関すること。
18	毒物及び劇物取締法第4条第1項による販売業の登録に関すること。
19	毒物及び劇物取締法第4条第3項による登録の更新に関すること。
20	毒物及び劇物取締法第7条第3項による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理に関すること。
21	毒物及び劇物取締法第10条第1項及び第21条第1項による届出の受理に関すること。

	22	毒物及び劇物取締法施行令第33条による登録票の交付に関する こと。
	23	毒物及び劇物取締法施行令第35条による書換え交付に関するこ と。
	24	毒物及び劇物取締法施行令第36条による再交付に関すること。
	25	毒物及び劇物取締法施行令第36条第3項及び第36条の2第1項に よる返納の受理に関すること。
	26	毒物及び劇物取締法施行令第36条の3による名簿への記載に関 すること。
公害対策課長	1	大気汚染防止法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第11条 (第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項にお いて準用する場合を含む。)、第12条第3項(第17条の13第2項、 第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を 含む。)、第17条の5第1項、第17条の6第1項、第17条の7第1項、 第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第 3項、第18条の7第1項、第18条の17第1項及び第2項、第18条の28 第1項、第18条の29第1項並びに第18条の30第1項による届出の受 理に関すること。
	2	大気汚染防止法第10条第2項(第17条の13第1項、第18条の13第 1項及び第18条の36第1項において準用する場合を含む。)による 期間の短縮の決定に関すること。
	3	大気汚染防止法第18条の15第6項による報告の受理に関するこ と。
	4	大気汚染防止法第26条第1項による報告の徴収及び立入検査に 関すること。
	5	大気汚染防止法第27条第2項及び第4項による通知の受理に関す ること。
	6	水質汚濁防止法第5条から第7条まで、第10条、第11条第3項、第 14条第3項及び第14条の2第1項から第3項までによる届出の受理に 関すること。
	7	水質汚濁防止法第9条第2項による期間の短縮の決定に関するこ

	と。
8	水質汚濁防止法第22条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
9	水質汚濁防止法第22条第2項による報告の徴収に関すること。
10	水質汚濁防止法第23条第2項及び第4項による通知の受理に関すること。
11	ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項、第13条第1項及び第2項、第14条第1項、第18条並びに第19条第3項による届出の受理に関すること。
12	ダイオキシン類対策特別措置法第17条第2項による期間の短縮の決定に関すること。
13	ダイオキシン類対策特別措置法第28条第3項による報告の受理に関すること。
14	ダイオキシン類対策特別措置法第34条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
15	ダイオキシン類対策特別措置法第35条第2項及び第4項による通知の受理に関すること。
16	騒音規制法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項による届出の受理に関すること。
17	騒音規制法第20条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
18	騒音規制法第21条第2項及び第4項による通知の受理に関すること。
19	振動規制法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項、第10条、第11条第3項並びに第14条第1項及び第2項による届出の受理に関すること。
20	振動規制法第17条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
21	振動規制法第18条第2項及び第4項による通知の受理に関するこ

	と。
22	悪臭防止法第20条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
23	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第3条第3項（第4条第3項、第5条第3項又は第6条第2項において準用する場合を含む。）及び第6条の2第2項による届出の受理に関すること。
24	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条第1項による報告の徴収及び立入検査に関すること。
25	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第4 9の項、11の項及び13の項に掲げる県民の生活環境の保全等に関する条例及び同条例の施行のための愛知県規則に基づく事務に関すること（同条例第10条、第19条第1項、第20条第1項、第24条第2項、第31条及び第34条第1項による命令並びに同条例第102条第1項による氏名等の公表に関するものを除く。）。
26	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第1項、第18条第1項、第64条第1項及び第66条第1項による許可に関すること。
27	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第5項（第18条第2項において準用する場合を含む。）、第17条第1項、第19条（第34条において準用する場合を含む。）、第20条第3項（第34条又は第68条（第75条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第31条第1項、第32条第1項、第37条第1項及び第2項、第65条第1項、第67条、第72条第1項、第73条、第74条、第80条第1項、附則第5条第1項並びに附則第6条第1項による届出の受理に関すること。
28	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第16条第6項（第18条第2項において準用する場合を含む。）による認定に関すること。
29	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第23条第2項及び第127条第1項による報告の徴収並びに同条第2項による検査及び質問に関すること。

	30	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第71条第1項及び第2項、第75条の2並びに第81条による報告の受理に関すること。
区民生活課長	1	掲示の決定に関すること。
	2	個人番号カードの交付に関すること。
	3	電子証明書の提供に関すること。
区民福祉課長	1	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第31条の6及び第32条（附則第6条において例による場合を含む。）による資金の貸付け、償還、違約金の徴収及び支出（支出にあつては、児童の入学その他の理由により急を要するものに限る。）に係る決定に関すること。
	2	児童手当及び子ども手当の届出等の受理に関すること（所管に係るものに限る。）。
	3	名古屋市子育て支援手当条例を廃止する等の条例（平成22年名古屋市条例第35号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる名古屋市子育て支援手当条例（平成16年名古屋市条例第36号）による子育て支援手当の届出等の受理に関すること。
	4	生活保護法による保護費（保護施設事務費及び委託事務費を含む。）の支出決定に関すること。ただし、同法第53条による診療報酬の額を決定して支払うものを除く。
	5	重度障害者（児）給付金の支出決定に関すること。
	6	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条による福祉手当を含む。）の認定、支給の制限及び届出等の受理に関すること。
	7	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第7条による掛金の減免の決定に関すること。
	8	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第11条による年金の支払の差止めに関すること。
	9	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例第18条第1項から第4項ま

		でによる届出の受理に関すること。
10		障害者医療費、ひとり親家庭等医療費、子ども医療費及び福祉給付金（医療担当者等へ支払うものを除く。）の支出決定に関すること。
11		障害者医療費、ひとり親家庭等医療費及び子ども医療費の助成対象者の資格の確認並びに医療証の交付決定に関すること。
12		福祉給付金の支給対象者の資格の確認及び福祉給付金資格者証の交付決定に関すること。

別表第3（区長及び社会福祉事務所長の権限に係る代決権限事項）

（令2達26・令2達49・令3達25・令6達1・一部改正）

部長	1	契約の締結（予定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関すること。
	2	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関すること。
	3	不納欠損処分に関すること。
区政部長	1	使用料の年額又は総額が720万円以下の行政財産の使用許可（無償又は減額によるものを除く。）に関すること。
	2	1件の評価額が360万円以下の行政財産の無償又は減額による使用許可に関すること。
福祉部長	1	生活保護法第24条から第26条まで及び第28条第5項による保護の決定、停止及び廃止に関すること。
	2	生活保護法第62条第3項による保護の停止及び廃止に関すること。
	3	生活保護法第78条による費用等の徴収に係る決定に関すること。
	4	生活保護法第81条による後見人選任請求に関すること。
	5	老人福祉法による養護受託者の認定及び登録に関すること。
	6	児童福祉法第21条の5の9による通所給付決定の取消しに関すること。

7	児童福祉法第21条の5の11による障害児通所給付費等の額の特例の適用の決定に関する事。
8	児童福祉法第24条の4による入所給付決定の取消しに関する事。
9	児童福祉法第24条の5による障害児入所給付費の額の特例の適用の決定に関する事。
10	児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出に関する事。
11	知的障害者福祉法による職親の認定及び登録に関する事。
12	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第25条による支給決定の取消しに関する事。
13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第31条による介護給付費等の額の特例の適用の決定に関する事。
14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の10による地域相談支援給付決定の取消しに関する事。
15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第57条による支給認定の取消しに関する事。
16	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る審査請求の弁明書の提出に関する事。
17	居宅サービス費等の額の特例等の適用の決定に関する事。
18	介護保険料滞納者に係る保険給付の支払方法の変更、一時差止、滞納保険料額の保険給付からの控除及び保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事。
19	介護保険の第2号被保険者に係る保険給付の一時差止に関する事。
20	介護保険料その他徴収金に係る繰上徴収、徴収猶予、減免及び滞納処分に関する事。
21	介護保険に係る審査請求の弁明書の提出に関する事(健康福祉局において行った処分に係るものを除く。)

	22	国民健康保険に係る保険給付の一時差止、滞納保険料の控除に関する こと。
	23	国民健康保険料その他徴収金に係る繰上徴収、徴収猶予、減免(所得 激減、事業の休業、災害及び給付制限に限る。)及び滞納処分 に関すること。
	24	後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る繰上徴収及び滞納処 分に関すること。
支所長	1	繰上徴収に関すること。
	2	生活保護法第24条から第26条まで及び第28条第5項による保護 の決定、停止及び廃止に関すること。
	3	生活保護法第62条第3項による保護の停止及び廃止に関するこ と。
	4	生活保護法第78条による費用等の徴収に係る決定に関するこ と。
	5	生活保護法第81条による後見人選任請求に関すること。
	6	老人福祉法による養護受託者の認定及び登録に関すること。
	7	児童福祉法第21条の5の9による通所給付決定の取消しに関する こと。
	8	児童福祉法第21条の5の11による障害児通所給付費等の額の特 例の適用の決定に関すること。
	9	児童福祉法第24条の4による入所給付決定の取消しに関するこ と。
	10	児童福祉法第24条の5による障害児入所給費の額の特例の適用 の決定に関すること。
	11	児童福祉法第56条の5の5による審査請求の弁明書の提出に関す ること。
	12	知的障害者福祉法による職親の認定及び登録に関すること。
	13	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第25条による支給決定の取消しに関すること。
	14	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

		第31条による介護給付費等の額の特例の適用の決定に関する こと。
	15	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の10による地域相談支援給付決定の取消しに関する こと。
	16	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第57条による支給認定の取消しに関する こと。
	17	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 に係る審査請求の弁明書の提出に関する こと。
	18	国民健康保険料に係る減免（所得激減、事業の休廃止、災害及び 給付制限に限る。）に関する こと。
	19	居宅サービス費等の額の特例等の適用の決定に関する こと。
	20	介護保険料に係る減免に関する こと。
課長	1	執行の決定について代決権限を有するものに係る契約の締結（予 定価格の決定、入札の執行及び落札者の決定を含む。）に関する こと。ただし、執行の決定について企画経理課長の合議を要する ものについては、企画経理課長に合議しなければならない。
	1の2	前号の契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置に関する こと（金額の増額を伴う契約の変更にあつては、増額後の契約金額 が自己の代決権限の範囲を超えるものを除く。）。ただし、執行 の決定について企画経理課長の合議を要するものについては、企 画経理課長に合議しなければならない。
	1の3	調定、納入通知、調定通知、収入の更正命令及び還付命令に関す ること。
	1の4	資金前渡及び概算払の精算に関する こと。
	2	物品の受払通知に関する こと。
	3	物品（重要物品を除く。）の不用の決定に関する こと。ただし、 備品については企画経理課長に合議しなければならない。
	4	使用中の物品の点検に関する こと。
	5	文書の進達及び伝達並びに申請、届出、報告、受理、照会、回答 等に関する こと。

	6	諸証明、閲覧及び奥書証印に関すること。
	7	聴聞の実施に係る軽易な事項の意思決定及び弁明の機会の付与に関すること。
総務課長	1	区役所講堂の使用許可に関すること。
	2	自動車の臨時運行の許可に関すること。
	3	掲示の決定に関すること。
	4	国有農地に係る対価の徴収に関すること。（担当課長（農政）を設置する区の総務課長を除く。）
担当課長（農政）	1	国有農地に係る対価の徴収に関すること。
企画経理課長	1	使用料の年額又は総額が60万円以下の行政財産の使用許可（無償又は減額によるものを除く。）に関すること。
	2	支出命令、振替命令及び更正命令（収入の更正命令を除く。）並びに戻入通知に関すること。
	3	資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）に関すること。
	4	歳入歳出外現金等の受払通知に関すること。
地域力推進課長	1	安心・安全・快適まちづくり活動補助金の交付（安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第5条第1項により整備する組織への交付に係るものを除く。）に関すること。
	2	安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第10条第1項による指導及び助言並びに同条第2項による勧告に関すること。
市民課長	1	戸籍（除かれた戸籍を含む。）の謄本及び抄本の交付に関すること。
	2	戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載した事項に関する証明に関すること。
	3	戸籍に関する届出、申請等の受理及び発送に関すること。
	4	戸籍の届出を怠った場合における催告及び通知に関すること。
	5	住民基本台帳の閲覧並びに住民票（削除されたものを含む。）及び戸籍の附票の写しの交付に関すること。

	6	住民としての地位の変更に関する届出の受理及び通知に関する こと。
	7	個人番号の指定及び通知に関すること。
	8	中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出の受理に関する こと。
	9	特別永住許可申請の受理及び送付並びに許可書の交付に関する こと。
	10	特別永住者証明書の交付及び返納の受理に関すること。
	11	転出証明書の交付決定に関すること。
	12	埋火葬許可証の交付決定に関すること。
	13	印鑑登録に係る届出の受理及び印鑑の証明に関すること。
	14	保護者に対する就学予定者の入学期日及び学校指定の通知に関 すること。
	15	校長に対する就学児童生徒の氏名及び入学期日の通知に関する こと。
	16	保護者に対する学齢児童生徒の出席督促の決定に関すること。
民生子ども課 長	1	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号による母子家庭自 立支援教育訓練給付金及び同条第2号による母子家庭高等職業訓 練促進給付金並びに同法第31条の10において読み替えて準用する 同法第31条第1号による父子家庭自立支援教育訓練給付金及び同 法第31条の10において読み替えて準用する同法第31条第2号によ る父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給決定に関すること (支出決定に関することを除く。)
	2	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の5(同令第6条の 17の7において読み替えて準用する場合を含む。)による教育訓練 講座の指定に関すること。
	3	子ども・子育て支援法第20条による教育・保育給付認定及び第 30条の5による施設等利用給付認定に関すること。
	4	子ども・子育て支援法第23条による教育・保育給付認定の変更 及び第30条の8による施設等利用給付認定の変更に関すること。

5	子ども・子育て支援法第24条による教育・保育給付認定の取消し及び第30条の9による施設等利用給付認定の取消しに関する事 と。
6	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号による支給認定教育・ 保育等に要する費用に係る利用者負担額等の決定に関する事 と。
7	子ども・子育て支援法第29条第3項第2号による満3歳未満保育認 定地域型保育等に要する費用に係る利用者負担額等の決定に関す ること。
8	子ども・子育て支援法附則第6条第4項による特定保育所におけ る保育を行うことに係る利用者負担額等の決定及び徴収に関する 事 と。
9	児童福祉法第22条による助産の実施及び第23条による母子保護 の実施に関する事 と。
10	児童福祉法第24条による保育の利用に関する事 と。
11	児童福祉法第31条第1項による在所期間の延長に関する事 と。
12	児童福祉法第56条による費用の徴収（第22条による助産の実施 及び第27条による乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び 児童自立支援施設への入所措置に係るものに限る。）に関する事 と。
13	児童福祉法第56条第2項による費用の額の決定及び徴収に関す ること。
14	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等 の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行 に伴う関係法律の整備等に関する法律による改正前の児童福祉法 第56条による保育所における保育を行うことに係る費用の徴収に 関すること。
15	児童扶養手当法による認定、改定、支給の制限、支払の差止め及 び届出等の受理に関する事 と。
16	名古屋市ひとり親家庭手当条例による支給決定、改定、支給の制 限、支払の差止め及び届出等の受理に関する事 と。
17	生活保護法第24条第8項による通知に関する事 と。

18	生活保護法第24条第9項及び第25条第2項による保護の変更に関すること。
19	生活保護法第27条第1項による指導及び指示に関すること。
20	生活保護法第27条の2による相談及び助言に関すること。
21	生活保護法第28条第1項による報告の請求及び検診命令に関すること。
22	生活保護法第28条第2項による報告の請求に関すること。
23	生活保護法第28条第5項による保護の変更に関すること。
24	生活保護法第29条第1項による資料の提供及び報告の請求に関すること。
25	生活保護法第30条から第37条の2までによる保護の実施に関すること。
26	生活保護法第48条第4項による届出の受理に関すること。
27	生活保護法第55条の4第1項による就労自立給付金の支給に関すること。
28	生活保護法第55条の5第1項による進学準備給付金の支給に関すること。
29	生活保護法第55条の6による報告の請求に関すること。
30	生活保護法第62条第3項による保護の変更及び同条第4項による弁明の機会の付与に関すること。
31	生活保護法第63条、第77条及び第77条の2による費用の返還及び徴収に係る決定に関すること。
32	生活保護法第76条第1項による遺留金品の処分に関すること。
33	生活保護法第76条の2による損害賠償の請求に関すること。
34	生活保護法第78条の2第1項及び第2項による徴収に係る決定に関すること。
35	生活保護法第80条による返還の免除に関すること。
36	生活保護法による特別基準に係る費用の認定に関すること。
37	生活保護法による被保護者に対する援護金の支給に関すること。
38	所管に係る社会福祉事務所長委任規則第29号による手数料の免

		除に関する事。 (福祉課の主管に係るものを除く。)
担当課長 (生活保護)	1	生活保護法第24条第8項による通知に関する事。
	2	生活保護法第24条第9項及び第25条第2項による保護の変更に関する事。
	3	生活保護法第27条第1項による指導及び指示に関する事。
	4	生活保護法第27条の2による相談及び助言に関する事。
	5	生活保護法第28条第1項による報告の請求及び検診命令に関する事。
	6	生活保護法第28条第2項による報告の請求に関する事。
	7	生活保護法第28条第5項による保護の変更に関する事。
	8	生活保護法第29条第1項による資料の提供及び報告の請求に関する事。
	9	生活保護法第30条から第37条の2までによる保護の実施に関する事。
	10	生活保護法第48条第4項による届出の受理に関する事。
	11	生活保護法第55条の6による報告の請求に関する事。
	12	生活保護法第62条第3項による保護の変更及び同条第4項による弁明の機会の付与に関する事。
	13	生活保護法第63条、第77条及び第77条の2による費用の返還及び徴収に係る決定に関する事。
	14	生活保護法第76条第1項による遺留金品の処分に関する事。
	15	生活保護法第78条の2第1項及び第2項による徴収に係る決定に関する事。
	16	生活保護法第80条による返還の免除に関する事。
	17	生活保護法による特別基準に係る費用の認定に関する事。
福祉課長	1	老人福祉法第10条の4第1項第2号及び第3号並びに第11条第1項及び第2項による措置に関する事。
	2	老人福祉法第27条第1項による遺留金品の処分に関する事。
	3	老人福祉法第28条第1項による費用の徴収に関する事。
	4	老人福祉法第32条による後見開始の審判等の請求に関する事。

	と。
5	児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7（同条第11項、第13項及び第14項を除く。）による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等に関する事。
6	児童福祉法第21条の5の6第1項による申請の受理に関する事。
7	児童福祉法第21条の5の8による通所給付決定の変更に関する事。
8	児童福祉法第21条の5の12による高額障害児通所給付費の支給に関する事。
9	児童福祉法第21条の5の29による肢体不自由児通所医療費の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
10	児童福祉法第21条の6による措置に関する事。
11	児童福祉法第24条の3（同条第8項、第10項及び第11項を除く。）による障害児入所給付費の支給の手續に関する事。
12	児童福祉法第24条の6による高額障害児入所給付費の支給に関する事。
13	児童福祉法第24条の7による特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
14	児童福祉法第24条の20による障害児入所医療費の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
15	児童福祉法第24条の26による障害児相談支援給付費（同条第1項、第2項及び第4項に限る。）の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
16	児童福祉法第24条の27による特例障害児相談支援給付費の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
17	児童福祉法第56条による費用の徴収（第27条による障害児入所施設への入所措置並びに指定発達支援医療機関への入院措置に係るものに限る。）に関する事。
18	身体障害者福祉法第18条による措置に関する事。
19	身体障害者福祉法第38条により徴収する費用の額の決定に関する事。

	ること。
20	知的障害者福祉法第15条の4及び第16条による措置に関すること。
21	知的障害者福祉法第27条により徴収する費用の額の決定に関すること。
22	知的障害者福祉法第28条による後見開始の審判等の請求に関すること。
23	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条及び第22条による介護給付費等の支給決定及び支給要否決定等に関すること。
24	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項による申請の受理及び同条第6項による調査嘱託に関すること。
25	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条による障害支援区分の認定に関すること。
26	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条による支給決定の変更に関すること。
27	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関すること。
28	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条による特定障害者特別給付費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
29	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条による特例特定障害者特別給付費の支給に関すること。
30	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の5及び第51条の7による地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定及び給付要否決定等に関すること。
31	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9による地域相談支援給付決定の変更に関すること。

32	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17による計画相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18による特例計画相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
34	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条及び第54条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等に関すること。
35	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条による支給認定の変更に関すること。
36	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条による療養介護医療費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
37	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条による補装具費の支給に関すること。
38	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。
39	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条による地域生活支援事業に係る支給に関すること（登録事業者に対する支出決定に関することを除く。）。
40	その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務処理上の軽易な意思決定に関すること。
41	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例による掛金の徴収に関すること。
42	介護保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証又は受給資格証明書の交付決定に関すること。
43	介護保険に係る要介護認定等に関すること。
44	高額介護サービス費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関すること。

	45	介護保険の負担限度額並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び認定証の交付決定に関する事
	46	介護保険料その他徴収金に係る納入通知書、督促状その他これらに類する文書の発付及び公示送達に関する事
	47	介護保険料その他徴収金に係る徴収嘱託の決定に関する事
	48	介護保険の事務処理上の軽易な事項に係る意思決定に関する事
	49	福祉課の所管に係る社会福祉事務所長委任規則第29号による手数料の免除に関する事
保険年金課長	1	国民健康保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証又は被保険者資格証明書の交付決定に関する事
	2	国民健康保険の一部負担金に係る減免に関する事
	3	国民健康保険の療養費、出産育児一時金及び葬祭費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関する事
	4	国民健康保険の標準負担額の減額に係る申請の受理、認定及び標準負担額減額認定証の交付決定に関する事
	5	国民健康保険の特定疾病に係る申請の受理、認定及び特定疾病療養受療証の交付決定に関する事
	6	国民健康保険料その他徴収金に係る納入通知書、督促状その他これらに類する文書の発付及び公示送達に関する事
	7	国民健康保険料の減額賦課に関する事
	8	国民健康保険料その他徴収金に係る減免（所得激減、事業の休廃止、災害及び給付制限を除く。）に関する事
	9	国民健康保険料その他徴収金に係る徴収嘱託の決定に関する事
	10	国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に係る申請、請求及び届出の受理に関する事
	11	後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る納入通知書、督促状その他これらに類する文書の発付及び公示送達に関する事

	12	後期高齢者医療保険料その他徴収金に係る徴収嘱託の決定に関すること。
	13	後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関すること。
	14	後期高齢者医療被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）の引渡し及び返還の受付に関すること。
	15	国民健康保険、後期高齢者医療及び国民年金の事務処理上の軽易な事項に係る意思決定に関すること。
保健予防課長	1	母子保健法第16条第1項による母子健康手帳の交付決定に関すること。
区民生活課長	1	区役所支所講堂の使用許可に関すること。
	2	戸籍（除かれた戸籍を含む。）の謄本及び抄本の交付に関すること。
	3	戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記載した事項に関する証明に関すること。
	4	戸籍に関する届出、申請等の受理及び発送に関すること。
	5	戸籍の届出を怠った場合における催告及び通知に関すること。
	6	住民基本台帳の閲覧並びに住民票（削除されたものを含む。）及び戸籍の附票の写しの交付に関すること。
	7	住民としての地位の変更に関する届出の受理及び通知に関すること。
	8	個人番号の指定及び通知に関すること。
	9	中長期在留者又は特別永住者に係る住居地の届出の受理に関すること。
	10	特別永住許可申請の受理及び送付並びに許可書の交付に関すること。
	11	特別永住者証明書の交付及び返納の受理に関すること。
	12	転出証明書の交付決定に関すること。
	13	埋火葬許可証の交付決定に関すること。
	14	印鑑登録に係る届出の受理及び印鑑の証明に関すること。

	15	保護者に対する就学予定者の入学期日及び学校指定の通知に関すること。
	16	校長に対する就学児童生徒の氏名及び入学期日の通知に関すること。
	17	保護者に対する学齢児童生徒の出席督促の決定に関すること。
	18	国有農地に係る対価の徴収に関すること(港区役所南陽支所区民生活課長を除く。)
区民福祉課長	1	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第1号による母子家庭自立支援教育訓練給付金及び同条第2号による母子家庭高等職業訓練促進給付金並びに同法第31条の10において読み替えて準用する同法第31条第1号による父子家庭自立支援教育訓練給付金及び同法第31条の10において読み替えて準用する同法第31条第2号による父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給決定に関すること(支出決定に関することを除く。)
	2	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則第6条の5(同令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。)による教育訓練講座の指定に関すること。
	3	子ども・子育て支援法第20条による教育・保育給付認定及び第30条の5による施設等利用給付認定の申請等の受理に関すること。
	4	児童福祉法第21条の5の5及び第21条の5の7(同条第11項、第13項及び第14項を除く。)による障害児通所給付費等の通所給付決定及び通所支給要否決定等に関すること。
	5	児童福祉法第21条の5の6第1項による申請の受理に関すること。
	6	児童福祉法第21条の5の8による通所給付決定の変更に関すること。
	7	児童福祉法第21条の5の12による高額障害児通所給付費の支給に関すること。
	8	児童福祉法第21条の5の29による肢体不自由児通所医療費の支給に関すること(支出決定に関することを除く。)
	9	児童福祉法第21条の6による措置に関すること。

10	児童福祉法第22条による助産の実施及び第23条による母子保護の実施に関すること。
11	児童福祉法第24条による保育の利用に関すること。
12	児童福祉法第24条の3（同条第8項、第10項及び第11項を除く。）による障害児入所給付費の支給の手續に関すること。
13	児童福祉法第24条の6による高額障害児入所給付費の支給に関すること。
14	児童福祉法第24条の7による特定入所障害児食費等給付費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
15	児童福祉法第24条の20による障害児入所医療費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
16	児童福祉法第24条の26による障害児相談支援給付費（同条第1項、第2項及び第4項に限る。）の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
17	児童福祉法第24条の27による特例障害児相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関することを除く。）。
18	児童福祉法第31条第1項による在所期間の延長に関すること。
19	児童福祉法第56条による費用の徴収（第22条による助産の実施及び第27条による乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設への入所措置並びに指定発達支援医療機関への入院措置に係るものに限る。）に関すること。
20	児童扶養手当法による認定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
21	名古屋市ひとり親家庭手当条例による支給決定、改定、支給の制限、支払の差止め及び届出等の受理に関すること。
22	生活保護法第24条第8項による通知に関すること。
23	生活保護法第24条第9項及び第25条第2項による保護の変更に関すること。
24	生活保護法第27条第1項による指導及び指示に関すること。
25	生活保護法第27条の2による相談及び助言に関すること。

26	生活保護法第28条第1項による報告の請求及び検診命令に関すること。
27	生活保護法第28条第2項による報告の請求に関すること。
28	生活保護法第28条第5項による保護の変更に関すること。
29	生活保護法第29条第1項による資料の提供及び報告の請求に関すること。
30	生活保護法第30条から第37条の2までによる保護の実施に関すること。
31	生活保護法第48条第4項による届出の受理に関すること。
32	生活保護法第55条の4第1項による就労自立給付金の支給に関すること。
33	生活保護法第55条の5第1項による進学準備給付金の支給に関すること。
34	生活保護法第55条の6による報告の請求に関すること。
35	生活保護法第62条第3項による保護の変更及び同条第4項による弁明の機会の付与に関すること。
36	生活保護法第63条、第77条及び第77条の2による費用の返還及び徴収に係る決定に関すること。
37	生活保護法第76条第1項による遺留金品の処分に関すること。
38	生活保護法第76条の2による損害賠償の請求に関すること。
39	生活保護法第78条の2第1項及び第2項による徴収に係る決定に関すること。
40	生活保護法第80条による返還の免除に関すること。
41	生活保護法による特別基準に係る費用の認定に関すること。
42	生活保護法による被保護者に対する援護金の支給に関すること。
43	老人福祉法第10条の4第1項第2号及び第3号並びに第11条第1項及び第2項による措置に関すること。
44	老人福祉法第27条第1項による遺留金品の処分に関すること。
45	老人福祉法第28条第1項による費用の徴収に関すること。
46	老人福祉法第32条による後見開始の審判等の請求に関するこ

	と。
47	身体障害者福祉法第18条による措置に関する事。
48	身体障害者福祉法第38条により徴収する費用の額の決定に関する事。
49	知的障害者福祉法第15条の4及び第16条による措置に関する事。
50	知的障害者福祉法第27条により徴収する費用の額の決定に関する事。
51	知的障害者福祉法第28条による後見開始の審判等の請求に関する事。
52	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条及び第22条による介護給付費等の支給決定及び支給要否決定等に関する事。
53	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第1項による申請の受理及び同条第6項による調査嘱託に関する事。
54	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条による障害支援区分の認定に関する事。
55	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条による支給決定の変更に関する事。
56	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第30条による特例介護給付費及び特例訓練等給付費の支給に関する事。
57	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条による特定障害者特別給付費の支給に関する事（支出決定に関する事を除く。）。
58	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第35条による特例特定障害者特別給付費の支給に関する事。
59	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の5及び第51条の7による地域相談支援給付費等の地域相談

	支援給付決定及び給付要否決定等に関すること。
60	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9による地域相談支援給付決定の変更に関すること。
61	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17による計画相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
62	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の18による特例計画相談支援給付費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
63	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条及び第54条による自立支援医療費の支給認定及び支給認定等に関すること。
64	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条による支給認定の変更に関すること。
65	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第70条による療養介護医療費の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
66	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条による補装具費の支給に関すること。
67	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条の2による高額障害福祉サービス等給付費の支給に関すること。
68	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条による地域生活支援事業に係る支給に関すること（登録事業者に対する支出決定に関するものを除く。）。
69	その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る事務処理上の軽易な意思決定に関すること。
70	名古屋市心身障害者扶養共済事業条例による掛金の徴収に関すること。
71	介護保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証又は受給資格証明書の交付決定に関すること。

72	高額介護サービス費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関する事。
73	介護保険の負担限度額並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成に係る申請の受理、認定及び認定証の交付決定に関する事。
74	介護保険料に係る還付に関する文書の発付(納付義務が消滅した場合に限る。)に関する事。
75	国民健康保険料に係る納入通知書その他これに類する文書の発付(窓口において発付する場合に限る。)に関する事。
76	国民健康保険被保険者資格に係る確認及び被保険者証の交付決定に関する事。
77	国民健康保険の療養費、出産育児一時金及び葬祭費その他の給付の申請の受理及びこれらの給付の決定に関する事。
78	国民健康保険の標準負担額の減額に係る申請の受理、認定及び標準負担額減額認定証の交付決定に関する事。
79	国民健康保険の特定疾病に係る申請の受理、認定及び特定疾病療養受療証の交付決定に関する事。
80	国民健康保険料に係る還付に関する文書の発付(納付義務が消滅した場合に限る。)に関する事。
81	国民健康保険料に係る還付の決定(納付義務が消滅した場合に限る。)に関する事。
82	国民健康保険料の減額賦課(申請によるものに限る。)に関する事。
83	国民健康保険料に係る減免(所得激減、事業の休廃止、災害及び給付制限を除く。)に関する事。
84	国民健康保険の一部負担金に係る減免に関する事。
85	後期高齢者医療保険料に係る納付書の発付(窓口において発付する場合に限る。)に関する事。
86	後期高齢者医療被保険者資格の得喪その他に係る申請及び届出の受付に関する事。

	87	後期高齢者医療被保険者証の引渡し及び返還の受付に関する こと。
	88	区民福祉課の所管に係る社会福祉事務所長委任規則第29号によ る手数料の免除に関すること。

別表第4（保健所長の権限に係る代決権限事項）

（令2達26・令3達25・令3達36・令5達19・令5達35・令6達1・令6達
46・一部改正）

保健センター 所長	1	比較的重要な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関す ること。
	2	比較的重要な事項に係る証明に関すること。
	3	法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質 問等の実施に係る重要な事項の決定に関すること。
	4	死体解剖保存法第2条第1項及び第9条による許可に関すること。
	5	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 10条第1項による臨検検査に関すること。
	6	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 11条第2項による改善命令又は措置命令に関すること。
	7	柔道整復師法第22条による改善命令又は措置命令に関するこ と。
	8	食品衛生法第26条第1項（第68条第1項において準用する場合を 含む。）による検査命令に関すること。
	9	食品衛生法第28条（第68条第1項及び第3項において準用する場 合を含む。）による臨検検査に関すること（と畜場、名古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るものを除く。）。
	10	食品衛生法第30条第2項（第68条第1項及び第3項において準用す る場合を含む。）による監視又は指導に関すること（と畜場、名 古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るものを除く。）。
	11	食品衛生法第55条（第68条第1項において準用する場合を含む。） による営業の許可に関すること。
	12	食品衛生法第59条（第68条第1項及び第3項において準用する場

	合を含む。)による行政処分に関すること(と畜場、名古屋市中央卸売市場本場及び同南部市場に係るものを除く。)
13	食品衛生法第60条第1項及び第61条(第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)による行政処分に関すること。
14	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第6 38の項に掲げる愛知県ふぐ取扱い規制条例及び同条例の施行のための愛知県規則に基づく事務に関すること。
15	食品表示法第6条第1項及び第3項による指示並びに同条第5項及び第8項による命令に関すること(食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令第7条第1項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項として内閣府令で定めるものに限る。)
16	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項による適合施設の認定に関すること。
17	公衆浴場法第2条による経営の許可に関すること。
18	公衆浴場法第4条ただし書による営業者に対する患者の入浴の許可に関すること。
19	興行場法第2条による経営の許可に関すること。
20	旅館業法第3条による経営の許可に関すること。
21	旅館業法第3条の2及び第3条の3による承認に関すること。
22	旅館業法第7条の2による措置命令に関すること。
23	理容師法第10条による業務停止に関すること。
24	理容師法第11条の2による検査及び確認に関すること。
25	名古屋市理容師法施行条例第4条第3号による承認に関すること。
26	美容師法第10条による業務停止に関すること。
27	美容師法第12条による検査及び確認に関すること。
28	名古屋市美容師法施行条例第4条第3号による承認に関すること。
29	クリーニング業法第5条の2による検査及び確認に関すること。

30	クリーニング業法第9条による業務停止に関する事。
31	クリーニング業法第10条の2による措置命令に関する事。
32	温泉法第15条第1項による許可に関する事。
33	温泉法第15条第4項において準用する同法第4条第3項による許可の条件の付加及びこれの変更に関する事。
34	温泉法第16条第1項及び第17条第1項による承認に関する事。
35	温泉法第18条第5項による掲示内容の変更命令に関する事。
36	水道法第32条及び第33条による確認に関する事。
37	水道法第36条による改善の指示、勧告及び措置の指示に関する事。
38	水道法第37条による給水停止命令に関する事。
39	愛知県事務処理特例条例により本市が処理することとされた同条例別表第6 37の項に掲げる愛知県プール条例及び同条例施行のための愛知県規則に基づく事務に関する事。
40	浄化槽法第5条による勧告に関する事。
41	浄化槽法第7条の2第2項による勧告及び同条第3項による措置命令に関する事。
42	浄化槽法第12条第1項による勧告並びに同条第2項による改善措置命令及び停止命令に関する事。
43	浄化槽法第12条の2第2項による勧告及び同条第3項による措置命令に関する事。
44	浄化槽法第41条第1項による指示に関する事。
45	浄化槽法附則第11条第2項による勧告及び同条第3項による措置命令に関する事。
46	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条による改善命令、使用停止及び使用制限に関する事。
47	墓地、埋葬等に関する法律第19条による施設の整備改善命令に関する事。
48	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第8条による診察の勧奨に関する事。

49	健康増進法の規定により市長の権限とされた事務に関すること。
50	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第4項（第10項において準用する場合を含む。）において準用する同条第3項及び第15条第14項による通報に関すること。
51	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第8項による命令に関すること。
52	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の3による検体の採取に関すること。
53	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条から第22条まで、第23条及び第24条の2の規定（第26条により準用する場合を含む。）による健康診断、就業制限、入院、移送及び退院に係る事務並びに苦情の処理に関すること。
54	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第26条の3（第44条の3の2第6項及び第50条の3第6項において準用する場合を含む。）から第30条まで、第36条及び第50条の規定による検体の収去及び採取に係る事務、消毒、駆除、物件に係る措置及び死体の移動制限に係る事務に関すること。
55	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項、第2項、第4項及び第5項並びに第50条の2第1項、第2項及び第4項による協力の要請及び食事の提供等に関すること。
56	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第44条の11から第48条まで、第49条及び第49条の2の規定による新感染症に係る検体の採取、健康診断、入院、移送及び退院に係る事務並びに苦情の処理に関すること。
57	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の12第1項による結核登録票の記録に関すること。
58	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の13による精密検査の実施に関すること。
59	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14による指導に関すること。
60	検疫法第22条第3項による措置の実施に関すること。

	61	予防接種法第5条第1項及び第6条第1項から第3項までの規定による予防接種の実施に関すること。
課長	1	定例又は軽易な文書の進達並びに受理及びこれに伴う通知に関すること。
	2	定例又は軽易な事項に係る証明に関すること。
	3	法令又は条例に基づく立入検査、調査、収去、報告の請求及び質問等の実施に係る決定に関すること。
保健管理課長	1	食品衛生法第55条(第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定による営業の許可の更新に関すること。
	2	狂犬病予防法第4条による犬の登録に関すること。
環境業務課長	1	浄化槽法第7条の2第1項、第12条第1項、第12条の2第1項及び附則第11条第1項による指導及び助言に関すること。
	2	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第13条による説明又は資料の提出の要求に関すること。
	3	墓地、埋葬等に関する法律第5条による改葬の許可に関すること。
	4	墓地、埋葬等に関する法律第8条による改葬許可証の交付に関すること。
健康安全課長	1	食品衛生法第55条(第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定による営業の許可の更新に関すること。
	2	狂犬病予防法第4条による犬の登録に関すること。
	3	墓地、埋葬等に関する法律第5条による改葬の許可に関すること。
	4	墓地、埋葬等に関する法律第8条による改葬許可証の交付に関すること。

(2) 区 長 委 任 規 則

(昭和25年8月19日規則第52号)

1 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づく市長の権限に属する事務の一部の委任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 区長に委任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1)から(4)まで 削除

(5) 使用料、手数料（区役所区政部市民課の職員又は区役所支所長等が補助執行する他区の区長の権限に属する事務に係るものを含む。）及び過料の徴収等に関すること。

(6) 削除

(7) 他の官公署の嘱託にかかわる公課その他の徴収に関すること。

(8) 区役所において支払った過払誤払、その他返納金等の収納に関すること。

(9) 区役所において収入した過納又は誤納金等の充当又は還付に関すること。

(10) 水難救護法の事務に関すること。

(11)及び(12) 削除

(13) 諸証明、閲覧及び奥書証印に関すること。

(14) 墓地、埋葬等に関する法律による埋火葬の許可及び引取者のない死体の埋葬又は火葬に関すること。

(15) 受益者負担金徴収に関すること。

(16) 物品会計に関すること。

(17) 住宅組合法に関すること。

(18) 道路運送車両法第34条による自動車の臨時運行の許可に関すること。

(19) 自衛官の募集に関すること。

(20) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条の規定による被害農林漁業者及び特別被害農林漁業者並びにこれらの損失額の認定に関すること。

(21) 国民健康保険の被保険者資格、被保険者証、保険給付（療養の給付、入院時食事療養費及び入院時生活療養費（標準負担額減額差額に係るものを除く。）、保険外併用療養費、療養費（治療用装具に係るものを除く。）、訪問看護療養費及び移送費の支給の審査を除く。）、保険料の賦課徴収その他の同保険実施のための事務（保険

給付に係る損害賠償の請求、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者への支払及び柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術に係る療養費の支給の事務を除く。) に関する事

(21)の2 後期高齢者医療保険料の徴収(特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。)、後期高齢者医療に係る申請及び届出の受付、後期高齢者医療被保険者証の引渡しその他の同医療実施のための事務に関する事

(22) 国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金実施のための事務に関する事

(23) 区役所講堂の使用許可及び使用料の免除に関する事

(23)の2 区役所支所講堂の使用許可及び使用料の免除に関する事(西区長に限る。)

(23)の3 区所管の行政財産の使用許可及び使用料の減免に関する事(前2号に規定するものを除く。)

(24) 安心・安全・快適まちづくり活動補助金の交付(安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第5条第1項により整備する組織への交付に係るものを除く。)に関する事

(25) 安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第10条第1項による指導及び助言並びに同条第2項による勧告に関する事

(26) 地縁による団体の認可に関する事

(26)の2 名古屋市コミュニティセンター条例施行細則第6条第1項によるコミュニティセンターの管理に関する協定の締結に関する事

(26)の3 子ども・子育て支援法による教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定並びに特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育及び特例保育に係る利用者負担額等の決定及び徴収(特定保育所における保育に係るものに限る。)に関する事

(27) 介護保険の被保険者資格、被保険者証、保険給付、保険料の賦課徴収その他の同保険実施のための事務(保険給付に係る損害賠償の請求、要介護認定等(要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定、要支援認定、要支援更新認定及び要支援状態区分の変更の認定をいう。以下同じ。))、要介護認定等に係る訪問調査の委託、主治の医師に対する意見書料の支払(愛知県国民健康保険団体連合会への支

払の委託に係るものに限る。)、保険給付、第1号事業に要した費用並びに認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の居住費の助成費(介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者への支払に係るものに限る。)の支払、介護保険法により指定する事業者、介護保険施設及び指定特別給付事業者の指定又は許可等並びに特別徴収の保険料に係る特別徴収義務者への通知及び過誤納金の還付の事務を除く。)に関する事。

(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害支援区分の認定、介護給付費等の支給決定、地域相談支援給付費等の地域相談支援給付決定、自立支援医療費(育成医療に係るものを除く。)の支給認定(精神保健福祉センターに係るものを除く。)、自立支援給付その他の同法実施のための事務(障害支援区分の認定に係る訪問調査の委託、自立支援給付等に係る指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関への支払、指定事業者等、指定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関に対する報告の命令等並びに指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関の指定等に係るものを除く。)に関する事。

(29) 児童福祉法による障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の通所給付決定、障害児入所給付費の入所給付決定、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児入所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)の申請の受付及び支払その他の給付事務(指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に対する障害児通所給付費等の支払に係るものを除く。)に関する事。

(30) 母子保健法による妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付及び低体重児出生の届出の受理に関する事。

附 則 (略)

(3) 名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則
(平成12年3月31日教育委員会規則第4号)

名古屋市教育委員会の区長に対する事務委任規則(昭和28年名古屋市教育委員会規則第6号)の全部を改正する。

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、この規則を制定する。

第2条 次に掲げる事務は、これを区長に委任する。

- (1) 学齢児童及び学齢生徒の就学に関する事。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に規定する事務を除く。
- (2) 社会教育に必要な援助その他社会教育に関する事業の実施に関する事。ただし、学校その他の教育機関が行う事業に係る事務を除く。
- (3) 選挙に関する法令又は規定に基づく学校施設の使用及び公営の実施に関する事。

附 則 (略)

(4) 社会福祉事務所長委任規則

(昭和40年3月27日規則第26号)

社会福祉事務所長委任規則（昭和31年名古屋市規則第51号）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、次に掲げる事務は、社会福祉事務所長に委任する。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第24条から第29条まで、第30条から第37条の2まで及び第62条第3項による保護の決定、実施、変更、停止及び廃止並びに同条第4項による弁明の機会の付与に関すること。
- (2) 生活保護法第48条第4項による届出の受理に関すること。
- (2)の2 生活保護法第55条の4第1項による就労自立給付金の支給に関すること。
- (2)の3 生活保護法第55条の5第1項による進学準備給付金の支給に関すること。
- (2)の4 生活保護法第55条の6による報告の請求に関すること。
- (3) 生活保護法第63条及び第77条から第78条の2までによる費用等の返還及び徴収に関すること。
- (4) 生活保護法第76条第1項及び生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条による遺留金品の処分に関すること。
- (4)の2 生活保護法第76条の2による損害賠償の請求に関すること。
- (5) 生活保護法第80条による返還の免除に関すること。
- (6) 生活保護法第81条による後見人選任請求に関すること。
- (6)の2 生活保護法による被保護者に対する援護金の支給に関すること。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の6による措置に関すること。
- (8) 児童福祉法第22条による助産の実施に関すること。
- (8)の2 児童福祉法第23条による母子保護の実施に関すること。
- (8)の3 児童福祉法第24条による保育の利用に関すること。
- (8)の4 児童福祉法第25条第1項による通告の受付に関すること。
- (8)の5 児童福祉法第25条の6による児童の状況の把握に関すること。
- (8)の6 児童福祉法第25条の7第1項による措置に関すること。
- (8)の7 児童福祉法第30条第3項による児童の相談に関すること。
- (8)の8 児童福祉法第31条第1項による在所期間の延長に関すること。
- (9) 児童福祉法第56条による費用の徴収（第27条による措置に係るものに限る。）に関すること。

ること。

- (9)の2 児童福祉法第56条による助産の実施に係る費用の額の決定及び徴収に関すること。
- (9)の3 児童福祉法第56条第2項による費用（第51条第4号及び第5号に規定する費用に限る。）の額の決定及び徴収に関すること。
- (9)の4 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）による改正前の児童福祉法第56条による保育所における保育を行うことに係る費用の徴収（市立の保育所に係る徴収を除く。）に関すること。
- (9)の5 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第6条第1項による通告の受付に関すること。
- (9)の6 児童虐待の防止等に関する法律第8条第1項による児童の安全確認に関すること。
- (10) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条第1号による母子家庭自立支援教育訓練給付金及び同条第2号による母子家庭高等職業訓練促進給付金並びに同法第31条の10において読み替えて準用する同法第31条第1号による父子家庭自立支援教育訓練給付金及び同法第31条の10において読み替えて準用する同法第31条第2号による父子家庭高等職業訓練促進給付金等の支給に関すること（支出決定に関するものを除く。）。
- (10)の2 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）第6条の5（同令第6条の17の7において読み替えて準用する場合を含む。）による教育訓練講座の指定に関すること。
- (11) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号及び第3号並びに第11条第1項及び第2項による措置に関すること。
- (12) 老人福祉法による養護受託者の認定及び登録に関すること。
- (13) 老人福祉法第27条第1項による遺留金品の処分に関すること。
- (14) 老人福祉法第28条第1項による費用の徴収に関すること。
- (14)の2 老人福祉法第32条による後見開始の審判等の請求に関すること。
- (14)の3 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第7条第1項及び第2項による通報に関すること。
- (14)の4 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第9条第1項による届出の受理及び措置に関すること。
- (14)の5 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条第1項によ

る立入調査に関する事。

- (15) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条による措置に関する事。
- (16)から(18)まで 削除
- (19) 身体障害者福祉法第23条による売店の設置等に関する協議等に関する事。
- (20) 身体障害者福祉法第38条により徴収する費用の額の決定及び徴収に関する事。
- (21) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の3第2項、第15条の4並びに第16条第1項及び第2項による措置に関する事。
- (22) 知的障害者福祉法による職親の認定及び登録に関する事。
- (23) 知的障害者福祉法第27条により徴収する費用の額の決定及び徴収に関する事。
- (23)の2 知的障害者福祉法第28条による後見開始の審判等の請求に関する事。
- (24) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に関する事（支出決定及び不正利得金の徴収に関する事を除く。）。
- (24)の2 名古屋市ひとり親家庭手当条例（平成18年名古屋市条例第16号）によるひとり親家庭手当に関する事（支出決定及び不正利得金の徴収に関する事を除く。）。
- (25) 削除
- (26) 名古屋市心身障害者扶養共済事業条例（昭和45年名古屋市条例第50号）による掛金の徴収に関する事。
- (27) 配当予算の執行に関する事。
- (27)の2 身体障害者自動車運転免許取得補助金及び身体障害者自動車改造補助金の交付に関する事。
- (28) 社会福祉事務所の所管事項に係る証明に関する事。
 - (29) 前号の証明の手数料に係る名古屋市手数料条例（昭和26年名古屋市条例第53号）第6条による免除に関する事。附 則（略）

(5) 名古屋市社会福祉事務所処務規程
(平成3年4月1日達第18号)

名古屋市社会福祉事務所処務規程(昭和25年名古屋市達第17号)の全部を改正する。

第1条 社会福祉事務所は、当該社会福祉事務所の所管区域を所管区域とする区役所に属し、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 生活保護法に関すること。
- (2) 老人福祉法に関すること。
- (3) 児童福祉法に関すること。
- (4) 身体障害者福祉法に関すること。
- (5) 知的障害者福祉法に関すること。
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
- (7) 児童扶養手当法に関すること。
- (8) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に関すること。
- (9) 児童手当(名古屋市職員並びに小規模住居型児童養育事業を行う者及び障害児入所施設等の設置者に係るものを除く。)に関すること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律による被害者の自立支援に関すること。
- (11) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (12) その他社会福祉事業に関すること。

2 社会福祉事務所支所は、当該社会福祉事務所支所の所管区域を所管区域とする区役所支所に属し、前項第1号から第10号まで及び第12号に掲げる事務をつかさどる。

第2条 社会福祉事務所に所長及びその補助組織を、社会福祉事務所支所に支所長及びその補助組織を設ける。

2 所長は、区長の職にある者を、支所長は、区役所支所長の職にある者をもって充てる。

3 所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、区役所の保健福祉センター福祉部長がその職務を代理する。

第3条 前条第1項の補助組織は、社会福祉事務所にあつては区役所の保健福祉センター福祉部(保険年金課を除く。)を、社会福祉事務所支所にあつては区役所支所の区民福祉課をもって充てる。ただし、区役所の企画経理室の職員は、予算の執行に関する事務を補助執行するものとする。

附 則(略)

(6) 区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの
推進に関する規則（昭和58年4月15日規則第61号）

(目的)

第1条 区の所管区域内の事務事業（以下「事務事業」という。）の計画及び実施に関し、区役所、局、事務所及び事業所相互の連絡調整を円滑にして区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりを推進し、もって市民の福祉の増進と行政効果の向上に資することを目的とする。

(区における総合行政の推進)

第2条 区長は、区民の区政への参画を推進し、区政の総合的な企画及び局、事務所若しくは事業所（以下「事務所等」という。）又は関係機関との調整を行うことにより総合行政の推進を図らなければならない。

2 区民会議、区政推進会議その他区政に関し区を単位に設置されている会議、協議会等は、区における総合行政の推進に資するように運営されなければならない。

3 局長は、区における総合行政の推進に協力しなければならない。

(区の特性に応じたまちづくり)

第3条 区長は、区民の区政への参画及び歴史、風土等の区の特性に応じたまちづくりを推進するものとする。

(計画への参画)

第4条 局長は、基本計画、短期計画その他主要な事務事業の計画を策定するに当たっては、関係区長から意見を聴取し、その反映に努めるものとする。

(予算の要望)

第5条 区長は、地域的な課題に対応するため必要な事務事業について、その予算化を要望することができる。

2 局長は、区長からの要望について留意し、その実現に努めるものとする。

(協議)

第6条 局長は、毎年度、事務事業の計画を策定するに当たっては、あらかじめ、関係区長に説明するとともに、その事務事業を実施するに当たっては、関係区長と連絡又は協議をするものとする。この場合において、局長は、区長に対し、必要な資料及び情報を提供し、会議への出席を求める等区長の意見が十分に反映されるよう配慮するものとする。

2 区長は、事務事業について、必要があると認めるときは、関係局長に協議を求めること

ができる。

(説明要求等)

第7条 区長は、事務事業について、関係局長又は事務所等の長（以下「関係局長等」という。）に対し、資料の提出若しくは説明を求め、又は意見を述べることができる。

(スポーツ市民局長の調整措置)

第8条 スポーツ市民局長は、区における総合行政の推進を図るため、特に必要があると認めるとき、又は関係区長若しくは局長より要請のあったときは、助言、提案等の調整措置を講ずることができる。

(要請及び指示)

第9条 区長は、住民の苦情若しくは要望の処理に関し特に必要があり、かつ、緊急を要すると認めるとき、又は区政推進会議において必要と認めたときは、関係局長等に必要な要請若しくは事務所等の長に指示を行い、又は関係局長等とチームを編成することができる。

(区長の要請又は指示に対する措置)

第10条 前条の要請を受けた関係局長等又は指示を受けた事務所等の長は、速やかに必要な措置を講じ、その結果を区長に通知しなければならない。

(地域の課題の把握及び対応)

第11条 区長は、区における総合行政の推進に当たっては、区役所の職員に担当の地域を割り当てる地域担当制等多様な手段により地域の課題や意向を把握し、その対応に努めるものとする。

(区民会議)

第12条 区長は、区民の区政への参画を推進し、区の将来の方向性等に関し意見を聴取するため、区民会議を開催するものとする。

(区政推進会議)

第13条 区における総合行政の推進を図るため、各区に区政推進会議を置く。

2 区政推進会議は、区長及び次に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 環境事業所長
- (2) 土木事務所長
- (3) 消防署長
- (4) その他区長が必要と認める者

3 区政推進会議は、区長が主宰する。

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（略）

(7) 区における総合行政及び区の特性に応じた
まちづくりの推進に関する実施細目の制定について(依命通達)
(昭和58年4月30日58依命通達第5号)

昭和58年4月15日付けで区における総合行政の推進に関する規則(昭和58年名古屋市規則第61号)が公布された。このことに伴い、区における総合行政の推進に関する実施細目が次のように定められたので、的確に処理されたい。

このことを命により通知する。

区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する実施細目

第1章 総則

(趣旨)

第1 この実施細目は、区における総合行政及び区の特性に応じたまちづくりの推進に関する規則(昭和58年名古屋市規則第61号。以下「規則」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2 規則第1条に規定する「局」とは、名古屋市事務分掌条例(昭和22年名古屋市条例第16号)第1条の局及び室、会計室、上下水道局、交通局、消防局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、教育委員会事務局並びに市会事務局をいう。

2 規則第1条、第2条及び第6条に規定する「事務所」及び「事業所」とは、前項に規定する局の公所をいう。

3 規則第2条以下に規定する「局長」とは、第1項に規定する局の長をいう。

第2章 区民会議

(聴取事項)

第3 区長は、区民会議において、次の事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 区の将来の方向性に関すること。
- (2) 区政運営方針に関すること。
- (3) 区まちづくり基金による事業に関すること。
- (4) その他区政全般に関し、区長が必要と認めること。

(会議)

第4 区民会議は、原則として毎年度1回以上開催するものとする。

2 区民会議は、区長が招集する。

(出席の要請)

第5 区長は、必要があると認めるときは、区民会議に区政に関係がある者等の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(聴取事項の尊重)

第6 区長は、区民会議において意見を聴取した事項については、その内容を尊重するものとする。

(庶務)

第7 区民会議の庶務は、企画経理課において処理する。

(委任)

第8 この章に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

第3章 区政推進会議

(協議事項)

第9 区政推進会議は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 区における事務事業の計画及び実施並びにこれらの調整に関すること。
- (2) 住民の苦情又は要望の処理の調整に関すること。
- (3) 広報広聴に関すること。
- (4) 地域活動の振興に関すること。
- (5) その他区長が必要と認めること。

(区政推進会議)

第10 区政推進会議は、原則として毎月1回開催するものとする。

2 区政推進会議は、区長が招集する。

(部会)

第11 区政推進会議に、特定の事項を協議するため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき構成員は、区長が指名する。

3 部会は、区長が招集する。

(出席の要請)

第12 区長は、必要があると認めるときは、区政推進会議又は部会に、協議事項に関係のある局又は区の職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第13 区長は、必要があると認めるときは、協議事項に関係のある国、県等の出先機関の長又は区内の公共的団体の長に対し、区政推進会議又は部会への出席を要請することができる。

(協議事項の尊重)

第14 区政推進会議の構成員は、区政推進会議及び部会において協議が整った事項については、その調整の結果を尊重して、それぞれ所管する事務事業を処理するものとする。

(幹事会)

第15 区政推進会議に協議事項を整理するため幹事会を置く。

2 幹事会は、次の各号に掲げる職にある者をもって構成する。

(1) 企画経理課長

(2) 区政推進会議の構成員の属する公所の庶務担当課長

(3) その他区長が必要と認める者

3 幹事会は、区長が招集する。

(庶務)

第16 区政推進会議の庶務は、企画経理課において処理する。

(委任)

第17 この章に定めるもののほか、区政推進会議の運営に関し必要な事項は、区長が区政推進会議に諮って定める。

附 則 (略)

(8) 区役所講堂及び区役所支所講堂使用規則

(昭和44年8月16日規則第71号)

(趣旨)

第1条 この規則は、法令及び条例に定めるもののほか、区役所講堂及び区役所支所講堂(以下「講堂」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(使用の範囲)

第2条 講堂は、市民の集会その他各種行事を行なう者に対して、区行政遂行に支障のない範囲において使用させるものとする。

(使用の許可)

第3条 講堂を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 次の各号の一に該当する場合には、使用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 営利を目的とすると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他市長が不適當と認めるとき。

第4条 第3条第1項の許可を受けようとする者は、区役所講堂及び区役所支所講堂使用申込書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、行事の内容及び進行予定時間を記載した行事計画書を添付しなければならない。

3 第1項の規定による使用許可の申請は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の属する月の前3月の初日から使用日前2週間までの間に行なわなければならない。ただし、市長が特に必要な事由があると認めた場合は、この限りでない。

4 使用許可は、区役所講堂及び区役所支所講堂使用許可書(第2号様式)を交付することによって行うものとする。

(使用許可の取消等)

第5条 講堂の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号の一に該当するときは、市長は使用許可の条件を変更し、その使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) この規則又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (2) 第3条第2項各号の一に該当することが明らかとなったとき。

2 市長において緊急やむを得ない行政目的に使用する必要が生じたときは、使用の許可を取り消すことができる。

(使用日及び使用時間)

第6条 12月26日から翌年の1月5日までの間は、講堂を使用させない。

2 講堂を使用することができる時間は、別表1のとおりとする。

(使用料)

第7条 講堂及び附属設備の使用料は、別表2及び別表3のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用日前10日までに納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全額を還付する。

(1) 使用者の責に帰することのできない事由によって使用できなくなったとき。

(2) 使用者が使用日前7日までに使用許可の取消しを申し出たとき。

(使用料の免除)

第8条 市又は市の機関が主催し、又は他の団体と共催する行事に使用するときは、前条第1項に規定する使用料を免除する。

2 前項の規定により免除を受けようとする者は、区役所講堂及び区役所支所講堂使用料免除申請書(第3号様式)を区役所講堂及び区役所支所講堂使用申込書に添えて市長に提出しなければならない。

附 則 (略)

別表1

使用区分	時間
午前	午前9時から午後0時30分(中区の講堂にあつては正午)まで
午後	午後1時から午後4時30分まで
午前午後	午前9時から午後4時30分まで
夜間	午後5時から午後8時30分(中区の講堂にあつては午後9時)まで
午後夜間	午後1時から午後8時30分(中区の講堂にあつては午後9時)まで
1日	午前9時から午後8時30分(中区の講堂にあつては午後9時)まで

別表2

使用区分	講堂の使用料の額		
	第1種	第2種	冷暖房加算料

午前	30,000円	4,200円	1,300円
午後	35,000	4,200	1,300
午前午後	58,500	8,400	2,600
夜間	40,000	6,700	1,300
午後夜間	67,500	10,900	2,600
1日	84,000	13,500	3,900

備考

講堂の使用料の額の区分は、次のとおりとする。

第1種 中区の講堂

第2種 千種区、東区、北区、西区、中村区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、守山区、緑区、名東区及び天白区の講堂並びに西区役所山田支所講堂

冷暖房加算料 夏期において冷房を行い、又は冬期において暖房を行った場合に徴収する。ただし、中区の講堂を除く。

別表 3

分類	附属設備の名称	単位	使用料の額	備考
楽器	グランドピアノ	1台	2,000円	調律は、使用者の負担とする。
	たて型ピアノ	1台	1,000	調律は、使用者の負担とする。
音響設備	マイクロホン	1本	300	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	500	
	テープレコーダー	1台	300	
	レコードプレーヤー	1台	300	
照明設備	照明装置	1式	1,000	ボーダーライト 1式 フットライト 1式 ホリゾンライト 1式 シーリングスポットライト 1式 サスペンションスポットライト 1式
	スポットライト	1台	200	
	ピンスポットライト	1台	500	

映写設備	16ミリ映写機（中区の講堂に限る。）	1式	2,000	スクリーン付 映写技術者は、使用者の負担とする。
	スクリーン	1式	500	
その他の設備	金びょうぶ	1双	400	
備考				
<p>使用料の額は、午前、午後又は夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額、午前午後又は午後夜間のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表の額に2を乗じて得た額、1日の区分による使用にあつてはこの表の額に3を乗じて得た額とする。</p>				

第1号様式

区役所講堂及び区役所支所講堂使用申込書 年 月 日					
(宛先)名古屋市 区長 (申込者)住所(団体の場合は所在地) (ふりがな) 氏 名(団体の場合は名称及び代表者氏名) 生年月日(団体の場合は代表者の生年月日) 電話 —					
区役所講堂 区役所支所講堂を使用したいので、次のとおり申込みます。					
使用日時	年 月 日 (曜日)		時	分から 分まで	
使用目的	行事名				
講堂使用当日 責任者(氏名)	入場予 定人員		名	入場料又は会費 の徴収の有無	有・無 (円)
※ 使用料合計	円 年 月 日収納		※ 講堂使用料		円
			※ 附属設備使用料		円
			※ 冷暖房加算料		円
講堂 附属設備 の使用 区分					

- (注) 1 入場料又は会費の徴収の有無の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 ※欄は、記入しないでください。
 3 暴力団の活動に使用されることにより当該暴力団の利益になると認めるときは、使用許可をせず、又は既になした使用許可の取消し等を行います。なお、その判断をするに当たっては、暴力団員であるかどうか等について、愛知県警察本部長の意見を聴くことがあります。

第2号様式

(表)

指令 第 号			
区役所講堂及び区役所支所講堂使用許可書			
住 所			
氏 名			
年 月 日申込みのありました講堂の使用については、裏面の条件を付けて許可します。			
年 月 日			
名古屋市 区長 印			
使 用 日 時	年 月 日 (曜日)	時 時	分から 分まで
使 用 目 的		行事名	
講堂使用当日 責任者(氏名)			
使 用 料 合 計	円	講 堂 使 用 料	円
		附 属 設 備 使 用 料	円
		冷 暖 房 加 算 料	円
そ の 他			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

使用許可の条件

(裏)

(使用許可の取消など)

第1 次の場合は、使用許可の条件の変更や使用の停止をしたり、使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 区役所講堂及び区役所支所講堂使用規則やこれに基づく指示に違反したとき。
- (2) 公安又は風俗を害するおそれがあることが明らかとなったとき。
- (3) 営利を目的とすることが明らかとなったとき。
- (4) 管理上支障があることが明らかとなったとき。
- (5) その他区長が不相当と認めるに至ったとき。

2 緊急やむを得ない行政目的に使用する必要が起きたときは、使用の許可を取り消すことがあります。

(使用料)

第2 使用料は、使用日の前日から数えて10日前までに納めてください。

2 納めていただいた使用料は、次の場合を除いて、お返しできません。

- (1) 使用許可を受けた方(以下「使用者」といいます。)の責任ではない理由によって使用できなくなったとき。
- (2) 使用者が使用日の前日から数えて7日前までに使用許可の取消しを申し出たとき。

(使用権の譲渡などの禁止)

第3 使用者は、使用の権利を譲渡したり、転貸してはいけません。

(禁止行為)

第4 講堂では、次の行為をしてはいけません。

- (1) 決められた場所以外で喫煙したり、その他火気を使用すること。
- (2) 許可を受けずに飲食したり、物品を販売すること。
- (3) 使用を許可されていない部屋や附属設備を使用すること。
- (4) でい酔者や伝染性疾患のある方が入場すること。
- (5) ペットなどの動物を伴って入場すること。
- (6) 騒音や大声を出したり、暴力を振るうなど、他人に迷惑をかける行為をすること。
- (7) 入場定員を超えて入場させること。

2 区役所及び区役所支所の庁舎や敷地内では、区長の許可を受けずに、立札を立てたり、ポスター、はり紙などを掲示してはいけません。

(会場の設営、片付けなど)

第5 会場の設営にあたっては、係員の指示に従ってください。

2 使用後は係員に連絡し、講堂や使用した附属設備を速やかに元通りにしてください。使用の停止や使用許可の取消を受けた場合も同様です。

3 使用後の講堂や附属設備の清掃などは、係員の指示に従い、使用者の責任で行ってください。

(使用時間)

第6 許可された使用時間には、準備から片付け、清掃までの時間を含みますので、これらの作業を含めて時間内に終了してください。

(損害賠償)

第7 講堂の施設や附属設備などを壊したり、亡くしたりした場合は、損害の賠償をしていただきます。

(係員の入場)

第8 職務上の必要があるときは、係員が使用中の講堂に入ることがあります。

(使用者の特別の設備)

第9 使用者が特別の設備をするときは、区長の許可を受けてください。

第3号様式

<p>区役所講堂及び区役所支所講堂使用料免除申請書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(あて先)名古屋市 区長</p>	
<p>(申請者)住 所 (団体の場合は所在地)</p>	
<p>氏 名 (団体の場合は名称及び代表者氏名)</p>	
<p>次のとおり使用料の免除を申請します。</p>	
<p>使 用 年 月 日</p>	
<p>行 事 名</p>	
<p>免除を受けようとする理由</p>	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

6 政令指定都市の概要

(1) 区役所所在地等

(令和6年4月1日現在)

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
札幌市 (10区・ 2出張所) (人口: 1,965,305人) ※2	札幌市役所	昭和47年4月1日	中央区北1条西2丁目1番地	060-8611	(011)211-2111
	中央区役所	昭和47年4月1日	中央区大通西2丁目9番地	060-8612	231-2400
	北区役所	昭和47年4月1日	北区北24条西6丁目1番1号	001-8612	757-2400
	篠路出張所	-	北区篠路4条7丁目2番40号	002-8024	771-2231
	東区役所	昭和47年4月1日	東区北11条東7丁目1番1号	065-8612	741-2400
	白石区役所	昭和47年4月1日	白石区南郷通1丁目南8番1号	003-8612	861-2400
	厚別区役所	平成元年11月6日	厚別区厚別中央1条5丁目3番2号	004-8612	895-2400
	豊平区役所	昭和47年4月1日	豊平区平岸6条10丁目1番1号	062-8612	822-2400
	清田区役所	平成9年11月4日	清田区平岡1条1丁目2番1号	004-8613	889-2400
	南区役所	昭和47年4月1日	南区真駒内幸町2丁目2番1号	005-8612	582-2400
	定山溪出張所	-	南区定山溪温泉東4丁目315番地4	061-2302	598-2191
西区役所	昭和47年4月1日	西区琴似2条7丁目1番1号	063-8612	641-2400	
手稲区役所	平成元年11月6日	手稲区前田1条11丁目1番10号	006-8612	681-2400	
仙台市 (5区・ 2総合支所) (人口: 1,092,708人) ※2	仙台市役所	平成元年4月1日	青葉区国分町三丁目7番1号	980-8671	(022)261-1111
	青葉区役所	平成元年4月1日	青葉区上杉一丁目5番1号	980-8701	225-7211
	宮城総合支所	-	青葉区下愛子字観音堂5番地	989-3125	392-2111
	宮城野区役所	平成元年4月1日	宮城野区五輪二丁目12番35号	983-8601	291-2111
	若林区役所	平成元年4月1日	若林区保春院前丁3番地の1	984-8601	282-1111
	太白区役所	平成元年4月1日	太白区長町南三丁目1番15号	982-8601	247-1111
秋保総合支所	-	太白区秋保町長袋字大原45番地の1	982-0243	399-2111	
泉区役所	平成元年4月1日	泉区泉中央二丁目1番地の1	981-3189	372-3111	
さいたま市 (10区) (人口: 1,347,547人) ※2	さいたま市役所	平成15年4月1日	浦和区常盤六丁目4番4号	330-9588	(048)829-1111
	西区役所	平成15年4月1日	西区西大宮三丁目4番地2	331-8587	622-1111
	北区役所	平成15年4月1日	北区宮原町一丁目852番地1	331-8586	653-1111
	大宮区役所	平成15年4月1日	大宮区吉敷町一丁目124番地1	330-8501	657-0111
	見沼区役所	平成15年4月1日	見沼区堀崎町12番地36	337-8586	687-1111
	中央区役所	平成15年4月1日	中央区下落合五丁目7番10号	338-8686	856-1111
	桜区役所	平成15年4月1日	桜区道場四丁目3番1号	338-8586	858-1111
	浦和区役所	平成15年4月1日	浦和区常盤六丁目4番4号	330-9586	825-1111
	南区役所	平成15年4月1日	南区別所七丁目20番1号	336-8586	838-1111
緑区役所	平成15年4月1日	緑区中尾975番地1	336-8587	874-1111	
岩槻区役所	平成17年4月1日	岩槻区本町三丁目2番5号	339-8585	790-0111	
千葉市 (6区) (人口: 981,909人) ※2	千葉市役所	平成4年4月1日	中央区千葉港1番1号	260-8722	(043)245-5111
	中央区役所	平成4年4月1日	中央区中央4丁目5番1号	260-8733	221-2111
	花見川区役所	平成4年4月1日	花見川区瑞徳1丁目1番地	262-8733	275-6111
	稲毛区役所	平成4年4月1日	稲毛区穴川4丁目12番1号	263-8733	284-6111
	若葉区役所	平成4年4月1日	若葉区桜木北2丁目1番1号	264-8733	233-8111
	緑区役所	平成4年4月1日	緑区おゆみ野3丁目15番地3	266-8733	292-8111
美浜区役所	平成4年4月1日	美浜区真砂5丁目15番1号	261-8733	270-3111	
川崎市 (7区・2支所 ・4出張所) (人口: 1,548,254人) ※2	川崎市役所	昭和47年4月1日	川崎市宮本町1番地	210-8577	(044)200-2111
	川崎区役所	昭和47年4月1日	川崎区東田町8番地	210-8570	201-3113
	大師支所	-	川崎区東門前2丁目1番1号	210-0812	271-0130
	田島支所	-	川崎区鋼管通2丁目3番7号	210-0852	322-1960
	幸区役所	昭和47年4月1日	幸区戸手本町1丁目11番地1	212-8570	556-6666
	日吉出張所	-	幸区南加瀬1丁目7番17号	212-0055	599-1121
	中原区役所	昭和47年4月1日	中原区小杉町3丁目245番地	211-8570	744-3113
	高津区役所	昭和47年4月1日	高津区下作延2丁目8番1号	213-8570	861-3113
	橋出張所	-	高津区千年1362番地1	213-0022	777-2355
	宮前区役所	昭和57年7月1日	宮前区宮前平2丁目20番地5	216-8570	856-3113
	向丘出張所	-	宮前区平1丁目1番10号	216-0022	866-6461
	多摩区役所	昭和47年4月1日	多摩区登戸1775番地1	214-8570	935-3113
	生田出張所	-	多摩区生田7丁目16番1号	214-0038	933-7111
麻生区役所	昭和57年7月1日	麻生区万福寺1丁目5番1号	215-8570	965-5100	

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
横浜市 (18区) (人口: 3,767,635人) ※2	横浜市役所	昭和31年9月1日	中区本町6丁目50番地の10	231-0005	(045)671-2121
	鶴見区役所	昭和2年10月1日	鶴見区鶴見中央三丁目20番1号	230-0051	510-1818
	神奈川区役所	昭和2年10月1日	神奈川区広台太田町3番地8	221-0824	411-7171
	西区役所	昭和19年4月1日	西区中央一丁目5番10号	220-0051	320-8484
	中区役所	昭和2年10月1日	中区日本大通35番地	231-0021	224-8181
	南区役所	昭和18年12月1日	南区浦舟町二丁目33番地	232-0024	341-1212
	港南区役所	昭和44年10月1日	港南区港南四丁目2番10号	233-0003	847-8484
	保土ヶ谷区役所	昭和2年10月1日	保土ヶ谷区川辺町2番地9	240-0001	334-6262
	旭区役所	昭和44年10月1日	旭区鶴ヶ峰一丁目4番地12	241-0022	954-6161
	磯子区役所	昭和2年10月1日	磯子区磯子三丁目5番1号	235-0016	750-2323
	金沢区役所	昭和23年5月15日	金沢区泥亀二丁目9番1号	236-0021	788-7878
	港北区役所	昭和14年4月1日	港北区大豆戸町26番地1	222-0032	540-2323
	緑区役所	昭和44年10月1日	緑区寺山町118番地	226-0013	930-2323
	青葉区役所	平成6年11月6日	青葉区市ヶ尾町31番地4	225-0024	978-2323
	都筑区役所	平成6年11月6日	都筑区茅ヶ崎中央32番1号	224-0032	948-2323
戸塚区役所	昭和14年4月1日	戸塚区戸塚町16番地17	244-0003	866-8484	
栄区役所	昭和61年11月3日	栄区桂町303番地19	247-0005	894-8181	
泉区役所	昭和61年11月3日	泉区和泉中央北五丁目1番1号	245-0024	800-2323	
瀬谷区役所	昭和44年10月1日	瀬谷区二ツ橋町190番地	246-0021	367-5656	
相模原市 (3区) (人口:723,435人) ※2	相模原市役所	平成22年4月1日	中央区中央二丁目11番15号	252-5277	(042)754-1111
	緑区役所	平成22年4月1日	緑区西橋本五丁目3番21号	252-5177	775-8802
	中央区役所	平成22年4月1日	中央区中央二丁目11番15号	252-5277	769-9802
	南区役所	平成22年4月1日	南区相模大野五丁目31番1号	252-0377	749-2134
新潟市 (8区・14出張 所) (人口: 767,713人) ※2	新潟市役所	平成19年4月1日	中央区学校町通1番町602番地1	951-8550	(025)228-1000
	北区役所	平成19年4月1日	北区東栄町1丁目1番14号	950-3393	387-1000
	北出張所	-	北区松浜1丁目7番地9	950-3126	387-1705
	東区役所	平成19年4月1日	東区下木戸1丁目4番1号	950-8709	272-1000
	石山出張所	-	東区石山1丁目1番12号	950-0852	250-2820
	中央区役所	平成19年4月1日	中央区西堀通6番町866番地	951-8553	223-1000
	東出張所	-	中央区蒲原町7番1号	950-0083	241-4111
	南出張所	-	中央区新和3丁目3番1号	950-0972	283-0406
	江南区役所	平成19年4月1日	江南区泉町3丁目4番5号	950-0195	383-1000
	横越出張所	-	横越中央1丁目1番1号	950-0292	385-2111
	秋葉区役所	平成19年4月1日	秋葉区程島2009番地	956-8601	(025)23-1000
	小須戸出張所	-	秋葉区小須戸120番地5	956-0192	25-5720
	南区役所	平成19年4月1日	南区白根1235番地	950-1292	(025)373-1000
	味方出張所	-	南区味方1544番地	950-1294	372-6805
	月潟出張所	-	南区月潟535番地	950-1304	372-6905
	西区役所	平成19年4月1日	西区寺尾東3丁目14番41号	950-2097	268-1000
	西出張所	-	西区内野町413番地	950-2112	262-3111
	黒埼出張所	-	西区大野町2843番地1	950-1196	377-3101
	西蒲区役所	平成19年4月1日	西蒲区巻甲2690番地1	953-8666	(0256)73-1000
	岩室出張所	-	西蒲区西中860番地	953-0192	82-4111
西川出張所	-	西蒲区旗屋585番地1	959-0492	88-3111	
潟東出張所	-	西蒲区三方1番地	959-0592	86-3111	
中之口出張所	-	西蒲区中之口626番地	950-1327	(025)375-2712	
静岡市 (3区・3支所) (人口: 673,804人) ※2	静岡市役所	平成17年4月1日	葵区追手町5番1号	420-8602	(054)254-2111
	葵区役所	平成17年4月1日	葵区追手町5番1号	420-8602	254-2115
	井川支所	-	葵区井川656番地の2	428-0504	260-2211
	駿河区役所	平成17年4月1日	駿河区南八幡町10番40号	422-8550	202-5811
	長田支所	-	駿河区上川原13番1号	421-0132	259-5522
	清水区役所	平成17年4月1日	清水区旭町6番8号	424-8701	354-2111
蒲原支所	-	清水区蒲原新田一丁目21番1号	421-3211	385-3111	

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
浜松市 (3区) (人口:776,750人) ※2	浜松市役所	平成19年4月1日	中央区元城町103番地の2	430-8652	(053)457-2111
	中央区役所	令和6年1月1日	中央区元城町103番地の2	430-8652	457-2111
	浜名区役所	令和6年1月1日	浜名区貴布祢3000番地	434-8550	587-3111
	天竜区役所	令和6年1月1日	天竜区二俣町二俣481番地	431-3392	926-1111
名古屋市 (16区・6支所) (人口: 2,322,143人) ※2	名古屋市役所	昭和31年9月1日	中区三の丸三丁目1番1号	460-8508	(052)961-1111
	千種区役所(仮設庁舎)	昭和12年10月1日	千種区星が丘山手103番地	464-8644	762-3111
	東区役所	明治41年4月1日	東区筒井一丁目7番74号	461-8640	935-2271
	北区役所	昭和19年2月11日	北区清水四丁目17番1号	462-8511	911-3131
	楠支所	-	北区楠二丁目974番地	462-0012	901-2261
	西区役所	明治41年4月1日	西区花の木二丁目18番1号	451-8508	521-5311
	山田支所	-	西区八筋町358番地の2	452-0815	501-1311
	中村区役所	昭和12年10月1日	中村区松原町1丁目23番地の1	453-8501	483-8161
	中区役所	明治41年4月1日	中区栄四丁目1番8号	460-8447	241-3601
	昭和区役所	昭和12年10月1日	昭和区阿由知通3丁目19番地	466-8585	731-1511
	瑞穂区役所	昭和19年2月11日	瑞穂区瑞穂通3丁目32番地	467-8531	841-1521
	熱田区役所	昭和12年10月1日	熱田区神宮三丁目1番15号	456-8501	681-1431
	中川区役所	昭和12年10月1日	中川区高畑一丁目223番地	454-8501	362-1111
	富田支所	-	中川区春田三丁目215番地	454-0985	301-8141
	港区役所	昭和12年10月1日	港区港明一丁目12番20号	455-8520	651-3251
	南陽支所	-	港区春田野三丁目1801番地	455-0873	301-8118
	南区役所	明治41年4月1日	南区前浜通3丁目10番地	457-8508	811-5161
	守山区役所	昭和38年2月15日	守山区小幡一丁目3番1号	463-8510	793-3434
	志段味支所	-	守山区下志段味一丁目1401番地	463-0003	736-2000
	緑区役所	昭和38年4月1日	緑区青山二丁目15番地	458-8585	621-2111
	徳重支所	-	緑区元徳重一丁目401番地	458-0852	875-2202
	名東区役所	昭和50年2月1日	名東区上社二丁目50番地	465-8508	773-1111
	天白区役所	昭和50年2月1日	天白区島田二丁目201番地	468-8510	803-1111
京都市 (11区・3支所) (人口: 1,436,247人) ※2	京都市役所	昭和31年9月1日	中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	604-8571	(075)222-3111
	北区役所	昭和30年9月1日	北区紫野東御所田町33番地の1	603-8511	432-1181
	上京区役所	明治12年4月10日	上京区今出川通室町西入堀出シ町285	602-8511	441-0111
	左京区役所	昭和4年4月1日	左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	606-8511	702-1000
	中京区役所	昭和4年4月1日	中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地	604-8588	812-0061
	東山区役所	昭和4年4月1日	東山区清水五丁目130番地の6	605-8511	561-1191
	山科区役所	昭和51年10月1日	山科区柳辻池尻町14番地の2	607-8511	592-3050
	下京区役所	明治12年4月10日	下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8	600-8588	371-7101
	南区役所	昭和30年9月1日	南区西九条南田町1番地の3	601-8511	681-3111
	右京区役所	昭和6年4月1日	右京区太秦下刑部町12番地	616-8511	861-1101
	西京区役所	昭和51年10月1日	西京区上桂森下町25番地の1	615-8522	381-7121
	洛西支所	-	西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2	610-1198	332-8111
	伏見区役所	昭和6年4月1日	伏見区鷹匠町39番地の2	612-8511	611-1101
	深草支所	-	伏見区深草向畑町93番地の1	612-0861	642-3101
	醍醐支所	-	伏見区醍醐大構町28番地	601-1366	571-0003

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
大阪市 (24区) (人口: 2,777,328人) ※2	大阪市役所	昭和31年9月1日	北区中之島一丁目3番20号	530-8201	(06)6208-8181
	北区役所	平成元年2月13日	北区扇町二丁目1番27号	530-8401	6313-9625
	都島区役所	昭和18年4月1日	都島区中野町二丁目16番20号	534-8501	6882-9625
	福島区役所	昭和18年4月1日	福島区大開一丁目8番1号	553-8501	6464-9625
	此花区役所	大正14年4月1日	此花区春日出北一丁目8番4号	554-8501	6466-9625
	中央区役所	平成元年2月13日	中央区久太郎町一丁目2番27号	541-8518	6267-9625
	西区役所	明治22年4月1日	西区新町四丁目5番14号	550-8501	6532-9625
	港区役所	大正14年4月1日	港区市岡一丁目15番25号	552-8510	6576-9625
	大正区役所	昭和7年10月1日	大正区千島二丁目7番95号	551-8501	4394-9625
	天王寺区役所	大正14年4月1日	天王寺区真法院町20番33号	543-8501	6774-9625
	浪速区役所	大正14年4月1日	浪速区敷津東一丁目4番20号	556-8501	6647-9625
	西淀川区役所	大正14年4月1日	西淀川区御幣島一丁目2番10号	555-8501	6478-9625
	淀川区役所	昭和49年7月22日	淀川区十三東二丁目3番3号	532-8501	6308-9625
	東淀川区役所	大正14年4月1日	東淀川区豊新二丁目1番4号	533-8501	4809-9625
	東成区役所	大正14年4月1日	東成区大今里西二丁目8番4号	537-8501	6977-9625
	生野区役所	昭和18年4月1日	生野区勝山南三丁目1番19号	544-8501	6715-9625
	旭区役所	昭和7年10月1日	旭区大宮一丁目1番17号	535-8501	6957-9625
	城東区役所	昭和18年4月1日	城東区中央三丁目5番45号	536-8510	6930-9625
	鶴見区役所	昭和49年7月22日	鶴見区横堤五丁目4番19号	538-8510	6915-9625
	阿倍野区役所	昭和18年4月1日	阿倍野区文の里一丁目1番40号	545-8501	6622-9625
	住之江区役所	昭和49年7月22日	住之江区御崎三丁目1番17号	559-8601	6682-9625
	住吉区役所	大正14年4月1日	住吉区南住吉三丁目15番55号	558-8501	6694-9625
	東住吉区役所	昭和18年4月1日	東住吉区東田辺一丁目13番4号	546-8501	4399-9625
平野区役所	昭和49年7月22日	平野区背戸口三丁目8番19号	547-8580	4302-9625	
西成区役所	大正14年4月1日	西成区岸里一丁目5番20号	557-8501	6659-9625	
堺市 (7区) (人口: 808,404人) ※2	堺市役所	平成18年4月1日	堺区南瓦町3番1号	590-0078	(072)233-1101
	堺区役所	平成18年4月1日	堺区南瓦町3番1号	590-0078	228-7403
	中区役所	平成18年4月1日	中区深井沢町2470番地7	599-8236	270-8181
	東区役所	平成18年4月1日	東区日置荘原寺町195番地1	599-8112	287-8100
	西区役所	平成18年4月1日	西区鳳東町6丁600番地	593-8324	275-1901
	南区役所	平成18年4月1日	南区桃山台1丁目1番1号	590-0141	290-1800
	北区役所	平成18年4月1日	北区新金岡町5丁目1番4号	591-8021	258-6706
美原区役所	平成18年4月1日	美原区黒山167番地1	587-8585	363-9311	
神戸市 (10区・2支所・ 13出張所) (人口: 1,492,953人) ※2	神戸市役所	昭和31年9月1日	中央区加納町6丁目5番1号	650-8570	(078)331-8181
	東灘区役所	昭和25年4月1日	東灘区住吉東町5丁目2番1号	658-8570	841-4131
	灘区役所	昭和6年9月1日	灘区桜口町4丁目2番1号	657-8570	843-7001
	中央区役所	昭和55年12月1日	中央区東町115番地	651-8570	335-7511
	兵庫区役所	昭和6年9月1日	兵庫区荒田町1丁目21番1号	652-8570	511-2111
	北区役所	昭和48年8月1日	北区鈴蘭台北町1丁目9番1号	651-1195	593-1111
	山田出張所	-	北区松が枝町2丁目1番地の4	651-1232	581-1001
	北神区役所	平成31年4月1日	北区藤原台中町1丁目2番1号	651-1302	981-5377
	有馬出張所	-	北区有馬町字中ノ畑241番地の1	651-1401	904-0081
	道場出張所	-	北区道場町塩田字下溝尻1418番地	651-1502	985-2381
	八多出張所	-	北区八多町附物字杉脇782番地の7	651-1343	982-0002
	大沢出張所	-	北区大沢町中大沢字泓1000番地の1	651-1524	954-0301
	長尾出張所	-	北区長尾町宅原319番地の2	651-1511	986-2581
	淡河出張所	-	北区淡河町木津字尾通54番地	651-1614	959-0131
	長田区役所	昭和20年5月1日	長田区北町3丁目4番地の3	653-8570	579-2311
	須磨区役所	昭和6年9月1日	須磨区大黒町4丁目1番1号	654-8570	731-4341
	北須磨支所	-	須磨区中落合2丁目2番5号	654-0195	793-1212
	垂水区役所	昭和21年11月1日	垂水区日向1丁目5番1号	655-8570	708-5151
	西区役所	昭和57年8月1日	西区糀台5丁目4-1	651-2295	940-9501
	玉津支所	-	西区玉津町小山180番地の3	651-2195	965-6400
	伊川谷出張所	-	西区池上4丁目15番地の2	651-2111	974-0001
	櫛谷出張所	-	西区櫛谷町長谷字光松71番地の1	651-2235	991-1001
	押部谷出張所	-	西区押部谷町西盛字老之本313番地	651-2202	994-1001
	平野出張所	-	西区平野町宮前字上松148番地	651-2265	961-2001
	神出出張所	-	西区神出町田井字蔵垣内50番地	651-2313	965-1001
	岩岡出張所	-	西区岩岡町岩岡字西場922番地の1	651-2401	967-1001

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号	
岡山市 (4区) (人口: 712,940人) ※2	岡山市役所	平成21年4月1日	北区大供一丁目1番1号	700-8544	(086)803-1000	
	北区役所	平成21年4月1日	北区大供一丁目1番1号	700-8544		
	御津支所	-	北区御津金川1020番地	709-2133		
	建部支所	-	北区建部町福渡489番地	709-3198		
	一宮地域センター	-	北区一宮638番地1	701-1211		
	津高地域センター	-	北区栢谷1682番地	701-1144		
	高松地域センター	-	北区高松原古才247番地	701-1334		
	吉備地域センター	-	北区庭瀬416番地	701-0153		
	足守地域センター	-	北区足守718番地	701-1463		
	中区役所	平成21年4月1日	中区浜三丁目7番15号	703-8544		
	富山地域センター	-	中区円山115番地1	703-8271		
	東区役所	平成21年4月1日	東区西大寺南一丁目2番4号	704-8555		
	瀬戸支所	-	東区瀬戸町瀬戸45番地	709-0897		
	上道地域センター	-	東区東平島191番地	709-0631		
	南区役所	平成21年4月1日	南区浦安南町495番地5	702-8544		
	灘崎支所	-	南区片岡207番地	709-1215		
	妹尾地域センター	-	南区箕島1024番地8	701-0206		
	福田地域センター	-	南区古新田1186番地	701-0203		
	興除地域センター	-	南区中畦593番地	701-0213		
	藤田地域センター	-	南区藤田508番地	701-0221		
児島地域センター	-	南区北浦716番地	702-8012			
福浜地域センター	-	南区福富中一丁目16番22号	702-8032			
広島市 (8区) (人口: 1,180,822人) ※2	広島市役所	昭和55年4月1日	中区国泰寺町一丁目6番34号	730-8586	(082)245-2111	
	中区役所	昭和55年4月1日	中区国泰寺町一丁目4番21号	730-8587		
	東区役所	昭和55年4月1日	東区東蟹屋町9番38号	732-8510		
	温品出張所	-	東区温品五丁目1番18号	732-0033		
	南区役所	昭和55年4月1日	南区皆実町一丁目5番44号	734-8522		
	似島出張所	-	南区似島町字家下752番地の74	734-0017		
	西区役所	昭和55年4月1日	西区福島町二丁目2番1号	733-8530		
	安佐南区役所	昭和55年4月1日	安佐南区古市一丁目33番14号	731-0193		
	佐東出張所	-	安佐南区緑井六丁目29番28号	731-0103		
	祇園出張所	-	安佐南区祇園二丁目48番7号	731-0138		
	沼田出張所	-	安佐南区伴東七丁目64番8号	731-3164		
	安佐北区役所	昭和55年4月1日	安佐北区可部四丁目13番13号	731-0292		
	白木出張所	-	安佐北区白木町大字秋山2391番地の4	739-1414		
	高陽出張所	-	安佐北区深川五丁目13番7号	739-1751		
	安佐出張所	-	安佐北区安佐町大字飯室3052番地の1	731-1142		
	安芸区役所	昭和55年4月1日	安芸区船越南三丁目4番36号	736-8501		
	中野出張所	-	安芸区中野三丁目20番9号	739-0321		
	阿戸出張所	-	安芸区阿戸町6257番地の2	731-4231		
	矢野出張所	-	安芸区矢野東五丁目7番18号	736-0083		
	佐伯区役所	昭和60年3月20日	佐伯区海老園二丁目5番28号	731-5195		
湯来出張所	-	佐伯区湯来町大字和田166番地	738-0601			
北九州市 (7区・9出張所) (人口: 909,579人) ※2	北九州市役所	昭和38年4月1日	小倉北区城内1番1号	803-8501	(093)582-2525	
	門司区役所	昭和38年4月1日	門司区清滝一丁目1番1号	801-8510		
	松ヶ江出張所	-	門司区吉志新町二丁目1番1号	800-0118		
	大里出張所	-	門司区大里原町12番12号	800-0038		
	小倉北区役所	昭和49年4月1日	小倉北区大手町1番1号	803-8510		
	小倉南区役所	昭和49年4月1日	小倉南区若園五丁目1番2号	802-8510		
	曾根出張所	-	小倉南区下曾根四丁目22番1号	800-0217		
	両谷出張所	-	小倉南区徳吉西三丁目7番1号	803-0278		
	東谷出張所	-	小倉南区大字木下704番地の1	803-0184		
	若松区役所	昭和38年4月1日	若松区浜町一丁目1番1号	808-8510		
	島郷出張所	-	若松区鴨生田二丁目1番1号	808-0105		
	八幡東区役所	昭和49年4月1日	八幡東区中央一丁目1番1号	805-8510		
	八幡西区役所	昭和49年4月1日	八幡西区黒崎三丁目15番3号	806-8510		
	折尾出張所	-	八幡西区光明一丁目9番22号	807-0824		
	上津役出張所	-	八幡西区上津役四丁目8番1号	807-0075		
	八幡南出張所	-	八幡西区茶屋の原一丁目6番1号	807-1134		
	戸畑区役所	昭和38年4月1日	戸畑区千防一丁目1番1号	804-8510		
	871-1501					

都市名 (区の数、人口等)	市役所、区役所 出張所等の名称	指定都市移行年月日・ 区設置年月日※1	所在地	〒	電話番号
福岡市 (7区) (人口: 1,645,863人) ※2	福岡市役所	昭和47年4月1日	中央区天神1丁目8番1号	810-8620	(092)711-4111
	東区役所	昭和47年4月1日	東区箱崎二丁目54番1号	812-8653	631-2131
	博多区役所	昭和47年4月1日	博多区博多駅前二丁目8番1号	812-8512	441-2131
	中央区役所	昭和47年4月1日	中央区大名二丁目5番31号	810-8622	714-2131
	南区役所	昭和47年4月1日	南区塩原三丁目25番1号	815-8501	561-2131
	城南区役所	昭和57年5月10日	城南区鳥飼六丁目1番1号	814-0192	822-2131
	早良区役所	昭和57年5月10日	早良区百道二丁目1番1号	814-8501	841-2131
	入部出張所	-	早良区東入部二丁目14番8号	811-1102	804-2011
	西区役所	昭和57年5月10日	西区内浜一丁目4番1号	819-8501	881-2131
	西部出張所	-	西区西都二丁目1番1号	819-0367	806-0004
熊本市 (5区・ 7総合出張所・ 1分室) (人口: 735,675人) ※2	熊本市役所	平成24年4月1日	中央区手取本町1番1号	860-8601	(096)328-2111
	中央区役所	平成24年4月1日	中央区手取本町1番1号	860-8618	328-2555
	東区役所	平成24年4月1日	東区東本町16番30号	862-8555	367-9111
	託麻総合出張所	-	東区長嶺東7丁目11番15号	861-8038	380-3111
	西区役所	平成24年4月1日	西区小島2丁目7番1号	861-5292	329-1111
	河内総合出張所	-	西区河内町船津2069番地5	861-5347	276-1111
	芳野分室	-	西区河内町野出1410番地	861-5343	277-2001
	南区役所	平成24年4月1日	南区富合町清藤405番地3	861-4189	357-4111
	天明総合出張所	-	南区奥古閑町2035番地	861-4125	223-1111
	城南総合出張所	-	南区城南町宮地1050番地	861-4202	(0964)28-3111
	幸田総合出張所	-	南区幸田2丁目4番1号	861-4108	(096)378-0172
	北区役所	平成24年4月1日	北区植木町岩野238番地1	861-0195	272-1111
	清水総合出張所	-	北区清水亀井町14番7号	861-8066	343-9161
龍田総合出張所	-	北区龍田弓削1丁目1番10号	861-8007	338-2231	

※1…政令指定都市移行年月日は各都市の「市役所」の欄に、区設置年月日は各「区役所」の欄に記載

※2…令和6年4月1日現在の推計人口

(2) 政令指定都市区政担当課

(令和6年4月1日現在)

都 市 名	区政担当課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
札幌市	市民文化局 地域振興部 区政課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目1番地 kusei@city.sapporo.jp	(代表) (011)211-2111 (直通) 211-2252 (FAX) 218-5156
仙台市	市民局 区政部 区政課 〒980-0802 仙台市青葉区二日町1番23号 アーバンネット勾当台ビル9階 sim004010@city.sendai.jp	(代表) (022)261-1111 (直通) 214-6125 (FAX) 211-1916
さいたま市	市民局 区政推進部 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 kusei-suishin@city.saitama.lg.jp	(代表) (048)829-1111 (直通) 829-1834 (FAX) 829-1992
千葉市	市民局 市民自治推進部 区政推進課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 kusei.CIC@city.chiba.lg.jp	(代表) (043)245-5111 (直通) 245-5133 (FAX) 245-5155
川崎市	市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課 〒210-0007 川崎市川崎区宮本町1番地 21階 25kusei@city.kawasaki.jp	(代表) (044)200-2111 (直通) 200-2357・58 (FAX) 200-3800
横浜市	市民局 区政支援部 区連絡調整課 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 sh-kuren@city.yokohama.lg.jp	(代表) (045)671-2121 (直通) 671-2067 (FAX) 664-5295
相模原市	市民局 区政推進課 〒252-5277 相模原市中央区中央二丁目11番15号 kuseisuishin@city.sagamihara.lg.jp	(代表) (042)754-1111 (直通) 769-9812 (FAX) 754-7990
新潟市	市民生活部 市民協働課 〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1 shiminkyodo@city.niigata.lg.jp	(代表) (025)228-1000 (直通) 226-1102 (FAX) 228-2230
静岡市	総務局 総務課 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 soumu@city.shizuoka.lg.jp	(代表) (054)254-2111 (直通) 221-1004 (FAX) 205-1377
浜松市	市民部 市民協働・地域政策課 〒430-8652 浜松市中央区元城町103番地の2 shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp	(代表) (053)457-2111 (直通) 457-2094 (FAX) 457-2750
名古屋市	スポーツ市民局 地域振興部 区政課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 a3112@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp	(代表) (052)961-1111 (直通) 972-3112 (FAX) 972-4458
京都市	文化市民局 地域自治推進室(区政推進担当) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 kusei@city.kyoto.lg.jp	(代表) (075)222-3111 (直通) 222-3048 (FAX) 222-3042
大阪市	市民局 区政支援室 区行政制度担当 〒530-8201 大阪市北区中之島一丁目3番20号 ca0003@city.osaka.lg.jp	(代表) (06)6208-8181 (直通) 6208-7321 (FAX) 6202-7073

都 市 名	区政担当課名・所在地・メールアドレス	電話・FAX番号
堺 市	市民人権局 市民生活部 区政推進課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 kusui@city.sakai.lg.jp	(代表) (072)233-1101 (直通) 228-7579 (FAX) 228-0371
神 戸 市	地域協働局 区役所課 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 kuyakusho@office.city.kobe.lg.jp	(代表) (078)331-8181 (直通) 322-5071 (FAX) 322-6010
岡 山 市	市民生活局 市民生活部 区政推進課 〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 kuseisuishin@city.okayama.lg.jp	(代表) (086)803-1000 (直通) 803-1033 (FAX) 803-1875
広 島 市	企画総務局 区政課 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp	(代表) (082)245-2111 (直通) 504-2888 (FAX) 504-2069
北 九 州 市	総務市民局 市民部 区政推進課 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 sou-suishin@city.kitakyushu.lg.jp	(代表) - (直通) (093)582-2107 (FAX) 562-1307
福 岡 市	市民局 総務部 区政推進課 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 kuseisuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp	(代表) (092)711-4111 (直通) 707-3864 (FAX) 733-5595
熊 本 市	文化市民局 市民生活部 地域政策課 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp	(代表) (096)328-2111 (直通) 328-2031 (FAX) 351-2030

7 各区のシンボルマーク

千 種 区



昭和46年11月に公募。405点の中から選ばれた。

千種の「千」の字を伸びる樹にみたくて意匠化し、太陽と緑にめぐまれた千種区をイメージさせる。

(昭和47年1月20日制定)

中 村 区



全体は中村の中を表し、左側にム、右側にラを配している。

いつの世でも中村区がたえず前進することを願い、今まさに大空に向かって飛び立とうとしている鳥のイメージを表現している。

(昭和62年4月制定)

東 区



東=「EAST」のEをデザイン化したもので、全体の丸味は区民の和と明るい未来を象徴している。

(昭和62年9月制定)

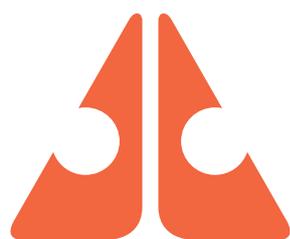
中 区



「中」の文字をデザイン化し、飛翔する鳥の姿と縦横に走るストリートをイメージさせて、発展する中区を表現したものである。

(昭和62年11月制定)

北 区



市制100周年を機に応募作461点から選定。

区名「北」の漢字をデザイン化し、区民の和と協調を表すとともに、雄飛発展する北区の輝く未来を力強く象徴している。

(昭和63年2月制定)

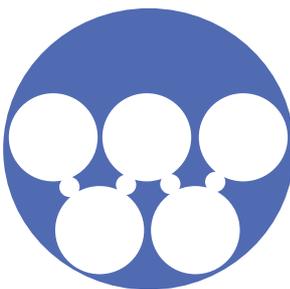
昭 和 区



昭和区のイニシャル「S」の広がり、区の飛躍、発展を表し、幸運をよぶ四つ葉のクローバーを重ねたデザインである。

(昭和62年3月制定)

西 区



英語の西=「WEST」の頭文字Wをデザイン化し、丸のつらなりで区民の連帯を象徴し、一丸となって豊かな明日をひらくエネルギーを表現している。

(昭和63年1月25日制定)

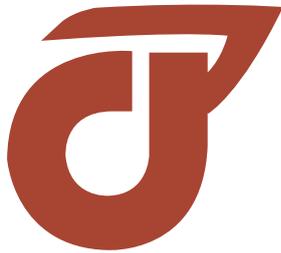
瑞 穂 区



「いつまでも住みつづけたいまち—瑞穂区」の願いをこめて、イニシャル「M」を花びらにアレンジし、中央に名所、山崎川の清流を組み合わせ、瑞穂区の限りない発展・躍進を表している。

(昭和62年10月制定)

熱 田 区



(昭和62年3月制定)

アツタの「ア」を図案化したもので、上部の矢先で区の発展を、下部の円形で区民の連帯と和を表している。

守 山 区



(昭和58年10月制定)

守山の頭文字「M」と「山」を組み合わせて象形化したもので、外側の丸形の「M」が区民相互のふれあいの豊かさを、全体で鳥が大空へ飛び出すがごとく、伸びゆく守山を表している。

中 川 区



(昭和61年11月制定)

「中川」の文字を区の全体にデザインし、川が多い中川区の特徴を生かして文字の中にイメージしたものである。

緑 区



(昭和49年2月制定)

昭和48年4月に緑区区制10周年を記念し、区民より募集したもののうちの入選作。
みどりの「み」と木の葉をデザイン化したもので、緑区が無限に成長する願いもこめられている。

港 区



(昭和62年4月14日制定)

みなと区の「み」と港をゆうゆうと飛ぶ「カモメ」を組み合わせたもので、港区の限りない発展と躍進を希求するものである。

名 東 区



(昭和55年3月15日制定)

区制施行5周年を記念して区民から募集した応募作品の中から選定したもので、めいとうの「め」をデザインし、人の和と名古屋の東玄関名古屋インターチェンジのイメージを盛りこんだもの。

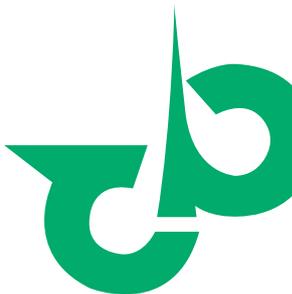
南 区



(昭和63年1月制定)

「莊子」の図南鵬翼の意からミナミの「ミ」を、調和・団結・発展の3本の白線が未来に向けて飛翔する姿を表し、地色は南を表す朱雀と区民の情熱を意味する深紅でデザインしたものである。

天 白 区



(昭和60年2月制定)

天白区の「て・ん」の二文字を組み合わせて、区民が手を組み協力していく姿をデザイン化したもの。
中央のとがった形は、天白区の未来への発展を表現している。

8 区の木・区の花・区の歌等

区名	区の木 (制定年月日)	区の花 (制定年月日)	区の歌等 (制定年月日)
千種区	ハナミズキ (H2.1.22)	アジサイ (H2.1.22)	ちくさおまつり音頭 (H23.10)
東区	モクレン (S63.4)	ボタン (S63.4)	ひがし音頭 (S63.7)
北区	さくら (S63.6)	コスモス (S63.6)	北区小唄 (S29)
西区	やなぎ (S47.9)	さくらそう (S63.1)	西区よいとこ音頭 (H19.5)
中村区	サツキ (S62.4.27)	スイセン (H2.3.1)	
中区	いちょう (S62.11)	パンジー (S62.11)	
昭和区	ハナミズキ (H元.11.29)	ハナショウブ (H元.11.29)	昭和区民のうた 「好きです昭和区」 (H25.6)
瑞穂区	サクラ (S62.10.1)	サクラ (H元.12.12)	みずほ音頭 (S41)
熱田区	クロガネモチ (H元.10)	ハナショウブ (H元.10)	
中川区	クロマツ (S62.5)	ハボタン (S62.5)	
港区	クスノキ・サザンカ (S62.4.14)	ハイビスカス (H2.10)	みなと区音頭 (S62.4.14)
南区	クスノキ (S63.1.12)	ひまわり (S63.1.12)	
守山区	どんぐり (S63.2.17)	桔梗 (S63.2.17)	区の日：2月15日 (S62.11.7)
緑区	カエデ (H元.12)	ミヤコワスレ (H元.12)	緑区の歌 (S49.2.13)
名東区	ケヤキ (H2.3.1)	ナデシコ (H2.3.1)	名東音頭(S60.2.1) わがまち名東(H19.5.10)
天白区	キンモクセイ (H元.6.1)	マーガレット (H元.6.1)	てんぱく音頭 (H元.6.1)